

法務総合研究所

研 究 部 報 告

37

高齢犯罪者の実態と意識に関する研究
－高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析－

2 0 0 7

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部報告第37号は、高齢受刑者及び高齢保護観察対象者に対して実施した調査結果等を基に、矯正及び更生保護における高齢犯罪者の実態分析を中心に取りまとめて刊行するものである。

法務総合研究所では、昭和59年版犯罪白書の特集「豊かな社会における犯罪」の中で「高齢化社会と犯罪」を取り上げ、高齢犯罪者の問題について分析を行った。その後、我が国の高齢化が更に進んだ平成3年には、「高齢化社会と犯罪」を犯罪白書の特集テーマとして取り上げ、犯罪者の高齢化とそれが処遇面に及ぼす影響等について調査して報告した。

平成3年当時と比較して、我が国社会の高齢化ははるかに進んでいる。一方、犯罪情勢を見ると、8年以降、一般刑法犯の認知件数は毎年戦後最多を更新し、14年のピークを過ぎた後、現在は減少の兆しを見せ始めているものの、依然として高水準にあって予断を許さず、また、国民の治安に対する不安にも根強いものがある。

矯正及び更生保護を取り巻く状況も平成3年当時と比較して大きく変わった。現在、刑事施設は、過剰収容の状態が続く中で、18年5月24日から「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」(平成17年法律第50号)が施行され、処遇の個別化の原則の下、個々の受刑者の資質及び環境に応じた最も適切な処遇の実施に取り組み始めている。更生保護の分野においても、近時、その再犯防止機能に対し、国民の厳しい目が向けられるようになり、更生保護制度全般の抜本的な検討・見直しが進められ、保護観察対象者の改善更生及び再犯防止を促進するための取組が行われている。

我が国の高齢化の進展に伴って、高齢犯罪者は増加し、受刑者や保護観察対象者に占める高齢者の割合も年々上昇傾向にある。こうした高齢犯罪者の増加は、高齢受刑者に対する医療費の増大、職員の介護負担の増加、出所者の帰住調整の困難化等を引き起こしている。更生保護の領域でも、認知症等による処遇困難者の増加や更生保護施設での生活の長期化等の問題を生じさせている。高齢受刑者及び高齢保護観察対象者は、今後も更に増加し続けるであろうと予想され、高齢犯罪者の様々な問題に対応するための諸施策の展開が喫緊の課題となっている。

こうした情勢を背景として、本研究は、特に、高齢受刑者及び高齢保護観察対象者に焦点を当て、その実態を明らかにするとともに、彼らに対する処遇の充実のための基礎的資料を提供することを目的とした。

本報告書が、今後の高齢犯罪者に対する諸施策を立案する上で、さらには、高齢犯罪者の更生のために諸機関が連携を一層推進していく上で、いささかでも寄与することができれば幸いである。また、本研究の結果が、我が国の高齢者問題に関心を持つ国民各層の客観的・多面的な理解の一助となることをも願うものである。

最後に、今回の調査を実施する上で、御理解と御協力を賜った刑事施設、保護観察所を始めとする法務省関係機関の各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成19年3月

法務総合研究所所長

松 永 榮 治

要 旨 紹 介

本報告は、高齢受刑者及び高齢保護観察対象者（本報告書において、高齢者とは、特に断りのない限り65歳以上の者をいう。以下同じ。）に対して実施した調査結果等を基に、矯正及び更生保護における高齢犯罪者の実態分析を中心にまとめたものである。以下では、利用の参考のため、その要旨を紹介する。

1 研究の目的及び方法

高齢犯罪者の増加の背景として、どのような社会的要因があるのか、高齢犯罪者の質的な変化が認められるのか、もし認められるとすれば、そうした高齢犯罪者の質的变化に合わせて、刑事司法機関を始めとした関係諸機関は、いかにして効果的な再犯防止及び改善更生のための処遇をなし得るのかなどの問題意識が、本研究に取り組んだ背景にある。

ただし、高齢犯罪者の諸問題の解決のための取組は始まったばかりである。課題の範囲は広く、分析・考察すべき論点の数も多い。そこで、本研究では、高齢犯罪者に関する探究の第一歩として、特に、高齢犯罪者の様々な問題に既に直面し、その課題解決を迫られている矯正及び更生保護における高齢犯罪者に焦点を当てることとした。高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の実態を分析するとともに、彼らに対する現状の処遇上の課題を明らかにすることによって、次の段階の高齢犯罪者研究への足掛かりにしたいと考えた。

本研究においては、まず、近時の高齢犯罪者の検挙人員等を概観した上で、法務省大臣官房司法法制部の資料を基に、高齢犯罪者の量的、質的变化を分析した。

次に、矯正及び更生保護の現場の高齢者の実態を把握するために行った特別調査の結果を分析した。この特別調査は、①平成18年8月1日から同年11月30日までに出所した高齢受刑者の実態及び意識調査、②同じ出所者中、仮釈放で出所した者に対して、出所後1か月の時点で実施した意識調査から構成されている。こうした方法によって、仮釈放で出所した者についてだけではあるが、出所前の意識と出所後の現実の生活を踏まえての意識の差異等を浮かび上がらせることを目指した。

2 研究結果の概要

(1) 高齢犯罪者の概況

我が国の高齢者の一般刑法犯検挙人員は、近年、数の上でも、また、検挙人員全体に占める割合の上でも増加の一途をたどっている。罪名別に高齢者の検挙人員の動向を見たところ、様々な罪名において、高齢者の増加が目立った。高齢者による犯罪が必ずしも窃盗等の利得が動機となる財産犯においてのみ増加しているのではないということは、近年の高齢犯罪者の増加が経済的困窮によるもののみではなく、多くの要因が絡まりあって生じている現象であると推測させるものである。

(2) 矯正における高齢受刑者の実態

近年、高齢新受刑者数は急激に増加しており、その伸びは新受刑者総数に対する割合で見ても、昭和61年の0.9%から平成17年の4.9%と約5.4倍に上昇している。

年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合を、総人口に占める60歳以上の人口の割合等を用いて将来推計を試みたところ、平成28年末には、60歳以上の在所受刑者は総数の17.6%程度を占めると予測された。さらに、総人口に占める65歳以上の割合が最も高くなると見込まれる62年には、35.2%にまで達

すると予測された。

高齢受刑者の多くを占めるのは、若いころから犯罪を繰り返してきた多数回入所者である。彼らの特徴は、刑事施設への入所度数が増加するにつれ、罪名が窃盗及び詐欺に集約されていく傾向が見られること、再犯期間が次第に短くなっていくことである。入所度数が20度以上の者では、窃盗と詐欺の合計の割合が約8割を占め、出所後3か月未満で刑務所に再入所した者が約半数を占めた。

医療面での状況を見ると、高齢受刑者のうち、加齢に伴う身体機能の衰退、疾病等があり、医療刑務所又は医療重点施設に収容する必要があるP級受刑者は、平成8年は33人であったが、17年は59人と約1.8倍になっている。また、専門的な治療処遇を必要とする高齢受刑者や特別な養護的処遇を必要とする高齢受刑者も増加傾向にある。

受刑者の再入所状況を見ると、仮釈放者では年齢層による違いがほとんど見られないのに対し、満期釈放者では、高齢者の再入所率が64歳以下と比較して約10ポイント近く高くなっていた。

(3) 更生保護における高齢保護観察対象者の実態

高齢保護観察対象者の新規受理人員は、仮釈放者、保護観察付き執行猶予者のいずれにおいても増加を続けている。数の上では少数ではあるものの、取り分け女子の増加率の伸びが大きい。64歳以下に比べて、65歳以上の高齢保護観察対象者は家族と同居しておらず、単身で生活している割合が高く、無職の者が多いなど、更生に当たっての障壁を有する者が少なくない。

(4) 高齢出所受刑者及び高齢仮釈放者の実態と意識

ここでは、出所直前的高齢受刑者及び刑事施設を仮釈放により出所した高齢保護観察対象者に対する調査結果を分析した。

高齢出所受刑者に対する意識調査においては、犯罪原因の認識、金銭困窮状況、健康状態、出所後の心配事等、幅広い領域に関して、回答を求め、その結果を分析した。

金銭面では、半数以上が金銭困窮状況に陥ったことがあると回答していた。定職に就いていたとする者でも4割近くが金銭困窮状態に陥ったことがあるとしており、仕事があっても経済的に決して恵まれているわけではないことがうかがわれた。

健康面では、「健康でいられるのは自分しだいである」と健康のための自らの心掛けを大切と考える割合が最も高かったが、高齢層になるほど、健康でいられる理由を「神様のおかげ」、「医者のお腕しだい」等、自分以外のものに求めようとする傾向が強まっていた。

現在の心境面では、若いころとは異なる、日々の楽しみを見いだそうとする気持ちがある一方で、これまでの人生を振り返ると決して充実したものではなかったし、これからも悪いことが起こるのではないかという不安が高年齢層ほど強いことがうかがわれた。また、身体、精神機能の衰えなどを自覚し始めてはいるが、うまく対処できないで精神的な不安定感が増している様子もうかがわれた。

他方、調査対象となった高齢仮釈放者も様々な問題を有することが分かった。

例えば、同居者を見ると、配偶者との同居率が低くなり、更生保護施設や他の親族との同居率が高くなり、受刑を契機として家族関係に不安定な変動があったことがうかがわれる。刑務所出所前の帰住予定先と出所後のアンケート記載時点における実際の同居者の一致の度合いは必ずしも高くはなく、例えば、受刑中に配偶者や子供を帰住予定先としていても、出所後予定どおり同居できていない者も少なくない。

経済状態に関連しては、仕事に就いていると回答した者の割合が少なく、病気なので仕事ができない者や就労を望んでいながらまだ見つからないと答えた者もかなりいることや、生活費の入手先として公的年金を挙げた者が一般高齢者に比較して顕著に低いこと等が分かった。

現在の健康に関する悩みとして、経済上の問題、看病や介護についての不安、病院に行っても治らないのではといった健康についての悲観的な考えなどを持つ者もあり、健康上の問題も小さくないことが分かった。

様々な問題を抱える高齢仮釈放者であるが、保護観察とのかかわりで見ると、大多数の者が生活の報告をしたとしている一方で、現在の生活で「健康がすぐれないこと」、「仕事がないこと」と答えた者の中でも、保護司に、それぞれ「健康の悩みや心配ごとについて相談した」、「仕事の悩みや心配ごとについて相談した」と回答した者は約半数強、「お金がないこと」、「頼れる者がいないこと」と答えた者のうち、保護司に、それぞれ「お金の悩みや心配ごとについて相談した」、「人間関係の悩みや心配ごとについて相談した」と回答した者は約2割強に過ぎないことが分かった。

3 まとめと課題

高齢受刑者及び高齢仮釈放者に対する意識調査の結果からは、彼らが人生の終期を迎える準備に入らなければいけないという気持ちを徐々に強めてはきているが、他方で、様々な現実的な問題から抜け出せていないこともあり、矛盾した感情、思考が整理できないままであることがうかがわれた。

こうした高齢受刑者等の個々の悩み、不安等を適切に把握し、解消させるような働き掛けを行い、彼らの人生の質を少しでも向上させていくことが今後の課題といえよう。

また、生活の中で様々な悩みや心配ごとを抱えている高齢仮釈放者の処遇に当たっては、そのニーズを保護観察の処遇者が適切に把握し、必要な援助や働き掛けを実施していく必要があるだろう。

本研究は、高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の実態、特に施設内のみならず社会内での生活をしていく上での問題点等にも調査対象を広げたものであり、現状の高齢犯罪者が更生していくための課題等に関して意識調査等を通じて分析し、取りまとめたものである。本報告書の成果が、今後の高齢犯罪者の再犯防止のための処遇等の在り方を検討する上での基礎資料となれば幸いである。

研究部長

窪 田 守 雄

高齢犯罪者の実態と意識に関する研究
— 高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析 —

総括研究官	近 藤	日出夫
研 究 官	浦 野	浩 昭
研 究 官	大 場	玲 子
研 究 官	小 野	義 浩
研究官補	岸 井	篤 史
研究官補	中 村	統 吾
研究官補	櫻 田	香

目 次

第1章	はじめに	7
第1	我が国における高齢化の現状と諸施策	7
第2	高齢犯罪者の増加に伴う諸問題	8
第3	本研究の目的	8
第2章	高齢犯罪者の概況	10
第1	検挙人員から見た高齢犯罪者の動向	10
1	一般刑法犯検挙人員の推移	10
2	罪名別動向	12
第2	検察段階における動向	16
1	検察庁既済事件	16
2	起 訴	17
3	起訴猶予	18
第3	小 括	21
1	検挙人員の動向	21
2	検察段階における動向	21
第3章	矯正における高齢受刑者の実態	22
第1	矯正における高齢受刑者の動向	22
1	高齢受刑者の全般的動向	22
2	高齢受刑者の動向予測	23
3	高齢受刑者に対する医療等の状況	25
4	諸外国との比較	28
第2	矯正統計に基づく分析	30
1	高齢受刑者の入所時の状況	30
2	高齢受刑者の処遇	36
3	高齢受刑者の出所時の状況	39
4	高齢受刑者の再入所状況	43
第3	小 括	45
1	高齢受刑者の全般的動向	45
2	高齢受刑者の特質	45
3	高齢受刑者の処遇	46
4	高齢受刑者の再入所状況	46
第4章	更生保護における高齢保護観察対象者の実態	47

第 1	高齢保護観察対象者の全般的動向	47
第 2	保護統計に基づく分析	49
1	男女別の状況	49
2	保護観察受理時の状況	49
3	保護観察終了時の状況	53
4	更生保護施設の活用状況	54
第 3	小 括	57
第 5 章	高齢出所受刑者及び高齢仮釈放者の実態と意識の分析	58
第 1	調査方法の概要	58
1	調査の目的	58
2	調査対象者及び実施方法	58
第 2	高齢出所受刑者の実態	60
1	基本属性	60
2	本件罪名	60
3	前科等	61
4	入所前の状況	62
5	身体状況等	64
6	処遇状況	65
7	出所事由	66
第 3	高齢出所受刑者の意識	67
1	分析対象者	67
2	犯罪に関する認識	68
3	生活状況	72
4	健康状況	78
5	価値観、心境等	80
6	出所後の生活について	86
第 4	高齢仮釈放者の意識	89
1	基本属性	89
2	入所前・出所後の変化	91
3	保護観察のかかわり	103
第 5	小 括	106
1	高齢出所受刑者の意識	106
2	高齢仮釈放者の意識	106
第 6 章	まとめと課題	108
第 1	高齢犯罪者の増加とその背景要因	108

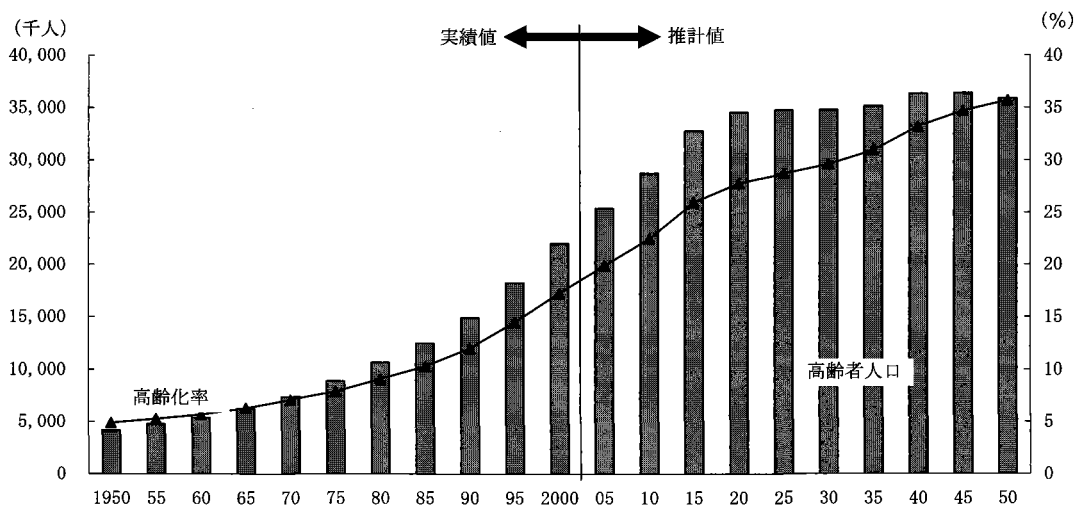
第 2	高齢受刑者の増加と処遇の充実	108
第 3	高齢保護観察対象者に対する処遇の充実	109
第 4	今後の高齢犯罪者研究に向けて	109
巻末資料 1	高齢受刑者調査票（職員記入用）.....	113
巻末資料 2	高齢受刑者アンケート用紙	116
巻末資料 3	生活と困りごとに関するアンケート	123
巻末資料 4	単純集計表（高齢受刑者調査（職員記入用））	127
巻末資料 5	単純集計表（高齢受刑者アンケート）.....	134
巻末資料 6	単純集計表（生活と困りごとに関するアンケート）.....	144
巻末資料 7	罪名等の定義	151

第1章 はじめに

第1 我が国における高齡化の現状と諸施策

平成18年版高齡社会白書によれば、17年に我が国の総人口は、前年に比べて2万人減少し、戦後、初めてマイナスとなった。一方、65歳以上の高齡者（以下「高齡者」という。）人口は、過去最高の2,560万人となり、総人口に占める割合（以下「高齡化率」という。）も20.04%と、初めて20%を超えた。今後も、高齡者人口は、平成32年まで急速に増加するため、27年には高齡化率が26.0%、62年には35.7%に達し、国民の約3人に1人が高齡者という極めて高齡化の進んだ社会の到来が見込まれている（図1-1参照）。

図1-1 高齡化の推移と将来推計



- 注 1 「平成18年版高齡社会白書」による。
 2 「高齡者人口」とは、65歳以上の人口をいう。
 3 「高齡化率」とは、65歳以上の人口が、総人口に占める割合をいう。
 4 2005年以降は推計値である。

高齡者の生活状況を見ると、一人暮らしの高齡者は増加を続け、特に男性で一人暮らしの高齡者の割合が今後大きく伸びることが予想されている。また、高齡者の雇用情勢も依然として厳しい情勢が続いており、生活保護を受けている者のうち65歳以上の者は38.2%を占めているなど、一部の富裕な高齡者層を除けば、高齡者の生活状況は決して楽観視することはできないであろう。

我が国の急速な少子高齡化は、公的年金や社会保障制度等、様々な面で大きな問題を引き起こし、それへの対応が強く求められている。

こうした情勢を受け、政府は、平成7年12月に高齡社会対策基本法(平成7年法律第129号)を施行した。同法は、「『国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加

する機会が確保される公正で活力ある社会』、『国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会』、『国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会』の構築」を基本理念として掲げ、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的としている。同法に基づき、高齢社会対策大綱が策定され、高齢者個々人のライフスタイルが多様化している状況を踏まえた各種施策が総合的に推進されている。

第2 高齢犯罪者の増加に伴う諸問題

こうした我が国社会における高齢化の波は、犯罪情勢にも様々な影響を及ぼしつつある。一般刑法犯検挙人員に占める高齢犯罪者の割合は、昭和61年には2.6%であったが、平成17年には10.9%と1割を超えた。受刑者や保護観察対象者に占める高齢者の割合も年々上昇傾向にある。しかも、こうした高齢犯罪者の割合の上昇は、総人口に占める高齢者の割合の上昇よりも急ピッチである点に大きな特徴がある。過去においても現在においても、最も犯罪を好発するのは若年層であるのは依然として事実であるが、年を取っても犯罪から「足を洗う」ことができない高齢犯罪者の割合が急速に増えていることは、将来、刑事司法に少なからぬ影響を与えることが予想される。

既に、こうした高齢犯罪者の増加は、刑務所における高齢受刑者に対する医療費の増大、職員の介護負担の増加、出所者の帰住調整の困難化等を引き起こしている。更生保護の領域でも、認知症等による処遇困難者の増加や更生保護施設での生活の長期化等の問題を生じさせている。

第3 本研究の目的

「高齢化社会と犯罪」を特集した平成3年版犯罪白書は、我が国における成人犯罪のうち、主として中高年齢層の者の犯罪に焦点を絞り、その動向、特質、背景を明らかにしている。それによると、30代から上の年齢層の被疑者については、被疑者の年齢層が高くなるほど、検察官による起訴猶予処分の割合が高まっていること、被告人の年齢層が高くなるほど、窃盗及び詐欺の実刑率が高くなっていること、我が国の受刑者の高齢化は、60歳以上の者の人口構成比が我が国より高い英国、ドイツ及びフランス等の諸外国と比較しても、はるかに進んでいること等を指摘し、その背景要因を探っている。

平成3年当時と比較して、我が国社会の高齢化ははるかに進んでいる。一方、犯罪情勢

を見ると、8年以降、一般刑法犯の認知件数は毎年戦後最多を更新し、14年のピークを過ぎた後、現在は減少の兆しを見せ始めているものの、依然として高水準にあって予断を許さず、また、国民の治安に対する不安にも根強いものがある。

こうした社会情勢、犯罪情勢の変化等によって、高齡犯罪者が量的、質的にどのように変化してきているのか、そうした高齡犯罪者の特質に合わせて、刑事司法機関はいかにして効果的な処遇をなし得るのかなどの問題意識が、本研究に取り組んだ背景にある。

ただし、高齡犯罪者の諸問題の解決のための取組は始まったばかりであり、課題の範囲は広く、分析・考察すべき論点の数も多い。そこで、本研究では、高齡犯罪者に関する探究の第一歩として、矯正及び更生保護における高齡犯罪者の処遇に焦点を当て、その実態に関する基礎的資料を提供するとともに、現状における課題を明らかにすることによって、次の段階の研究への足掛かりとしたい。

現在、刑事施設は、過剰収容の状態が続く中で、平成18年5月24日から施行された「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成17年法律第50号、以下「受刑者処遇法」という。）に基づき、処遇の個別化の原則の下、個々の受刑者の資質及び環境に応じた最も適切な処遇の実施に取り組み始めている。更生保護の分野においても、近時、その再犯防止機能に対し、国民の厳しい目が向けられるようになり、更生保護制度全般の抜本的な検討・見直しが進められ、保護観察対象者の改善更生及び再犯防止を促進するための取組が行われている。

こうした矯正及び更生保護における犯罪者処遇の充実強化を図る上で、近い将来、現在にも増して重要な課題となるのが、増加する高齡犯罪者にいかに対応し、改善更生及び社会復帰をいかに促進していくかというテーマと思われる。

本研究においては、このような観点から、最初に、近時の高齡犯罪者の動向について、矯正及び更生保護の入口段階である検挙、検察段階において、どのような状況にあるかを公的な統計資料等に基づいて概観する。

次に、法務省大臣官房司法法制部の資料を基に、年齢層別の比較、経年比較等によって、最近の高齡受刑者及び高齡保護観察対象者の特質を明らかにしたい。

最後に、矯正及び更生保護の現場の高齡者の実態を把握するために行った特別調査の結果を報告する。この特別調査は、①平成18年8月1日から同年11月30日までに出所した高齡受刑者の実態及び意識調査、②同じ出所者中、仮釈放で出所した者に対して、出所後1か月の時点で実施した意識調査から構成される。こうした方法によって、仮釈放で出所した者についてだけではあるが、出所前の意識と出所後の現実の生活を踏まえての意識との差異を浮かび上がらせることを目指した。

なお、本研究において高齡者とは原則として65歳以上の者を指すこととする。ただし、統計資料の関係で65歳の年齢の区切りがないものについては、60歳以上の者とする場合もある。また、本研究における罪名等の定義は、巻末資料7のとおりである。

第2章 高齢犯罪者の概況

ここでは、矯正及び更生保護の高齢犯罪者の実態分析の前提として、まず検挙人員から見た高齢犯罪者の動向及び検察段階における高齢犯罪者の動向について概観しておくこととする。

第1 検挙人員から見た高齢犯罪者の動向

1 一般刑法犯検挙人員の推移

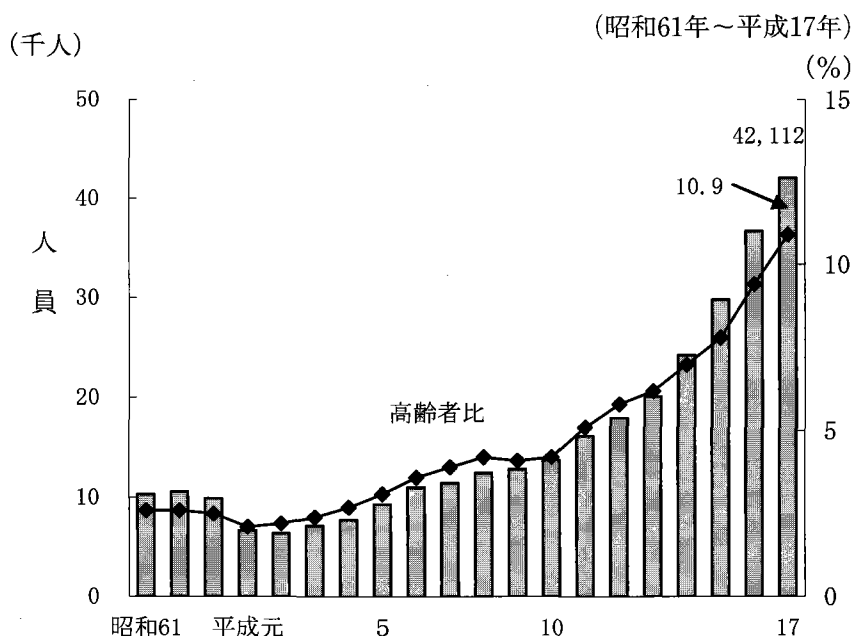
一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合は、年々高くなっている。

一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の人員及び割合の推移は、図2-1-1-1のとおりである。

一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の人員は、平成3年以降、増加傾向にある。一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合は、昭和61年には2.6%であったが、平成17年には10.9%と1割を超えた。

社会全体の高齢化が進行しているため、高齢者の検挙人員が増加し、一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合が上昇傾向にあるのは当然といえるかもしれない。では、高齢犯

図2-1-1-1 一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の人員及び割合の推移



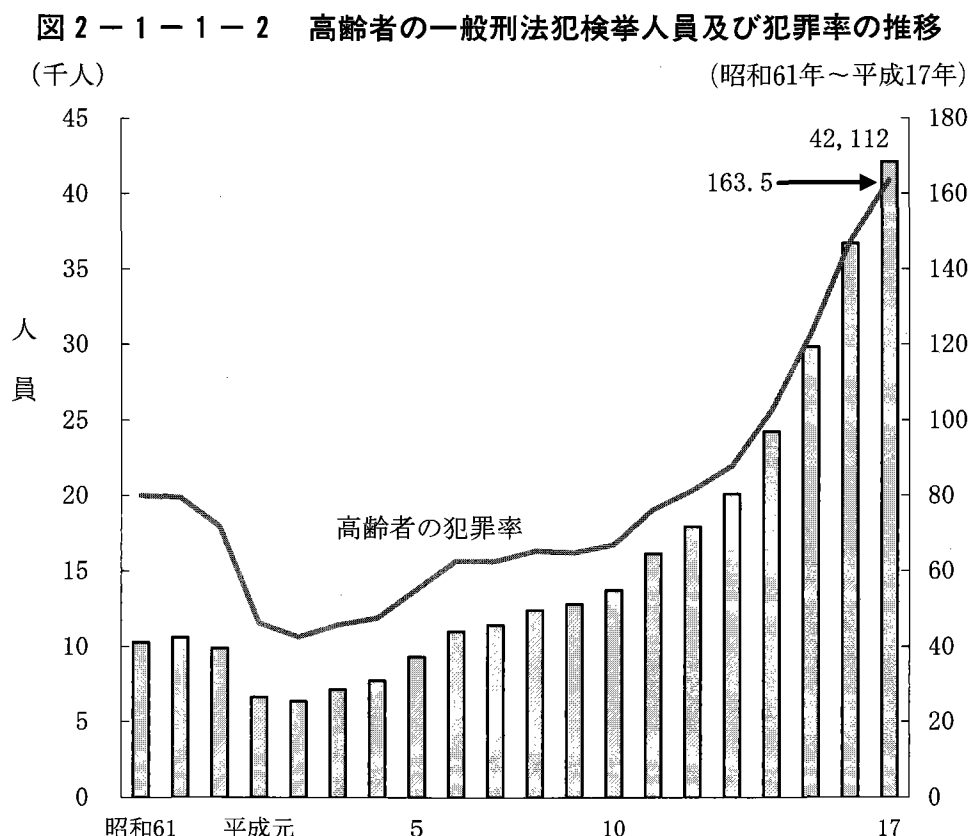
注 1 警察庁の統計による。

2 「高齢者比」とは、一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の人員の割合をいう。

罪者の増加は、高齢者人口と比較した場合、どのように増加しているのでしょうか。

65歳以上の高齢者の一般刑法犯検挙人員及び犯罪率（同年齢人口10万人当たりの一般刑法犯検挙人員の比率）の推移（昭和61年以降）は、図2-1-1-2のとおりである。

高齢者の犯罪率は、平成3年以降、上昇傾向にあり、高齢者人口の増加以上に高齢者の一般刑法犯検挙人員は増加している。



注 1 総務省の統計及び警察庁の統計による。

2 「高齢者の犯罪率」とは、65歳以上の人口10万人当たりの65歳以上の一般刑法犯検挙人員の比率をいう。

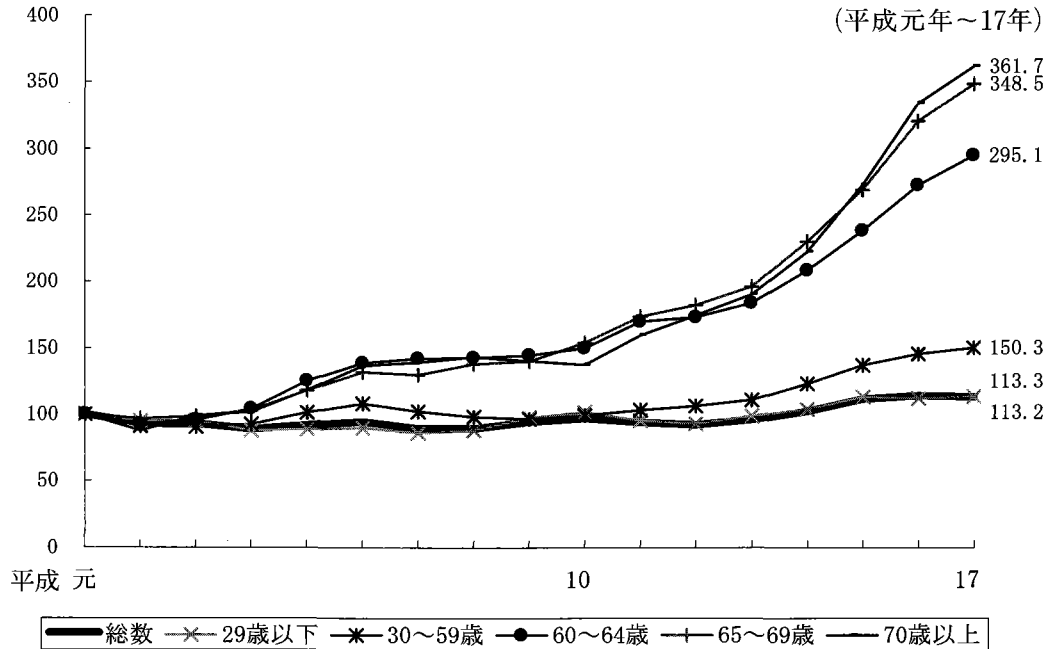
次に、各年齢層別に犯罪率がどのように変化しているかを比較検討する。

年齢層別の犯罪率の変化率の推移（平成元年以降）は、図2-1-1-3のとおりである。

犯罪率の絶対値は年齢層が若いほど高いが、平成元年の各年齢層の犯罪率を100とした場合の犯罪率の変化率は、年齢層が高くなるほど高くなっている。

以上から、近年の検挙人員の動向から見た高齢犯罪者は、高齢者人口の増加以上に増えているし、その犯罪率の変化率は他の年齢層よりも高いことが分かった。

図 2 - 1 - 1 - 3 年齢層別犯罪率の変化率の推移



注 1 総務省の統計及び警察庁の統計による。

2 平成元年を100とした指数である。

2 罪名別動向

近年、高齢犯罪者は人口比で見ても、他の年齢層と比較しても増加の程度が著しい。では、どのような罪名において増加傾向が著しいのであろうか。ここでは、罪名別に高齢者の検挙人員の動向を見ていく。

平成17年の一般刑法犯の主要罪名別・年齢層別検挙人員は、表2-1-2-1のとおりである。

各年齢層別に罪名を見ると、どの年齢層においても窃盗の占める割合が最も高いが、特に高齢者については窃盗の占める割合が64.9%と最も高く、次いで、横領が続き、この二つの罪名で9割近くを占めている。女子の高齢者においては、窃盗の占める割合(89.1%)の高さが一段と目立っている。

高齢者の主要罪名別検挙人員及び犯罪率の推移は、図2-1-2-2のとおりである。

平成元年と17年を比較すると、窃盗が2万2,196人、遺失物等横領が9,114人増加しており、この二つの罪名で、この期間の高齢者の一般刑法犯検挙人員の増加分(3万5,487人)の88.2%を占めている。

しかし、近年、高齢者の検挙人員及び犯罪率が増加・上昇傾向にある罪名は、窃盗及び遺失物等横領だけではない。強盗が増加・上昇傾向にあるほか、傷害、暴行、脅迫等の粗暴犯も増加・上昇傾向にある。また、性犯罪のうち強制わいせつが増加・上昇傾向にある点も注目される。

表 2 - 1 - 2 - 1 一般刑法犯の主要罪名別・年齢層別検挙人員

(平成17年)

罪 名	総 数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	男 子	女 子
総 数	262,433 (100.0)	66,932 (100.0)	47,164 (100.0)	37,068 (100.0)	48,019 (100.0)	21,142 (100.0)	42,108 (100.0)	28,823 (100.0)	13,285 (100.0)
殺 人	1,267 (0.5)	253 (0.4)	303 (0.6)	219 (0.6)	247 (0.5)	107 (0.5)	138 (0.3)	123 (0.4)	15 (0.1)
強 盗	2,685 (1.0)	1,146 (1.7)	625 (1.3)	413 (1.1)	309 (0.6)	97 (0.5)	95 (0.2)	89 (0.3)	6 (0.0)
傷 害	20,969 (8.0)	6,058 (9.1)	5,855 (12.4)	3,587 (9.7)	3,399 (7.1)	996 (4.7)	1,074 (2.6)	995 (3.5)	79 (0.6)
暴 行	12,425 (4.7)	2,648 (4.0)	3,336 (7.1)	2,273 (6.1)	2,487 (5.2)	800 (3.8)	881 (2.1)	828 (2.9)	53 (0.4)
恐 喝	3,798 (1.4)	1,407 (2.1)	1,143 (2.4)	565 (1.5)	488 (1.0)	134 (0.6)	61 (0.1)	57 (0.2)	4 (0.0)
窃 盗	122,669 (46.7)	27,346 (40.9)	19,151 (40.6)	15,944 (43.0)	21,989 (45.8)	10,906 (51.6)	27,333 (64.9)	15,500 (53.8)	11,833 (89.1)
侵入盗	9,520 (3.6)	3,209 (4.8)	2,425 (5.1)	1,686 (4.5)	1,428 (3.0)	396 (1.9)	376 (0.9)	333 (1.2)	43 (0.3)
乗り物盗	13,800 (5.3)	6,064 (9.1)	2,410 (5.1)	1,594 (4.3)	1,852 (3.9)	746 (3.5)	1,134 (2.7)	1,070 (3.7)	64 (0.5)
非侵入盗	99,349 (37.9)	18,073 (27.0)	14,316 (30.4)	12,664 (34.2)	18,709 (39.0)	9,764 (46.2)	25,823 (61.3)	14,097 (48.9)	11,726 (88.3)
詐 欺	10,578 (4.0)	2,758 (4.1)	2,394 (5.1)	1,969 (5.3)	2,048 (4.3)	704 (3.3)	705 (1.7)	580 (2.0)	125 (0.9)
横 領	59,784 (22.8)	18,275 (27.3)	7,132 (15.1)	7,018 (18.9)	11,907 (24.8)	5,643 (26.7)	9,809 (23.3)	8,835 (30.7)	974 (7.3)
強 姦	922 (0.4)	392 (0.6)	308 (0.7)	118 (0.3)	75 (0.2)	15 (0.1)	14 (0.0)	14 (0.0)	—
放 火	705 (0.3)	141 (0.2)	157 (0.3)	122 (0.3)	161 (0.3)	63 (0.3)	61 (0.1)	47 (0.2)	14 (0.1)
そ の 他	26,631 (10.1)	6,508 (9.7)	6,760 (14.3)	4,840 (13.1)	4,909 (10.2)	1,677 (7.9)	1,937 (4.6)	1,755 (6.1)	182 (1.4)

注 1 警察庁の統計による。

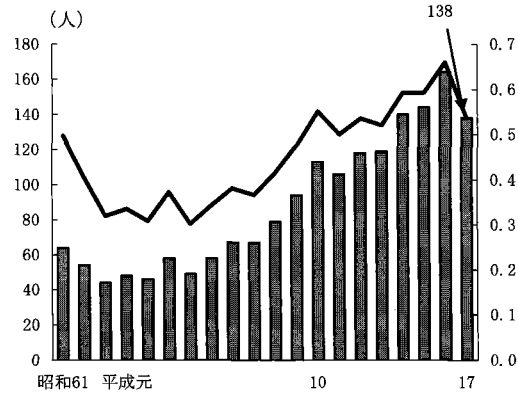
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

3 () 内は、構成比である。

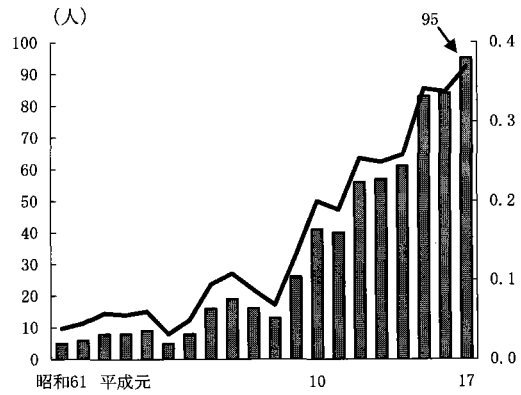
図 2 - 1 - 2 - 2 高齢者の主要罪名別検挙人員及び犯罪率の推移

(昭和61年～平成17年)

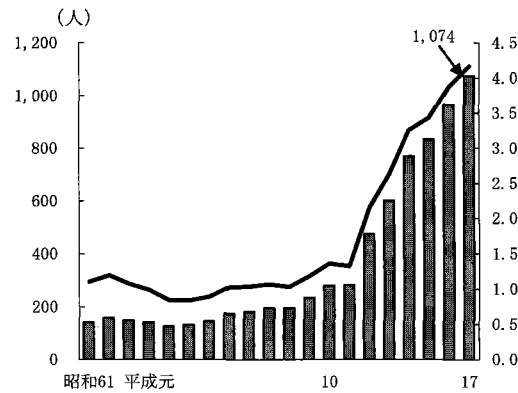
① 殺人



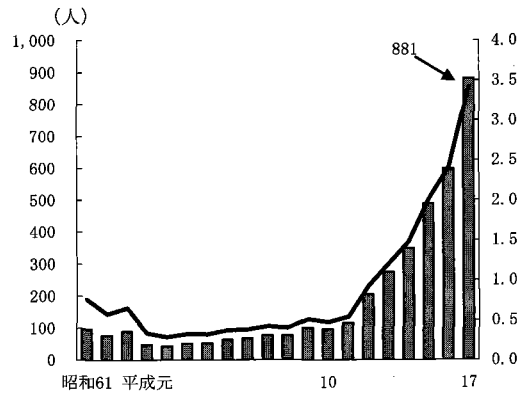
② 強盗



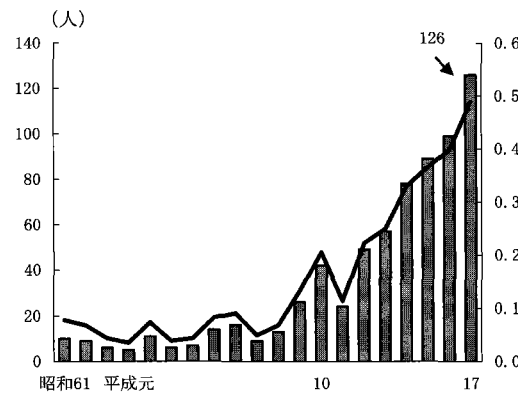
③ 傷害



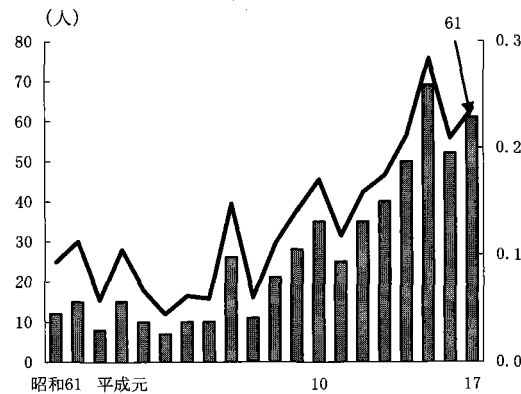
④ 暴行



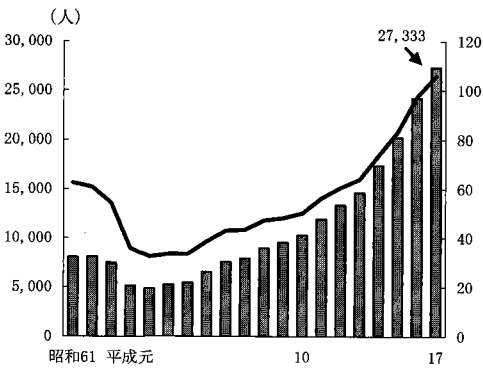
⑤ 脅迫



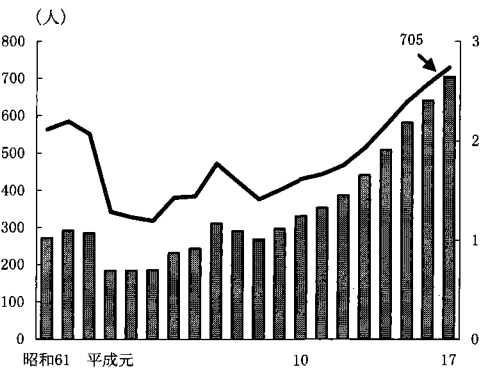
⑥ 恐喝



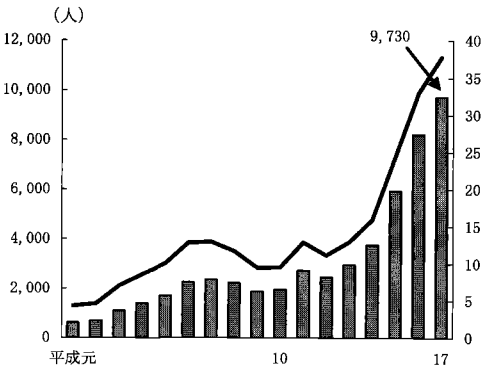
⑦ 窃盗



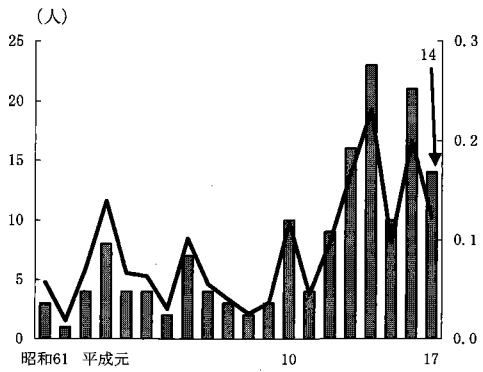
⑧ 詐欺



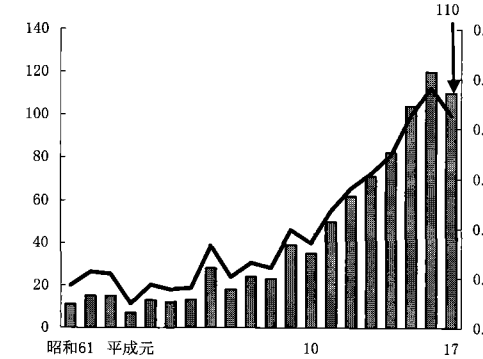
⑨ 遺失物等横領



⑩ 強姦



⑪ 強制わいせつ



注 1 警察庁の統計による。
2 「犯罪率」とは、65歳以上の人口10万人当たりの65歳以上の検挙人員の比率をいう。
ただし、「強姦の犯罪率」は、65歳以上の男性人口10万人当たりの65歳以上の検挙人員である。
3 昭和63年以前の高齢者の遺失物等横領の検挙人員の資料はない。

第2 検察段階における動向

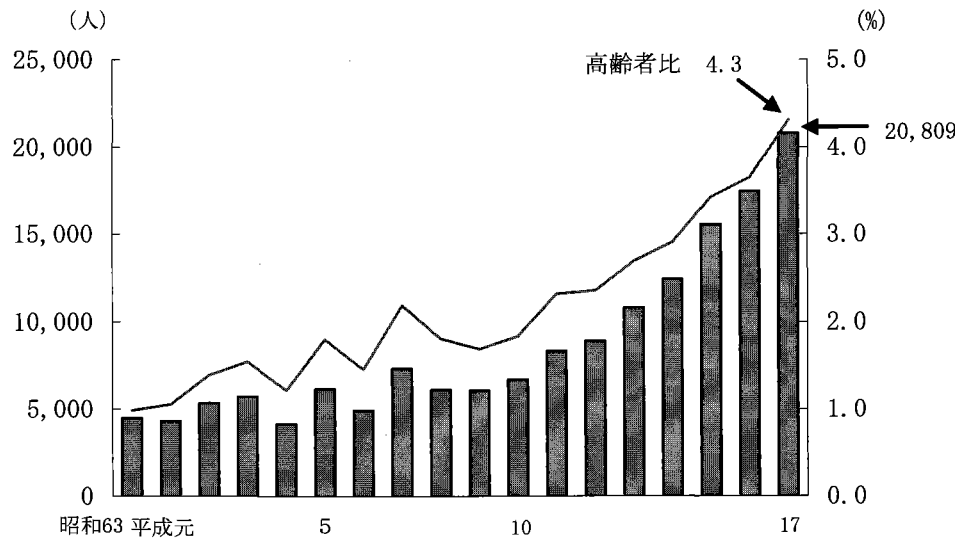
一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合が上昇傾向にあることが認められたが、犯罪者処遇の次の段階である検察段階、裁判段階においてはどうかであろうか。増加する高齢犯罪者に対して検察、裁判がどのように対応しているかを概観しておくことは、更に次の段階である矯正、更生保護における高齢犯罪者の処遇を考える上で、不可欠と考える。

ただし、検察段階における高齢者の動向に関しては、検察統計年報によることができたが、裁判段階における公的統計資料である司法統計年報には、年齢区分別の統計値が掲載されていない。そのため、裁判段階における高齢者の動向については、今後の課題とし、ここでは検察段階における高齢者の動向についてのみ概観する。

1 検察庁既済事件

検察庁既済事件の人員に占める高齢者の推移は、図2-2-1-1のとおりである。
高齢者の割合は、昭和63年には1.0%(4,467人)であったが、平成17年には4.3%(20,809人)を占めた。昭和63年と比べると、人員で約4.7倍、その占める割合も4倍以上となった。

図2-2-1-1 検察庁既済事件人員に占める高齢者の推移
(昭和63年～平成17年)



注 1 検察統計年報による。
2 交通関係業過及び道交違反を除く。
3 「高齢者比」とは、検察庁既済事件人員に占める65歳以上の人員の割合をいう。

平成17年の一般刑法犯の主要罪名別・年齢層別検察庁既済人員は、表2-2-1-2のとおりである。

65歳以上の一般刑法犯の検挙人員においては、窃盗、横領の占める割合がそれぞれ64.9%、23.3%であったが、65歳以上の一般刑法犯の検察庁既済人員においては、窃盗が

49.9%，横領が11.5%となっている。

表 2 - 2 - 1 - 2 一般刑法犯の主要罪名別・年齢層別検察庁既済人員

(平成17年)

罪 名	総 数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	男 子	女 子
総 数	200,948 (100.0)	58,128 (100.0)	48,734 (100.0)	33,570 (100.0)	33,591 (100.0)	11,713 (100.0)	15,212 (100.0)	11,870 (100.0)	3,342 (100.0)
殺 人	1,192 (0.6)	188 (0.3)	293 (0.6)	197 (0.6)	230 (0.7)	113 (1.0)	171 (1.1)	144 (1.2)	27 (0.8)
強 盗	1,719 (0.9)	655 (1.1)	360 (0.7)	345 (1.0)	256 (0.8)	63 (0.5)	40 (0.3)	37 (0.3)	3 (0.1)
傷 害	25,609 (12.7)	7,482 (12.9)	7,322 (15.0)	4,295 (12.8)	3,987 (11.9)	1,210 (10.3)	1,313 (8.6)	1,232 (10.4)	81 (2.4)
暴 行	11,102 (5.5)	2,352 (4.0)	3,069 (6.3)	2,064 (6.1)	2,181 (6.5)	706 (6.0)	730 (4.8)	681 (5.7)	49 (1.5)
恐 喝	4,961 (2.5)	1,993 (3.4)	1,443 (3.0)	719 (2.1)	562 (1.7)	165 (1.4)	79 (0.5)	74 (0.6)	5 (0.1)
窃 盗	81,105 (40.4)	24,647 (42.4)	18,201 (37.3)	12,703 (37.8)	13,134 (39.1)	4,824 (41.2)	7,596 (49.9)	4,928 (41.5)	2,668 (79.8)
詐 欺	16,340 (8.1)	4,754 (8.2)	3,931 (8.1)	3,125 (9.3)	2,738 (8.2)	915 (7.8)	877 (5.8)	732 (6.2)	145 (4.3)
横 領	14,086 (7.0)	3,835 (6.6)	2,179 (4.5)	2,040 (6.1)	3,004 (8.9)	1,273 (10.9)	1,755 (11.5)	1,648 (13.9)	107 (3.2)
強 姦	1,383 (0.7)	544 (0.9)	511 (1.0)	176 (0.5)	103 (0.3)	29 (0.2)	20 (0.1)	20 (0.2)	0 (0.0)
放 火	866 (0.4)	169 (0.3)	214 (0.4)	167 (0.5)	187 (0.6)	56 (0.5)	73 (0.5)	56 (0.5)	17 (0.5)
そ の 他	42,585 (21.2)	11,509 (19.8)	11,211 (23.0)	7,739 (23.1)	7,209 (21.5)	2,359 (20.1)	2,558 (16.8)	2,318 (19.5)	240 (7.2)

注 1 検察統計年報による。

2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

3 年齢は、処理時のものである。

4 () 内は、構成比である。

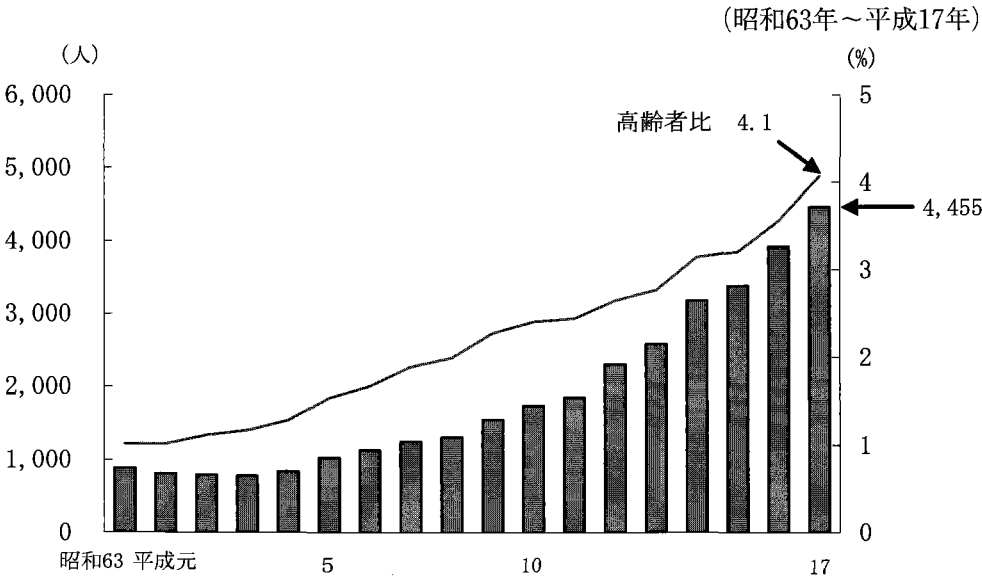
2 起 訴

一般刑法犯の起訴人員に占める高齢者の割合も年々高くなっている。

高齢者の一般刑法犯起訴人員の推移は、図 2 - 2 - 2 - 1 のとおりである。

昭和63年には887人で一般刑法犯起訴人員に占める割合は1.0%であったが、平成17年には4,455人で4.1%を占めており、昭和63年と比べると、人員で約5倍、その占める割合も4倍以上となった。

図 2 - 2 - 2 - 1 高齢者の一般刑法犯起訴人員の推移

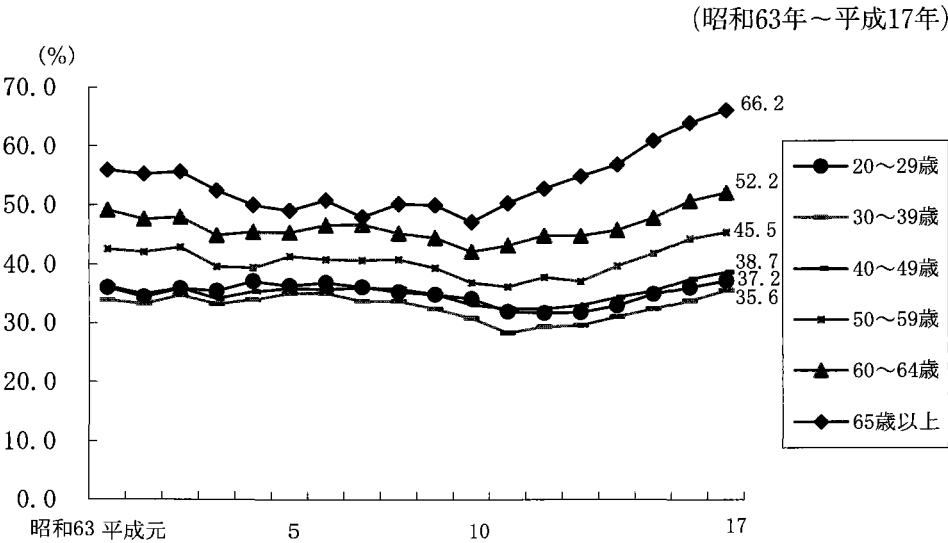


注 1 検察統計年報による。
2 年齢は、犯時のものである。
3 「高齢者比」とは、一般刑法犯起訴人員に占める65歳以上の人員の割合をいう。

3 起訴猶予

一般刑法犯の年齢層別起訴猶予率の推移は、図 2 - 2 - 3 - 1 のとおりである。

図 2 - 2 - 3 - 1 一般刑法犯の年齢層別起訴猶予率の推移

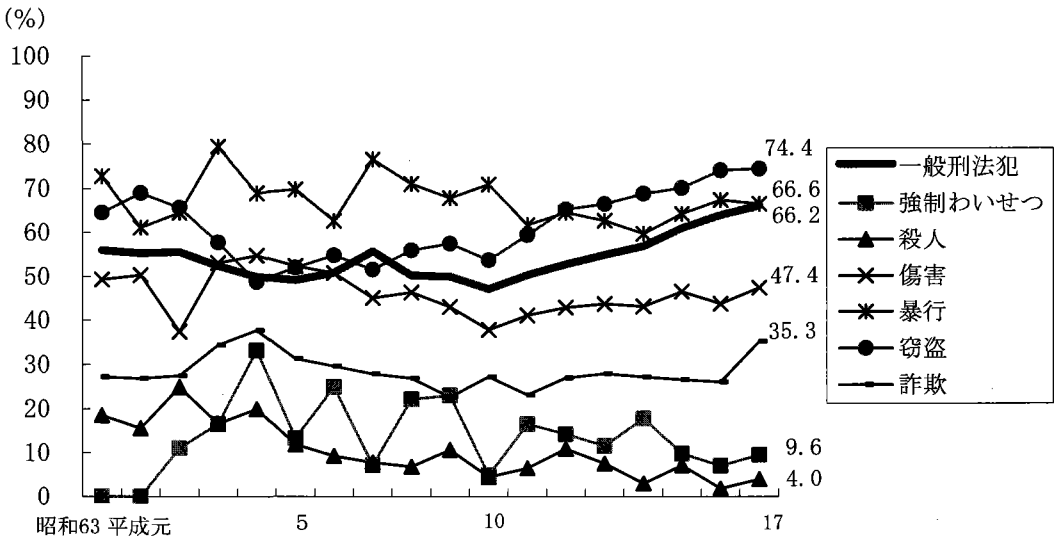


注 1 検察統計年報による。
2 「起訴猶予率」とは、 $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
3 年齢は、犯時のものである。

全体的に近年は、起訴猶予率が上昇傾向にある。起訴猶予率は、50歳未満では、ほとんど差異が見られないが、50歳以上では年齢層が高いほど起訴猶予率が高い。特に65歳以上の高齢者層が、他の年齢層に比べて起訴猶予率が高くなっている。

65歳以上の被疑者の罪名別の起訴猶予率の推移は、図2-2-3-2のとおりである。窃盗の起訴猶予率は上昇傾向にあるものの、暴行、傷害、詐欺等はほぼ横ばい傾向である。他方、近年は、殺人及び強制わいせつの起訴猶予率が低下傾向にある。なお、人数が少ないため、図には掲載しなかったが、強盗の起訴猶予率は、平成17年は10.8%であった。

図2-2-3-2 65歳以上の被疑者の罪名別起訴猶予率の推移



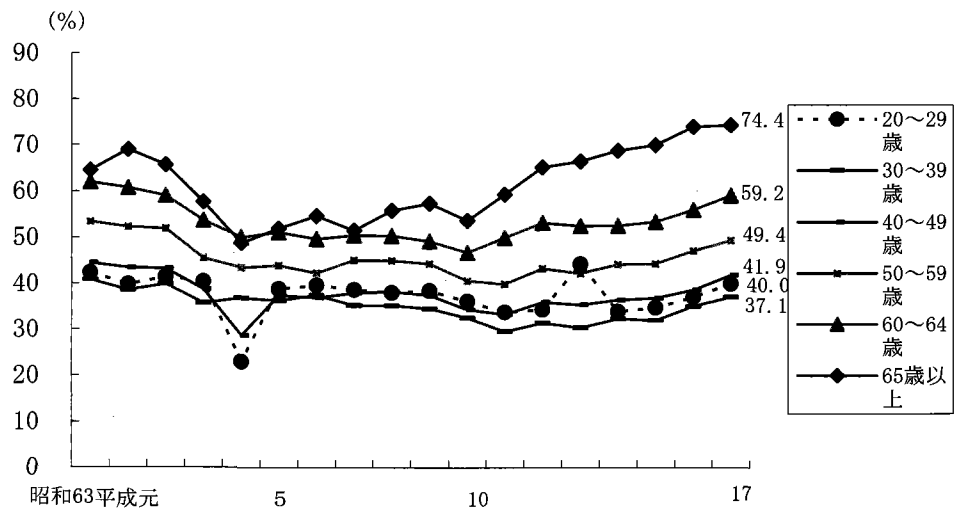
注 1 検察統計年報による。
2 「起訴猶予率」とは、 $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
3 年齢は、犯時のものである。

65歳以上の窃盗の起訴猶予率が、近年、上昇傾向にあることから、こうした傾向が他の年齢層でも見られるか検討する。

窃盗の年齢層別起訴猶予率の推移は、図2-2-3-3のとおりである。
近年は、窃盗の起訴猶予率は各年齢層とも上昇傾向にある。

図 2 - 2 - 3 - 3 窃盗の年齢層別起訴猶予率の推移

(昭和63年～平成17年)



- 注 1 検察統計年報による。
- 2 「起訴猶予率」とは、 $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- 3 年齢は、犯時のものである。

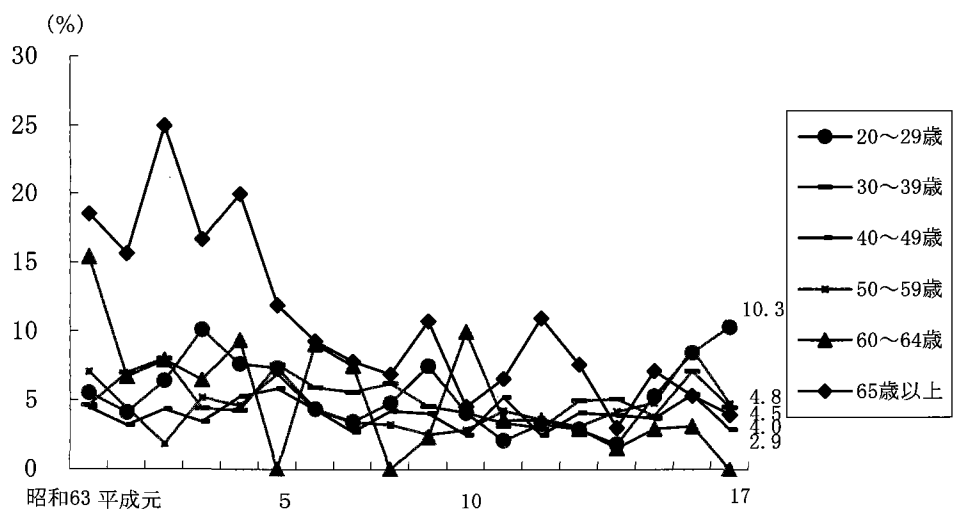
65歳以上の殺人の起訴猶予率が、近年、低下傾向にあることから、こうした傾向が他の年齢層でも見られるか検討する。

殺人の年齢層別起訴猶予率の推移は、図 2 - 2 - 3 - 4 のとおりである。

65歳以上の殺人の起訴猶予率は、以前は他の年齢層に比べて高かったが、最近では他の年齢層との差異はほとんど認められなくなっている。

図 2 - 2 - 3 - 4 殺人の年齢層別起訴猶予率の推移

(昭和63年～平成17年)



- 注 1 検察統計年報による。
- 2 「起訴猶予率」とは、 $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- 3 年齢は、犯時のものである。

第3 小 括

1 検挙人員の動向

我が国の一般刑法犯検挙人員に占める高齢者は、近年、数の上でも、また、一般刑法犯検挙人員全体に占める割合の上でも増加の一途をたどっている。この背景には、国際的に見ても例のない速さで進行している我が国の高齢化がある。

しかし、高齢犯罪者の増加は、社会全体の高齢者人口の急増の帰結としての必然的な現象とばかりは言い切れないものがある。それは、65歳以上の高齢者人口10万人当たりの同年齢の一般刑法犯検挙人員が他の年齢層と比較しても大きく伸張しているからである。

さらに、留意しなければならないことは、より詳細に高齢犯罪者の罪名別の動向を見ると、様々な犯罪において、検挙人員の増加のみならず、犯罪率の伸びが認められたことである。高齢者の検挙人員全体に占める窃盗及び遺失物等横領の割合は、ほかの年齢層のそれと比べて高いことが認められるが、近年、高齢者の検挙人員及び犯罪率が増加・上昇傾向にある罪名は、窃盗及び遺失物等横領だけではない。強盗、傷害、暴行、脅迫、強制わいせつ等、多くの罪名において、高齢者の検挙人員及び犯罪率が増加・上昇傾向にある点が注目される。

高齢者による犯罪が必ずしも窃盗等の利得が動機となる財産犯においてのみ増加しているのではないということは、近年の高齢犯罪者の増加が経済的困窮によるもののみではなく、高齢者の社会的孤立、ライフスタイルの変化等、他の多くの要因が絡まりあって生じている現象であると推測させるものである。

2 検察段階における動向

検察段階においても、高齢者の既済事件人員及び一般刑法犯起訴人員が増加している。

また、高齢者層においては、ほかの年齢層と比較して、一般刑法犯の起訴猶予率が高かった。これは、高齢者の一般刑法犯既済事件人員の罪名の中で最も多くを占める窃盗の起訴猶予率がほかの年齢層のそれと比べて高いことが影響していると思われる。

第3章 矯正における高齢受刑者の実態

第1 矯正における高齢受刑者の動向

1 高齢受刑者の全般的動向

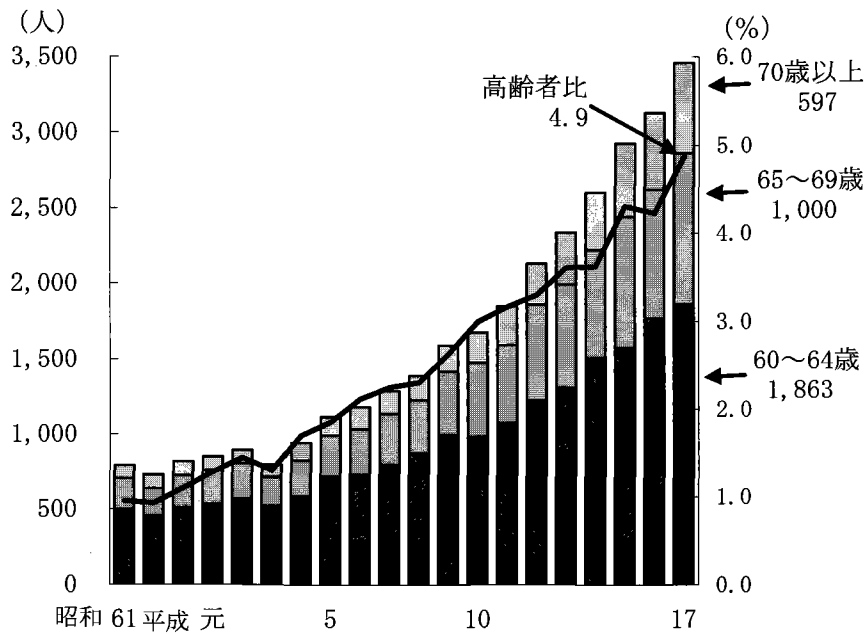
我が国の刑事施設では、収容人員が収容定員を上回る過剰収容の深刻化とともに、外国人の増加及び多国籍化、覚せい剤受刑者の増加、女子の増加等の質的な変化も急速に進行している。その中でも、特に、高齢の受刑者の増加は著しい。

昭和61年以降の60歳以上の新受刑者数及び高齢者比の推移は、図3-1-1-1のとおりである。

近年、65歳以上の新受刑者数は急激に増加している。その伸びは新受刑者総数に対する割合で見ても、昭和61年の0.9%から平成17年の4.9%と約5.4倍に上昇している。

図3-1-1-1 60歳以上新受刑者数及び高齢者比の推移

(昭和61年～平成17年)



注 1 矯正統計年報による。

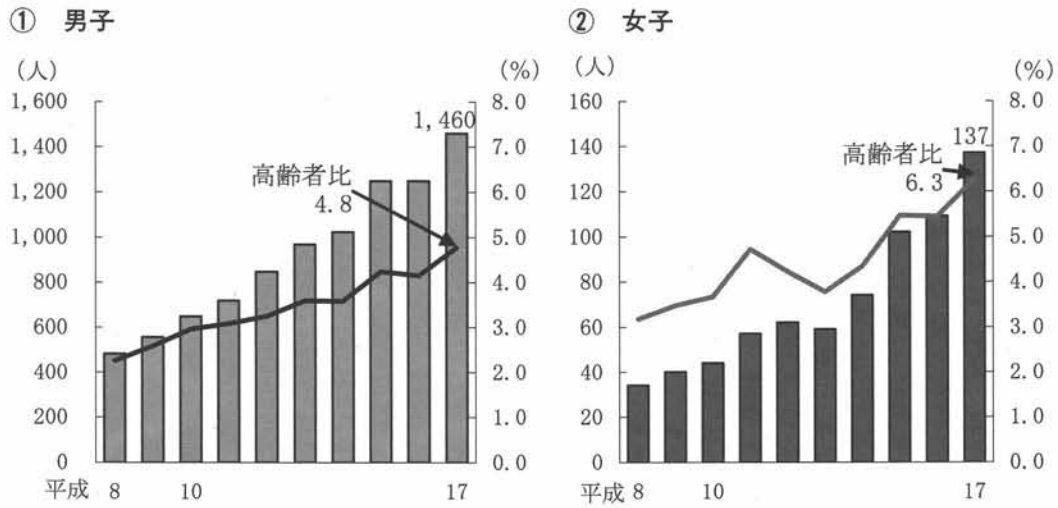
2 「高齢者比」とは、新受刑者に占める65歳以上の人員の割合をいう。

昭和61年以降の高齢新受刑者数及び高齢者比の推移を男女別に見ると、図3-1-1-2のとおりである。

平成14年以降、女子の増加が目立つ。男子は平成8年が483人、17年が1,460人と約3倍に上昇しているのに対し、女子は8年が34人、17年が137人と約4倍に上昇している。

図 3-1-1-2 高齢新受刑者数及び高齢者比の男女別の推移

(平成 8 年～17 年)



注 1 矯正統計年報による。

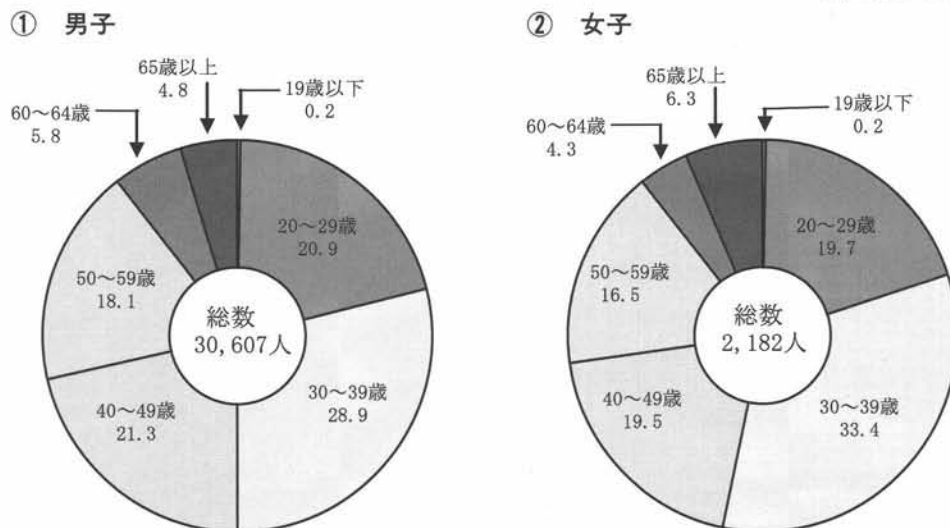
2 「高齢者比」とは、新受刑者に占める65歳以上の人員の割合をいう。

平成17年における新受刑者の男女別の年齢層別構成比は、図 3-1-1-3 のとおりである。

新受刑者に対する65歳以上の割合は、男子よりも女子の方が高い。

図 3-1-1-3 新受刑者の男女別・年齢層別構成比

(平成17年)



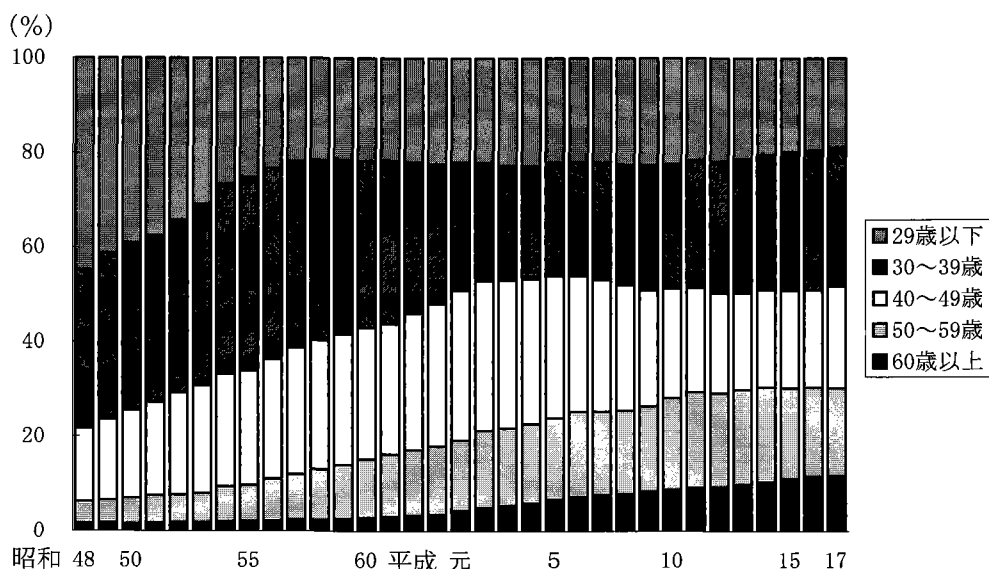
注 矯正統計年報による。

2 高齢受刑者の動向予測

年末在所受刑者の年齢層別構成比の推移は、図 3-1-2-1 のとおりである。

図 3 - 1 - 2 - 1 年末在所受刑者の年齢層別構成比の推移

(昭和48年～平成17年)



注 矯正統計年報による。

年末在所受刑者の過去の統計資料には65歳という年齢区分が存在しないため、60歳以上の構成比の推移を見ると、昭和48年には613人（1.6％）であったのに対し、平成17年には7,837人（11.6％）となっており、高齢化が大きく進行していることが分かる。

今後、我が国は更に高齢者人口の割合が高まっていくことが予測されており、それに伴って、刑務所人口に占める高齢受刑者の割合も高まっていくものと思われる。では、それはどの程度であろうか。

刑務所人口の中で高齢受刑者がどの程度を占めるかは、総人口に占める高齢者の割合だけでなく、今後の犯罪情勢、社会経済的状況等、多くの要因によって影響されるものと思われる。ただし、ここでは、大雑把な推計値を求めることに主眼があることから、もっとも大きな影響を与えていると思われる高齢者人口の推移との関連で将来推計を試みる。

なお、既に述べたように、年末在所受刑者の年齢区分に関する統計値には65歳以上という区分がないため、ここでは年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合の推計を試みる。

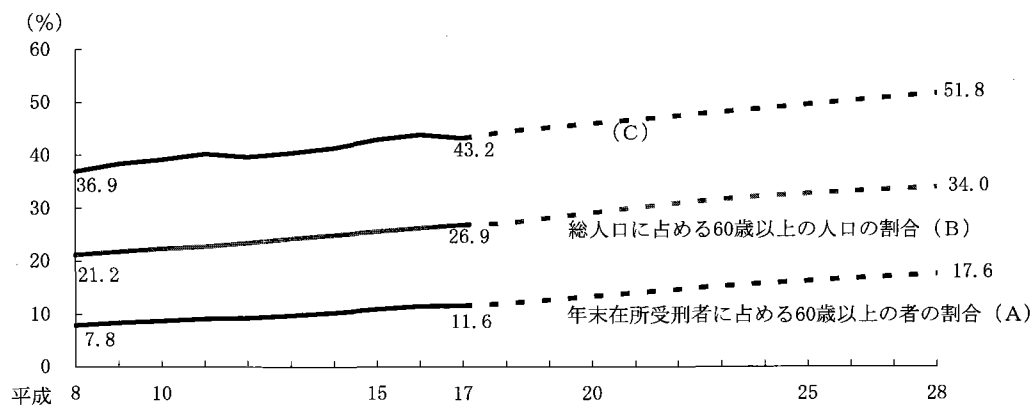
平成8年から17年までの年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合(A)と同期間における総人口に占める60歳以上の人口の割合(B)は、ほぼ直線的に同じような傾向で上昇しており、かなり強い関連が認められる。ただし、8年の時点と17年の時点と比較すると、年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合(A)が1.49倍になっているのに対し、総人口に占める60歳以上の人口の割合(B)は、1.27倍にとどまっている。すなわち、人口の割合の伸び以上に年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合の伸びが大きいのである。そこで、両者の比(A/B)を求めてCとしたところ、Cの値もほぼ一定のプラスの傾きで直線的に増加していることがわかった。

以上から今後も人口の割合の伸び以上に年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合が伸びていくものと仮定し、過去10年間のCの値から単回帰分析によって平成28年までのCの推計値を求めた。そして、Cの推計値と既に公表されているBの推計値から、年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合 ($A=C \times B$) を求めた。その結果は、図3-1-2-2のとおりである。

平成17年の年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合は11.6%であったが、このままの状態が変わらずに続くと仮定すると、前記条件の下における大胆な推計ではあるが、28年には17.6% (約1.5倍) になると予測される。同期における総人口に占める60歳以上の人口の割合の伸びは1.26倍であり、これを大きく上回って刑務所の高齢化が進むことが予測される。

さらに、総人口に占める65歳以上の人口の割合が最も高くなると見込まれる平成62年には、年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合は35.2%にまで達すると予測される。

図3-1-2-2 年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合の将来推計
(平成8年～28年)



注 1 矯正統計年報及び国立社会保障・人口問題研究所の資料による。

2 平成17年以降の割合は予測値である。

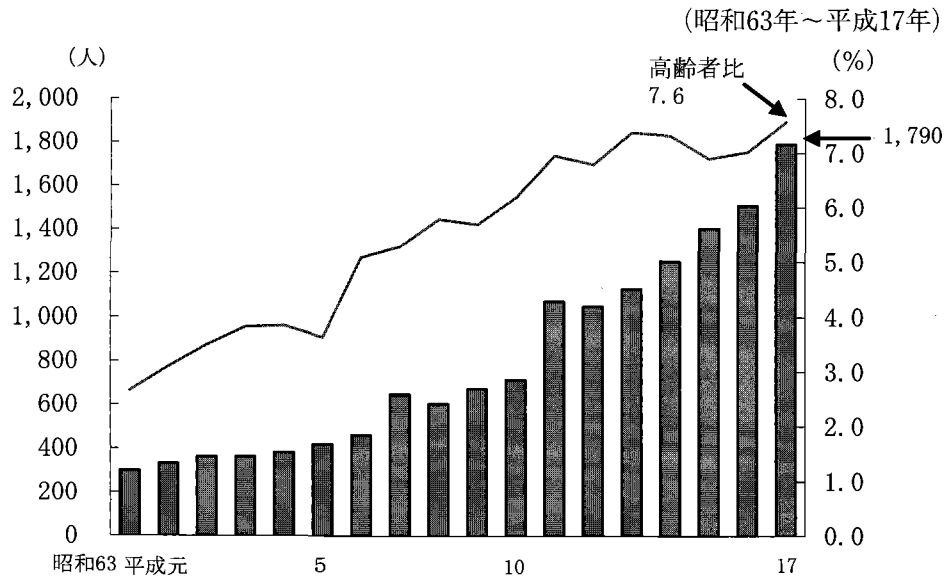
3 (C)の式は、 $y=0.716x+36.717$ 、調整済みR2乗=0.93である。xは、平成8年を1とする「年」を代入する。たとえば、9年は2、10年は3のように代入する。

3 高齢受刑者に対する医療等の状況

65歳以上の既決拘禁者（受刑者、死刑確定者及び労役場留置者）のうちの休養患者（医師の診療を受けた者のうち医療上の必要により病室又はこれに代わる室に収容されて治療を受けたもの）の数及び高齢者比の推移は、図3-1-3-1のとおりである。

65歳以上の休養患者の総数は、ほぼ一貫して増加しており、高齢者比も同様に上昇している。

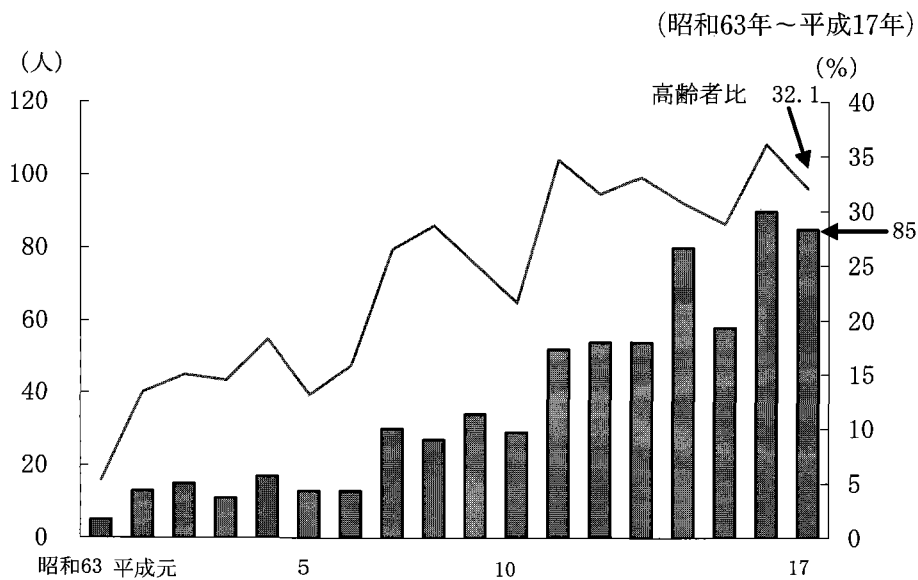
図 3-1-3-1 65歳以上の既決拘禁者の休養患者数及び高齢者比の推移



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 65歳以上の既決拘禁者で、休養患者の総数である。
 3 「高齢者比」とは、休養患者に占める65歳以上の人員の割合をいう。

65歳以上の既決拘禁者の休養患者のうち、病死及び変死による死亡者数及び高齢者比の推移は、図 3-1-3-2 のとおりである。

図 3-1-3-2 65歳以上の既決拘禁者の死亡者数及び高齢者比の推移



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 死亡した65歳以上の既決拘禁者の総数である。
 3 「高齢者比」とは、既決拘禁者の死亡者に占める65歳以上の人員の割合をいう。

65歳以上の死亡者数は増加傾向にあるが、高齢者比もここ数年は30パーセントを超える高水準にある。

日本矯正医学会の調査によれば、平成18年6月30日現在、刑事施設に在所していた60歳以上の高齢受刑者7,582人のうち、休養、非休養にかかわらず、何らかの傷病にり患している者は4,950人で、り患していない者は2,632人であった。また、60歳以上の高齢者のうち、何らかの疾病を有している者の割合、すなわち、有病率は、65.3%であった。

60歳以上の高齢受刑者の病名・カテゴリー別有病者数は、表3-1-3-3のとおりである。

表3-1-3-3 60歳以上の高齢受刑者の病名・カテゴリー別有病者数等
(平成18年)

病名・カテゴリー名	休養患者数	休養率	有病者数	有病率
新生物	67	38.7%	173	2.3%
高血圧症	32	1.5%	2,119	27.9%
精神障害	24	9.9%	243	3.2%
脳血管障害	19	11.7%	162	2.1%
尿路性器系疾患	17	15.7%	108	1.4%
心疾患	16	4.6%	346	4.6%
消化器疾患	14	6.0%	234	3.1%
糖尿病	11	3.1%	352	4.6%
肝疾患	11	7.9%	140	1.8%
呼吸器疾患	11	8.5%	130	1.7%
運動器疾患	10	3.4%	290	3.8%
眼疾患	9	7.1%	126	1.7%
神経系の疾患	6	4.1%	148	2.0%
その他の疾患	25	6.6%	379	5.0%
計	272	5.5%	4,950	65.3%

注 1 日本矯正医学会の調査による。
2 「休養率」とは、有病者のうち休養患者の割合をいう。
3 「有病率」とは、60歳以上の高齢受刑者のうち、その病気にり患している者の割合をいう。
4 主病名のみを計上している。

有病者数（主たる病名者数）では、高血圧症が2,119人と最も多く、次いで、糖尿病352人、心疾患346人、運動器疾患290人、精神障害243人の順であった。

高齢受刑者のうち、身体上の疾患又は障害がある者、専門的治療処遇又は特別な養護的処遇が必要な者の数は、近年、増加しており、これらの受刑者に対しては特別かつ専門的治療等の対応が必要となっている。さらに、平成18年における60歳以上の高齢受刑者の休養率は、5.5%であるものの、有病率は65.3%、つまり、3人に2人は、何らかの疾病を有

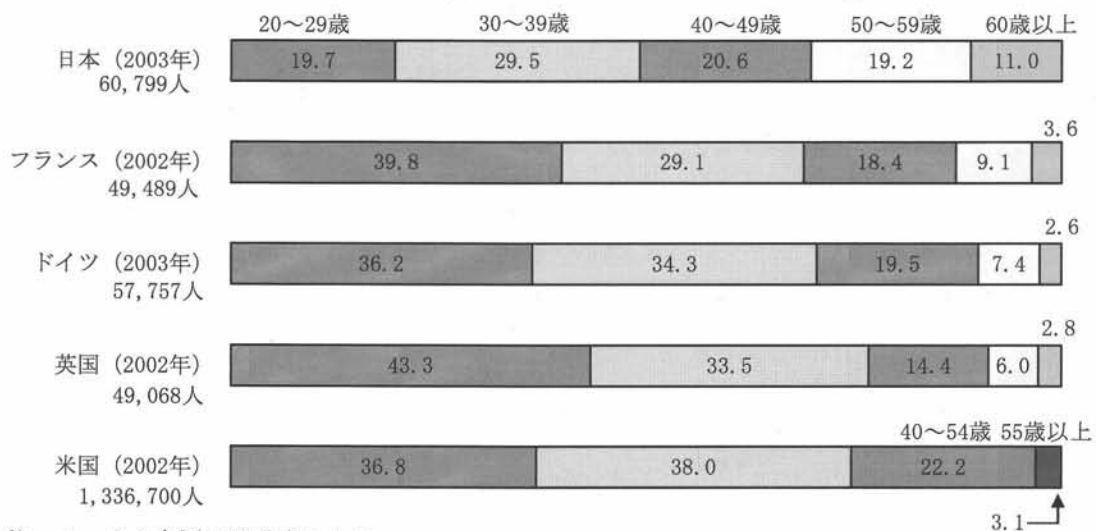
していることとなる。高齢者で最も多い高血圧症も、それが原因で脳溢血等のより重大な疾患を起こす可能性が十分に考えられ、そのような疾患が外部への病院移送等、刑事施設の職員の業務負担を増大させている一因であることは、間違いない。したがって、高齢受刑者に対する医療的な対策として、施設内での疾患の予防的な指導、医療措置等を万全に行う必要がある。また、出所後の生活に関する指導等においても、高齢者個々の疾病状況を十分に勘案する必要がある。

4 諸外国との比較

高齢化社会の進行は、先進諸国の多くの国において共通に見られる現象であるが、高齢の受刑者の増加という我が国で生じている現象は、各国でも共通に見られるのであろうか。

平成16年版犯罪白書では、「犯罪者の処遇」を特集し、高齢受刑者についても取り上げている。その中で、日本、フランス、ドイツ、英国及び米国の5か国における受刑者の年齢層別構成比を比較した（図3-1-4-1）。

図3-1-4-1 5か国における成人受刑者の年齢層別構成比



注 1 次の各国の統計書による。

日本 矯正統計年報

フランス Annuaire Statistique de la Justice

ドイツ Rechtspflege, Reihe 4.1 (Strafvollzug)

英国 Prison statistics England and Wales

米国 Prisoners in 2002

2 「成人」としては、フランス、ドイツ及び英国については、21歳以上を、日本及び米国については20歳以上を集計した。

3 米国については、40歳以上を40歳～54歳と55歳以上に区分している。

4 各国の受刑者の調査日等は、次のとおりである。

日本 2003年12月31日（年末在所受刑者）

フランス 2002年12月31日（受刑者及び未決拘禁者の合計）

ドイツ 2003年3月31日（自由刑及び少年刑の合計）

英国 2002年6月30日（イングランド及びウェールズの受刑者の合計）

米国 2002年12月31日（1年を超える刑期の連邦及び州受刑者の推計合計）

5 国名の下的人数は、総数である。

6 平成16年版犯罪白書 p291からの引用である。

5か国の一般人口に占める60歳以上の者の割合は、2000年の時点で、日本23.5、フランス20.5、ドイツ23.2、英国20.7、米国16.1である。我が国の割合は、ドイツとほぼ同じであり、フランス及び英国と比較してもさほど大きな開きはない。それにもかかわらず、我が国の60歳以上の受刑者の割合は11.0%と5か国の中で最も高い。

諸外国と比較した我が国における高齢受刑者の急増の背景には、刑事司法制度や社会福祉制度の在り方等、様々な社会的要因が影響を与えていると思われる。ほぼ同程度、社会が高齢化している諸外国の実情を調査分析し、なぜ、我が国では高齢受刑者の割合が高いのかについて、刑事司法各段階での比較等を含め、今後、更に詳細に研究を進めていく必要がある。

第2 矯正統計に基づく分析

以下では、法務省大臣官房司法法制部の過去10年（平成8年～17年）の資料に基づき、高齢受刑者の状況について分析する。

1 高齢受刑者の入所時の状況

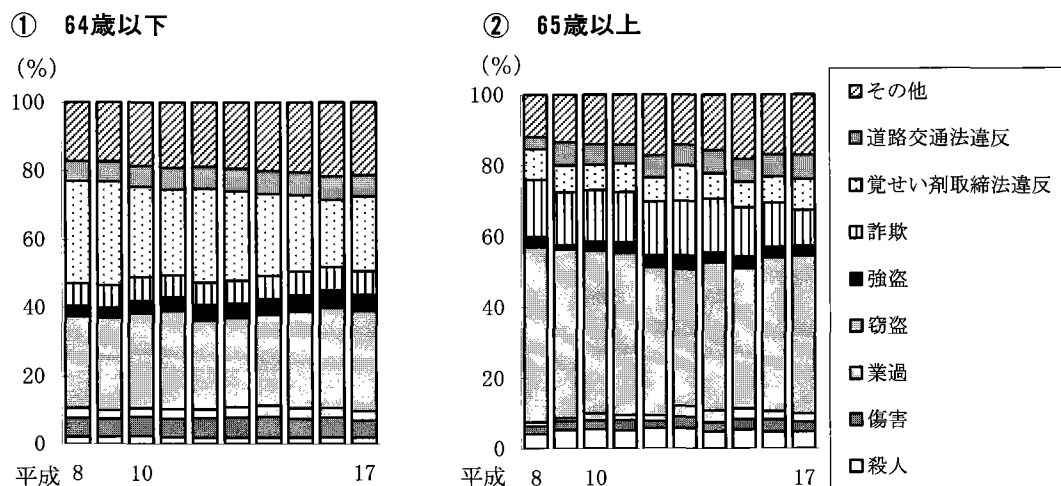
(1) 罪名及び最高齢

新受刑者の罪名別構成比の推移は、図3-2-1-1のとおりである。

65歳以上の新受刑者（以下「高齢新受刑者」という。）は、64歳以下と比較して、覚せい剤取締法違反が少なく、窃盗及び詐欺の割合が高い。

図3-2-1-1 新受刑者の罪名別構成比の推移

（平成8年～17年）



平成17年における新受刑者について、主要罪名別に最高齢を見ると、窃盗86歳、詐欺87歳、覚せい剤取締法違反77歳、道路交通法違反81歳、殺人87歳、強盗76歳、傷害75歳、横領・背任81歳、住居侵入77歳、放火81歳、強姦77歳、強制わいせつ80歳となっている。

平成17年の新受刑者について、年齢層及び初入・再入別に、人数の多い罪名を上位5位まで見ると、表3-2-1-2のとおりである。

65歳以上の再入者では、64歳以下の再入者と比べると、窃盗と詐欺の割合が高く、両罪名の割合を合計すると、64歳以下の再入者では37.9%であるのに対し、65歳以上の再入者では60.4%、そのうち70歳以上の再入者では67.4%と、6割以上を窃盗と詐欺が占めている。また、65歳以上の初入者では、殺人と道路交通法違反が1割を超えていること、覚せい剤取締法違反が5位以内に入っていないことなどが特徴的である。

高齢受刑者と一口にいても、若いころから服役を繰り返しながら高齢となった者、高

齢になって初めて服役することとなった悪質運転者、重大事犯者など数々のパターンがあることがうかがわれる。

表 3－2－1－2 新受刑者の主要罪名（年齢層及び初入・再入別）
(平成17年)

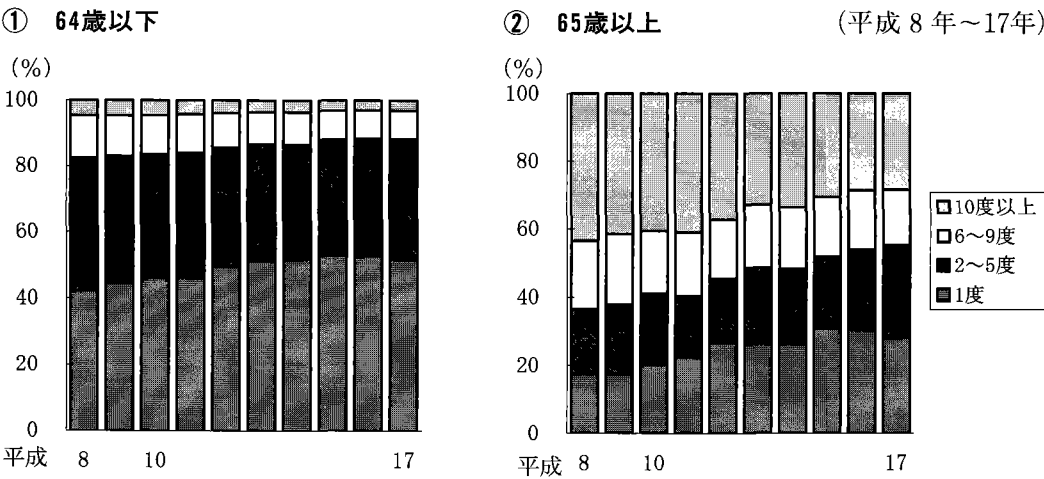
区 分		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
64歳以下	初入者	窃 盗 (27.0)	覚せい剤取締法違反 (15.0)	道路交通法違反 (7.4)	強 盗 (7.3)	詐 欺 (7.3)
	再入者	窃 盗 (31.4)	覚せい剤取締法違反 (29.2)	詐 欺 (6.5)	傷 害 (5.3)	道路交通法違反 (4.9)
65歳以上	初入者	窃 盗 (30.4)	殺 人 (12.5)	道路交通法違反 (10.7)	詐 欺 (9.8)	業 過 (6.5)
	再入者	窃 盗 (50.0)	覚せい剤取締法違反 (11.7)	詐 欺 (10.4)	道路交通法違反 (5.3)	住居侵入 (2.9)
うち70歳以上	初入者	窃 盗 (26.9)	殺 人 (17.0)	詐 欺 (10.5)	道路交通法違反 (8.2)	業 過 (5.8)
	再入者	窃 盗 (56.6)	詐 欺 (10.8)	覚せい剤取締法違反 (8.5)	道路交通法違反 (3.5)	住居侵入 (3.5)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 () 内は、年齢層及び初入・再入別の新受刑者に占める構成比である。

(2) 入所度数

新受刑者の入所度数別構成比の推移は、図 3－2－1－3 のとおりである。
高齢新受刑者は、64歳以下の新受刑者と比較して、再入者の割合が高く、特に「6度～9度」及び「10度以上」という多数回入所者の割合が高い。ただし、近年の傾向として、高齢新受刑者に占める初入者の割合が上昇傾向にある。

図 3－2－1－3 新受刑者の入所度数別構成比の推移



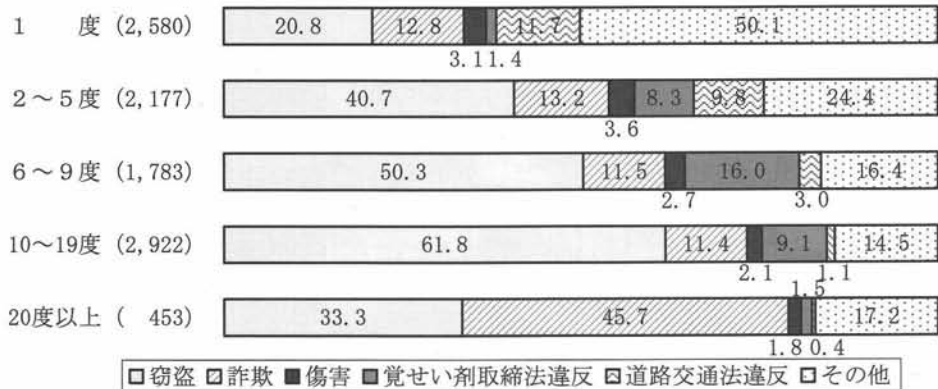
注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

高齢新受刑者の傾向として、多数回入所者の割合が高いことを見たが、平成8年から17年までの高齢新受刑者の累計の入所度数別の罪名別構成比は、図3-2-1-4のとおりである。

入所度数が増加するに従い、窃盗及び詐欺の合計の割合が高くなり、20度以上の者の約8割を占めている。

図3-2-1-4 高齢新受刑者の入所度数別・罪名別構成比

(平成8年～17年の累計)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

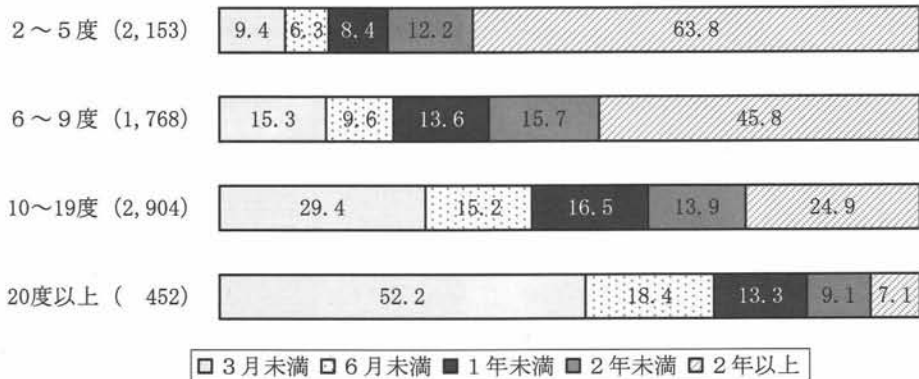
2 () 内は、実数である。

平成8年から17年までの高齢新受刑者の累計の入所度数別の再犯期間別構成比は、図3-2-1-5のとおりである。

入所度数が増加するに従い、再犯期間の短い者の割合が高くなり、20度以上の者の半数以上が3か月未満で再犯をしている。

図3-2-1-5 高齢新受刑者の入所度数別・再犯期間別構成比

(平成8年～17年の累計)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

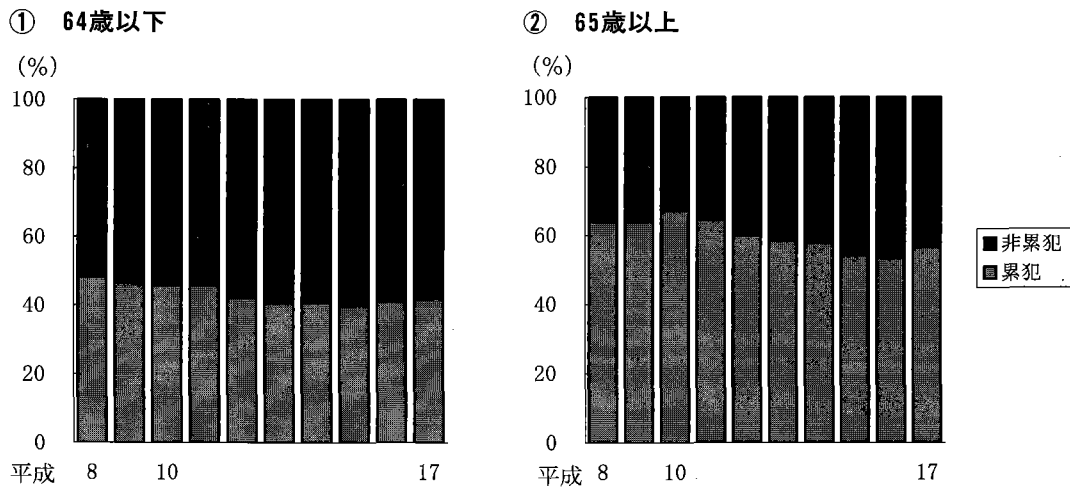
2 前刑出所前の犯罪による再入所の者を除く。

3 () 内は、実数である。

(3) 累 犯

新受刑者の累犯・非累犯別構成比の推移は、図3-2-1-6のとおりである。
高齢新受刑者は、64歳以下の新受刑者と比較して、累犯の者の割合が高い。

図3-2-1-6 新受刑者の累犯・非累犯別構成比の推移
(平成8年～17年)

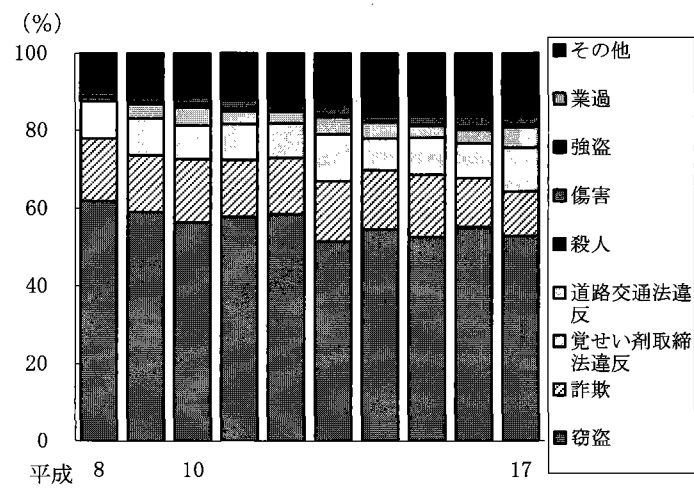


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 無期刑の者を除く。

高齢新受刑者のうち累犯の者の罪名別構成比の推移は、図3-2-1-7のとおりである。

窃盗の累犯の割合が非常に高いが、近年は横ばい又は低下傾向にある。他方、覚せい剤取締法違反及び道路交通法違反の累犯の割合は、横ばい又はやや上昇傾向にある。

図3-2-1-7 高齢累犯新受刑者の罪名別構成比の推移
(平成8年～17年)



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

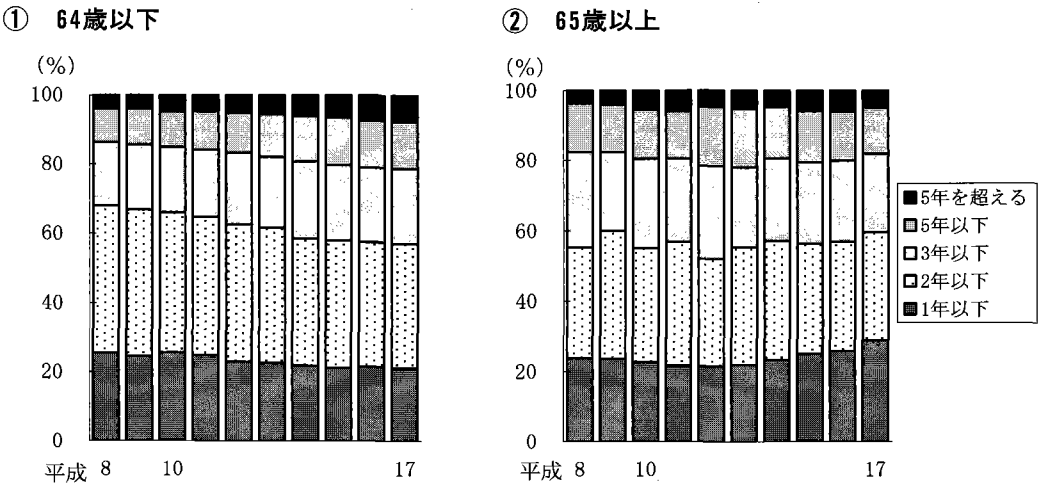
(4) 刑 期

新受刑者の刑期別構成比の推移は、図 3 - 2 - 1 - 8 のとおりである。

64歳以下の新受刑者では、近年、刑の長期化傾向が認められる。他方、高齢新受刑者は、刑期 1 年以下の者の割合がやや上昇傾向にあるなど、刑の長期化傾向は認められない。

図 3 - 2 - 1 - 8 新受刑者の刑期別構成比の推移

(平成 8 年～17年)



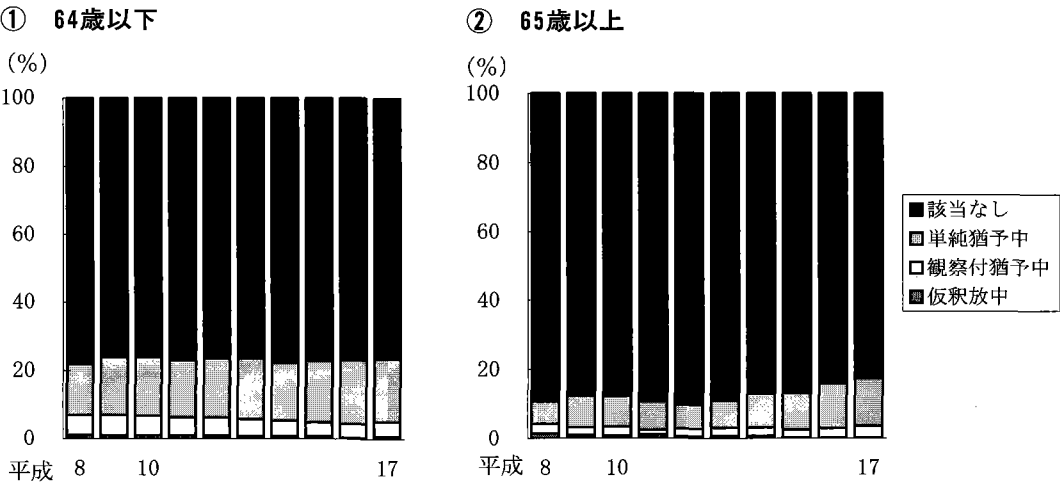
(5) 犯時の身上等

新受刑者の犯時の身上別構成比の推移は、図 3 - 2 - 1 - 9 のとおりである。

高齢新受刑者は、64歳以下の新受刑者と比較して、犯行時に仮釈放中や執行猶予中であつた者の割合が低い。ただし、高齢新受刑者の近年の傾向として、「単純猶予中」の割合が上

図 3 - 2 - 1 - 9 新受刑者の犯時の身上別構成比の推移

(平成 8 年～17年)



昇傾向にある。

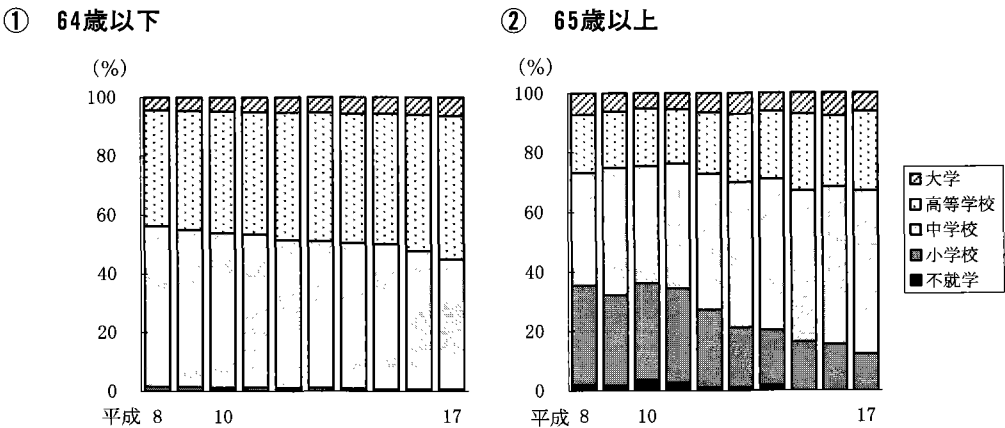
(6) 学歴・職業

新受刑者の学歴別構成比の推移は、図 3 - 2 - 1 - 10のとおりである。

64歳以下の新受刑者と比較して、高齢新受刑者は義務教育未修了割合が高いのが目立つ。ただし、近年は、義務教育修了以上の割合が上昇している。

図 3 - 2 - 1 - 10 新受刑者の学歴別構成比の推移

(平成 8 年～17年)



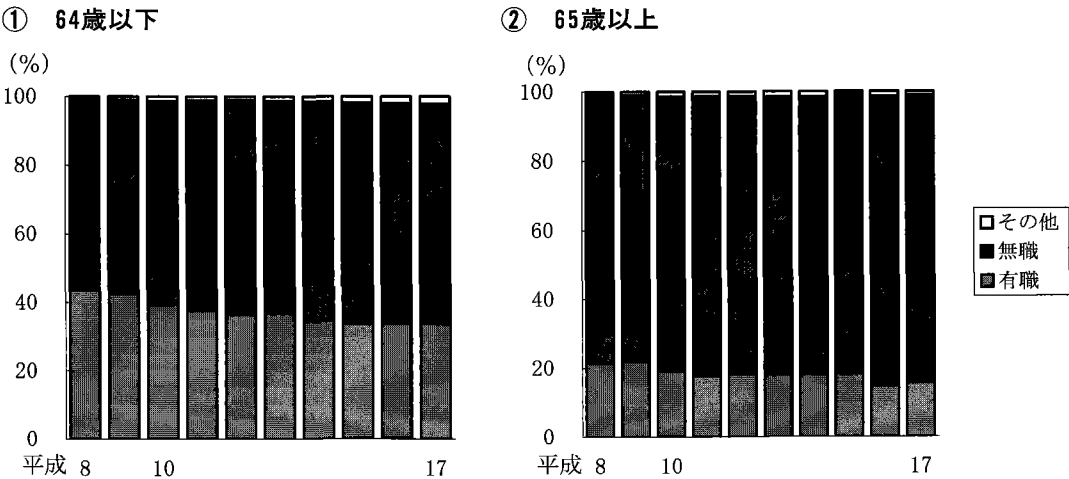
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 不詳の者を除く。
3 「大学」、「高等学校」、「中学校」、「小学校」は、在学、中退、卒業の者を含む。

新受刑者の職業の有無別構成比の推移は、図 3 - 2 - 1 - 11のとおりである。

高齢新受刑者は、64歳以下の新受刑者と比較して、「無職」の割合が高い。

図 3 - 2 - 1 - 11 新受刑者の職業の有無別構成比の推移

(平成 8 年～17年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 「その他」は、学生・生徒、家事従事者等である。

平成18年版高齢社会白書では、平成16年の高年齢者就業実態調査の結果として、65～69歳男子の就業状況について、「就業者」が49.5%、「不就業者」が50.5%であると紹介されている。これらの一般の高齢者の統計データと比較すると、高齢新受刑者の「無職」の割合はかなり高いといえる。

(7) 配偶関係

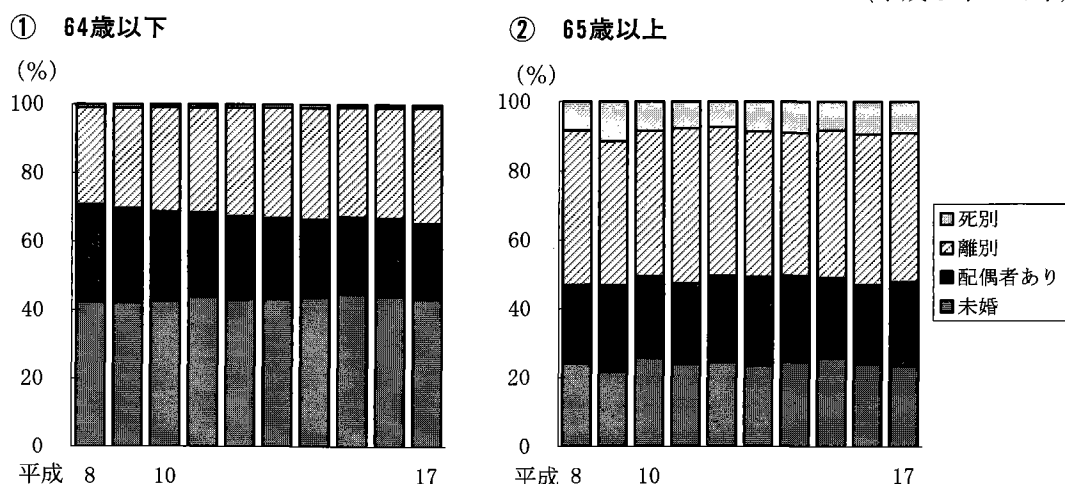
新受刑者の配偶関係別構成比の推移は、図3-2-1-12のとおりである。

高齢新受刑者は、64歳以下の新受刑者と比較して、「離別」の割合が高く、「未婚」の割合が低い。

平成18年版高齢社会白書では、平成12年の65歳以上男子の配偶関係について、「未婚」1.7%、「有配偶」83.1%、「離別」2.2%、「死別」11.4%と紹介されている。これらの一般の高齢者の統計データと比較すると、高齢新受刑者は、「未婚」及び「離別」の割合がかなり高いことが分かる。

図3-2-1-12 新受刑者の配偶関係別構成比の推移

(平成8年～17年)



2 高齢受刑者の処遇

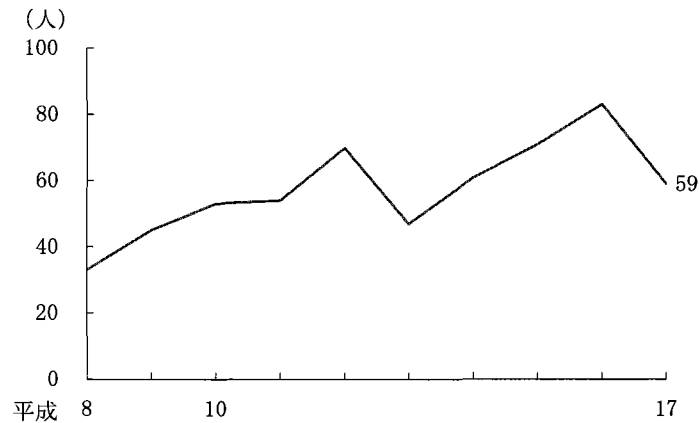
(1) 監獄法下の分類級

刑事施設では、平成18年5月24日から、受刑者処遇法が施行され、受刑者処遇が大きく変更されている。ただし、本章の分析は過去10年（平成8年～17年）の高齢受刑者について行っていることから、以下、受刑者処遇法が施行される以前の監獄法（明治41年法律第28号）下の処遇を中心に分析する。

監獄法下の分類処遇制度では、年齢が高いということのみを理由とする特別の分類級は設けられておらず、加齢に伴う身体機能の衰退、疾病等がある場合に、収容分類級P級（身体上の疾患又は障害のある者）と判定される可能性があるにとどまっていた。

出所時における高齢P級受刑者の推移は、図3-2-2-1のとおりである。

図3-2-2-1 高齢P級受刑者の推移
(平成8年～17年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

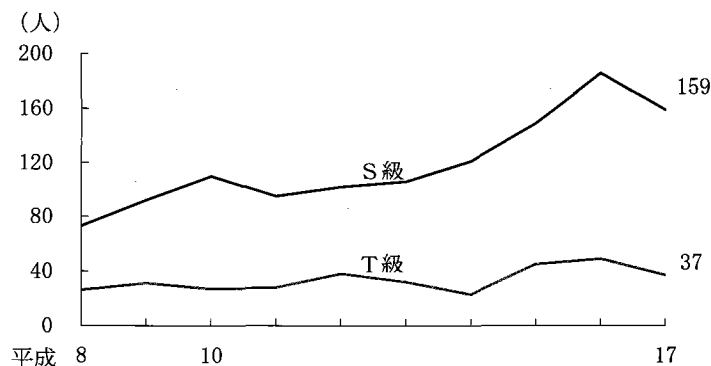
高齢P級受刑者(P級受刑者とは、収容分類級であるP級が最優先され、医療刑務所又は医療重点施設に収容する必要がある者をいう、以下同じ。)は増加傾向にあり、平成8年は33人であったが、17年は59人(約1.8倍)になっている。

平成17年の出所受刑者3万37人について、出所時の収容分類級におけるP級受刑者の割合を見ると、出所時64歳以下の層では0.9%、65歳以上の層では2.0%、70歳以上の層では5.8%と、年齢が高くなるに従って高くなっている。

P級受刑者は、医療刑務所又は医療重点施設に収容されるが、それ以外の者は、それぞれの収容分類に応じた刑事施設に収容され、処遇分類級に応じた処遇を受けることとなっていた。処遇分類級の中にも、高齢受刑者が分類される場合が多い、T級(専門的治療処遇を必要とする者)、S級(特別な養護的処遇を必要とする者)といった分類があった。

出所時における高齢受刑者の処遇分類級(T級及びS級)の推移は、図3-2-2-2

図3-2-2-2 高齢受刑者の処遇分類級(T級及びS級)の推移
(平成8年～17年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

のとおりである。

平成8年はT級26人，S級73人であったが，17年はT級37人(約1.4倍)，S級159人(約2.2倍)に増加している。

(2) 受刑者処遇法下の処遇指標

受刑者処遇法では，矯正処遇等の効果的な実施を図るため，必要に応じ，受刑者を集団に編成するとされており，受刑者には処遇指標が指定されることとなったが，年齢が高いということのみを理由とする処遇指標は設けられていない。高齢受刑者に対しては，その属性に着目し，身体上の疾患又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設に収容する必要があると認められる場合にP指標が指定される可能性があるにとどまる。

ただし，医療を主として行う刑事施設に収容する必要がある高齢受刑者に対しても，精神医療上又は身体医療上の配慮や居室の指定，作業の指定等の処遇上の配慮等がなされる場合もあり得る。

今後，これらの医療上の配慮を要する高齢受刑者が増加していくことが予想され，個別の必要性に応じた適切な処遇環境及び処遇内容の充実を図っていく必要性が高い。

(3) 高齢受刑者の処遇

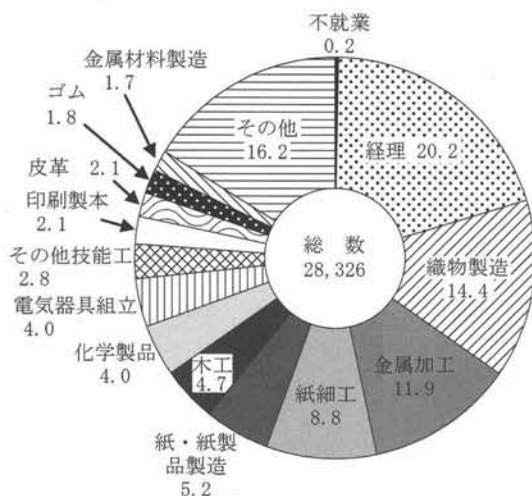
平成17年の出所受刑者の作業別構成比は，図3-2-2-3のとおりである。

64歳以下の受刑者では，炊事や洗濯等の経理作業の割合が最も高い。他方，高齢受刑者は紙細工の割合が最も高い。次いで，洋裁縫等の織物製造作業，製紙等の紙・紙製品製造作業となっている。平成17年において受刑在所期間を通じて不就業であった高齢受刑者は4人(0.2%)であった。

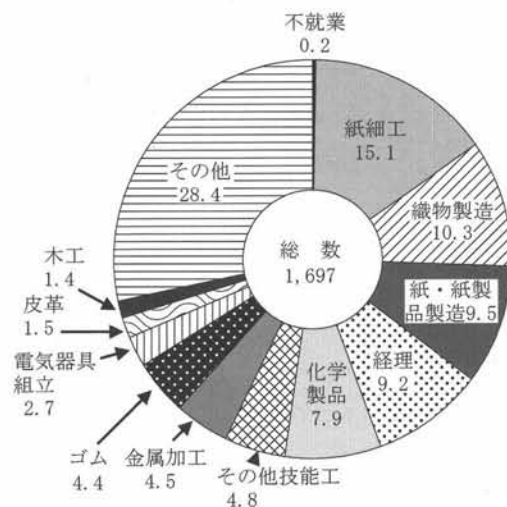
図3-2-2-3 出所受刑者の作業別構成比

(平成17年)

① 64歳以下



② 65歳以上



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

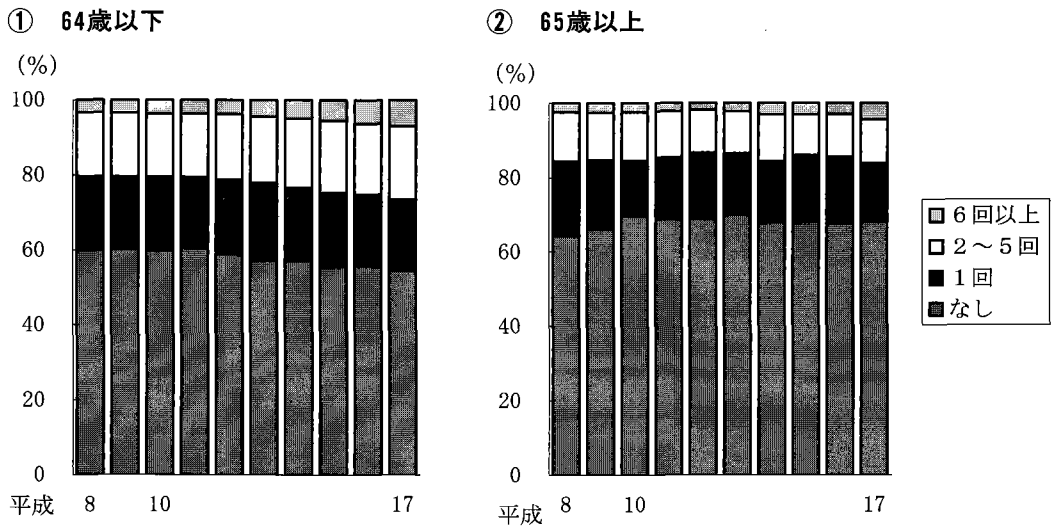
2 仮釈放及び満期釈放以外の事由による出所者並びに不詳の者を除く。

出所受刑者の懲罰の有無別構成比の推移は、図 3 - 2 - 2 - 4 のとおりである。

64歳以下の受刑者では、近年、懲罰を受ける者の割合が上昇傾向にある。他方、高齢受刑者は、懲罰を受ける者の割合が64歳以下と比較して低いし、経年比較でも大きな変動は見られない。懲罰を受けるような所内問題行動に限ってではあるが、高齢受刑者には、64歳以下の受刑者と比較して、大きく問題となるような状況はうかがわれない。

図 3 - 2 - 2 - 4 出所受刑者の懲罰の有無別構成比の推移

(平成 8 年～17 年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

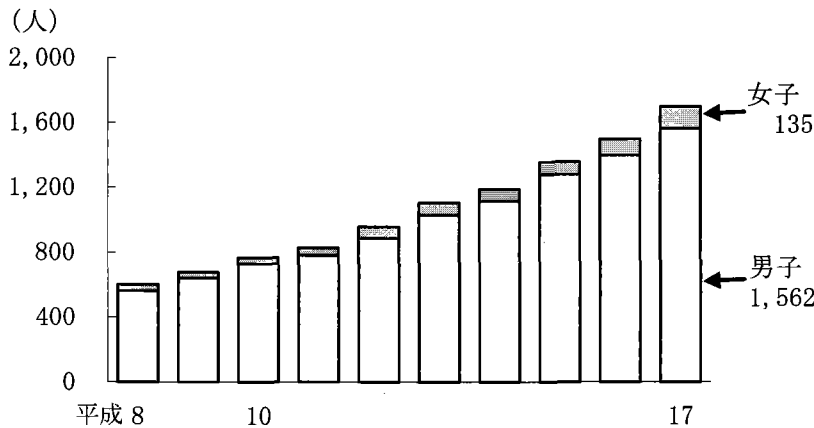
3 高齢受刑者の出所時の状況

(1) 男女別

65歳以上の出所受刑者（以下「高齢出所受刑者」という。）の男女別の推移は、図 3 - 2 -

図 3 - 2 - 3 - 1 高齢出所受刑者の男女別の推移

(平成 8 年～17 年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

3-1のとおりである。

高齢新受刑者が増加していることもあり、高齢出所受刑者も増加傾向にある。

なお、各年の出所受刑者の最高齢を見ると、平成8年90歳、9年87歳、10年85歳、11年89歳、12年86歳、13年90歳、14年93歳、15年91歳、16年87歳、17年91歳であった。

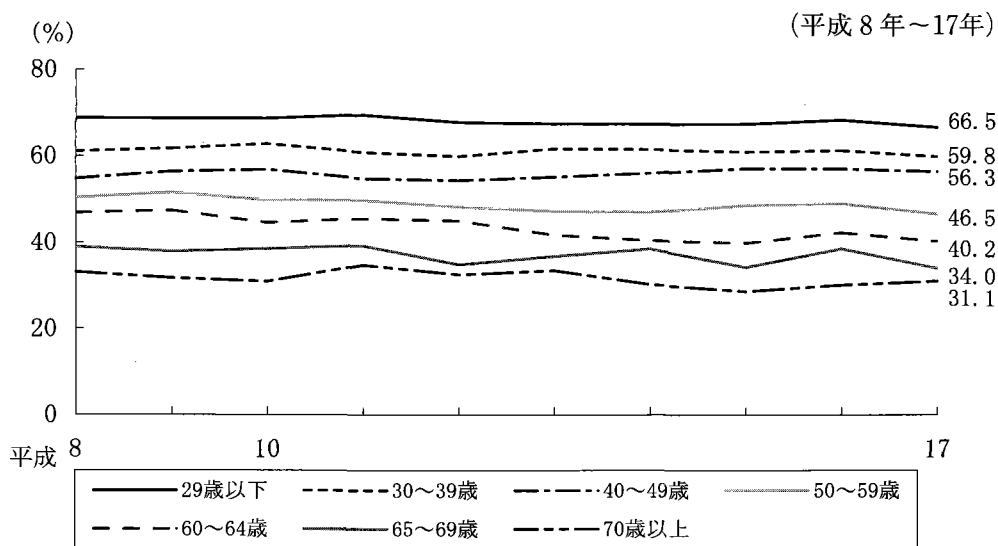
(2) 出所事由

出所受刑者の年齢層別の仮釈放率の推移は、図3-2-3-2のとおりである。

年齢層が高くなるほど仮釈放率が低くなり、出所時70歳以上の受刑者は、約70パーセントが満期まで服役してから出所している。

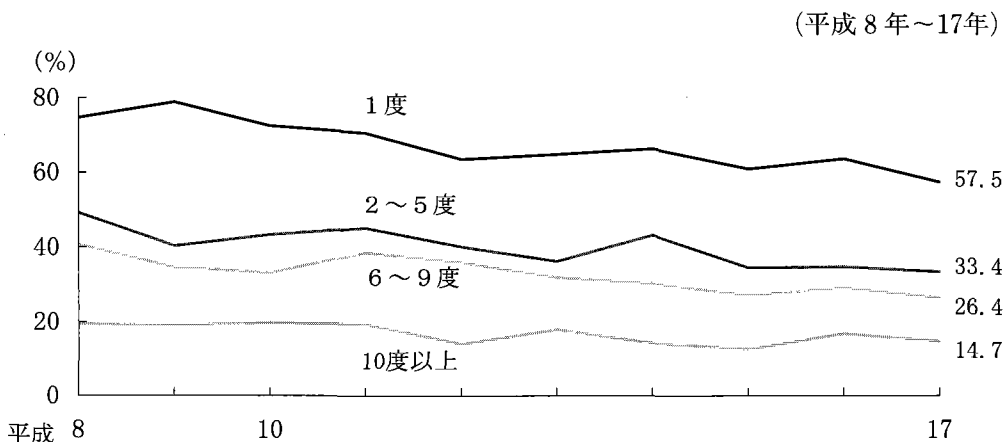
高齢出所受刑者の入所度数別の仮釈放率の推移は、図3-2-3-3のとおりである。

図3-2-3-2 出所受刑者の年齢層別仮釈放率の推移



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

図3-2-3-3 高齢出所受刑者の入所度数別仮釈放率の推移



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

入所度数が多くなるほど仮釈放率が低くなり、10度以上の受刑者は、約85パーセントが満期まで服役してから出所している。

(3) 受刑在所期間

出所受刑者の受刑在所期間別構成比の推移は、図3-2-3-4のとおりである。

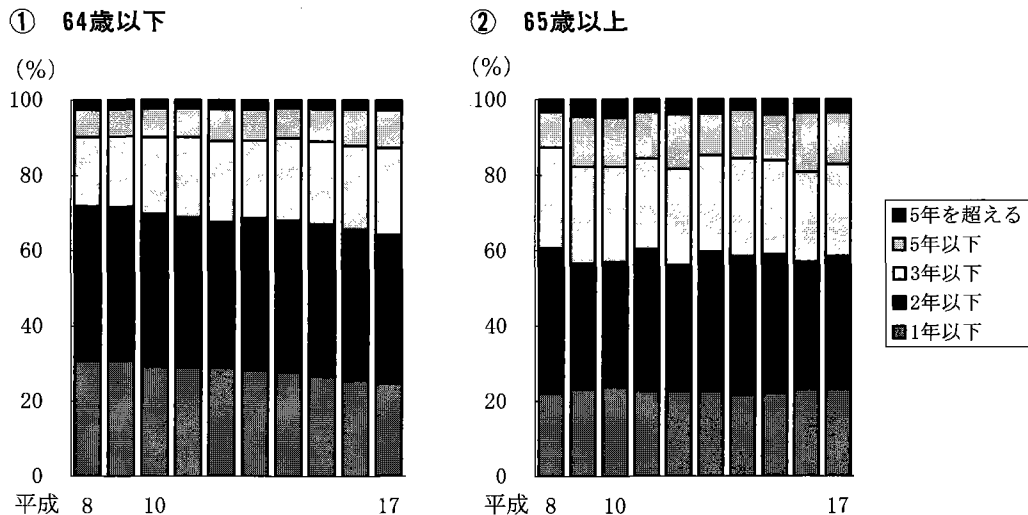
64歳以下の出所受刑者は、近年、刑の長期化傾向の影響によって受刑在所期間も長期化する傾向が見られる。他方、高齢出所受刑者は、経年比較による大きな変動は見られない。

受刑在所期間が「5年を超える」及び「5年以下」の者の割合は、64歳以下の出所受刑者と比較して高齢出所受刑者の方が高く、長期の受刑の末に出所した受刑者が高齢出所受刑者の方に多く含まれていることが分かる。

なお、各年の出所受刑者の最長の受刑在所期間は、平成15年が68歳の29年2月、16年が56歳の25年10月、17年が67歳の39年5月であった。

図3-2-3-4 出所受刑者の受刑在所期間別構成比の推移

(平成8年～17年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

(4) 帰住先等

出所受刑者の帰住先の推移は、図3-2-3-5のとおりである。

また、高齢出所受刑者の帰住先の推移は、図3-2-3-6のとおりである。

64歳以下の出所受刑者では、「父・母」の下への帰住が最も多いが、高齢出所受刑者は、近年、「その他」への帰住が急増している。これは、満期釈放者の中で「その他」への帰住が急増していることによる。

更生保護施設¹への帰住は64歳以下の出所受刑者では減少傾向にあるが、高齢出所受刑者では、仮釈放者において増加しており、平成8年108人に対して、17年は159人が更生保護施設へ帰住した。

図3-2-3-5 出所受刑者の帰住先の推移

(平成8年～17年)

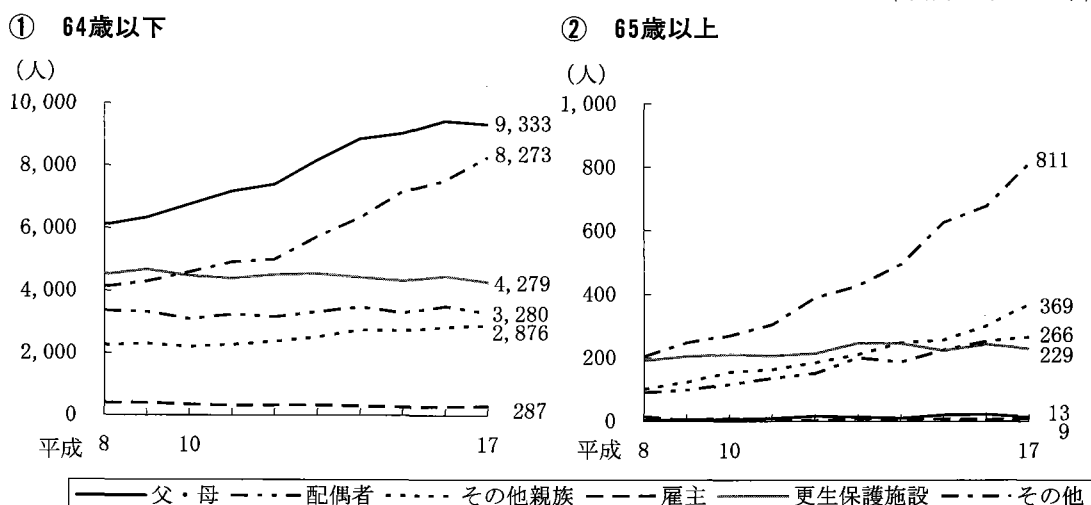
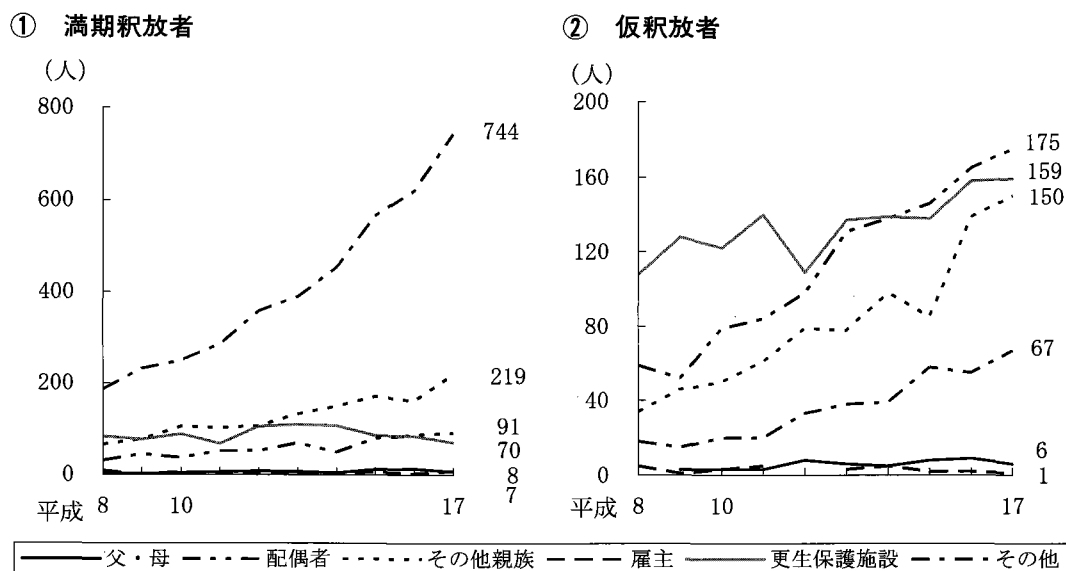


図3-2-3-6 高齢出所受刑者の帰住先の推移

(平成8年～17年)



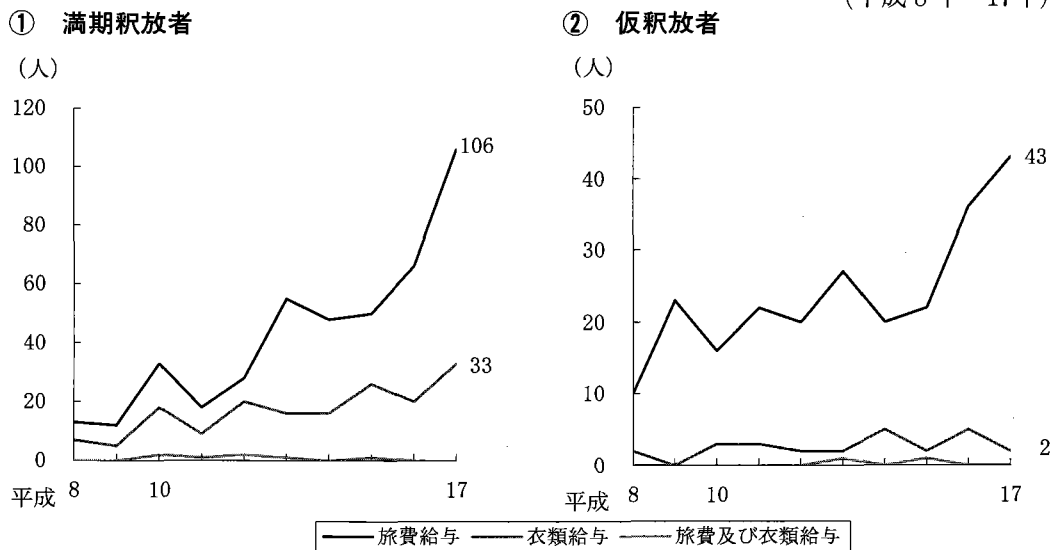
1 法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人によって運営される施設で、更生のための保護を必要としている保護観察対象者等を収容し、宿泊所の供与、就職の援助、社会生活に必要な生活指導等を行う。全国に101施設がある（平成18年4月1日現在）。

高年齢出所受刑者の出所時の保護の推移は、図3-2-3-7のとおりである。

近年、出所時に旅費を給与される高年齢出所受刑者が増加している。満期釈放者では、衣類の給与をされる高年齢出所受刑者も増加している。

図3-2-3-7 高年齢出所受刑者の出所時の保護の推移

(平成8年～17年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

4 高年齢受刑者の再入所状況

平成8年以降に出所した受刑者について、65歳以上か64歳以下か、仮釈放か満期釈放かに分けて、5年以内に、どれくらいの者が再入所したかを見たものは、表3-2-4-1のとおりである。

高年齢の出所者の場合、5年後には死亡等の理由で、そもそも犯罪を引き起こすことができない者の割合が高くなることが推察される。そこで、人口資料から5年後の人口減少率を算出し、その減少率を考慮の上、再入所率を比較することとした。5年後の人口減少率は、64歳以下では1.2%、65歳以上では17.5%であり、各年の出所受刑者から人口減少率分を差し引いたものを「推測残出所人員」として、5年後の再入所率の計算の際の分母とした。

5年内の再入所状況を比較すると、仮釈放者は、65歳以上が約34～39%、64歳以下が約36～39%とほぼ同じ割合であるが、満期釈放者は、65歳以上が62～70%であるのに対して、64歳以下は58～62%となっており、65歳以上の割合が高い。

すなわち、高年齢受刑者中の仮釈放者の5年以内の再入所率は、より若い年齢層と比較してほとんど変わらない程度である。しかし、高年齢受刑者中の満期釈放者の再入所率は、より若い年齢層と比較して約10ポイント近く高い。これは、受入環境等、多くの問題を抱える高年齢受刑者を満期で釈放した場合の再犯リスクの高さをうかがわせるものであるといえよう。

表 3 - 2 - 4 - 1 高齢受刑者等の年齢層別・出所事由別再入所状況

① 65歳以上満期釈放者

(平成8年～17年)

出所年	出所人員	再入所年										推測残出所人員	5年内再入所人員	5年内再入所率
		8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年			
8年	378	66	90	35	18	8	3	2	1	—	—	312	217	69.6
9年	433	...	76	99	27	17	11	5	3	4	1	357	230	64.4
10年	490	...	...	92	101	33	14	11	10	3	5	404	251	62.1
11年	514	...	...	...	107	111	53	13	14	5	2	424	298	70.3
12年	631	...	...	...	...	124	134	42	30	5	13	521	335	64.4
13年	711	...	...	...	...	...	122	159	57	23	13	587	374	63.8
14年	764	...	...	...	...	...	...	141	172	62	26	...	...	...
15年	920	...	...	...	...	...	...	...	153	197	47	...	...	...
16年	969	...	...	...	...	...	...	...	...	139	210	...	...	...
17年	1,139	...	...	...	...	...	...	...	...	...	202	...	...	...

② 65歳以上仮釈放者

出所年	出所人員	再入所年										推測残出所人員	5年内再入所人員	5年内再入所率
		8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年			
8年	224	11	29	15	7	7	9	1	2	3	—	185	69	37.3
9年	245	...	14	27	14	10	7	6	2	1	2	202	72	35.6
10年	277	...	...	12	42	17	12	6	3	3	2	229	89	38.9
11年	313	...	...	...	15	37	23	13	9	7	3	258	97	37.6
12年	327	...	...	...	...	13	34	25	17	5	4	270	94	34.8
13年	393	...	...	...	...	...	14	42	26	15	14	324	111	34.2
14年	424	...	...	...	...	...	...	14	34	29	19	...	...	...
15年	437	...	...	...	...	...	...	...	12	41	44	...	...	...
16年	528	...	...	...	...	...	...	...	...	18	47	...	...	...
17年	558	...	...	...	...	...	...	...	...	...	16	...	...	...

③ 64歳以下満期釈放者

出所年	出所人員	再入所年										推測残出所人員	5年内再入所人員	5年内再入所率
		8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年			
8年	8,675	991	1,937	1,099	635	410	274	168	113	83	63	8,571	5,072	59.2
9年	8,727	...	1,007	1,898	1,087	661	389	265	152	138	93	8,622	5,042	58.5
10年	8,802	...	...	944	2,033	1,117	667	400	264	180	143	8,696	5,161	59.3
11年	9,356	...	...	...	1,112	2,163	1,223	748	449	250	196	9,244	5,695	61.6
12年	9,828	...	...	...	...	1,169	2,215	1,328	727	499	287	9,710	5,938	61.2
13年	10,580	...	...	...	...	...	1,130	2,368	1,330	797	521	10,453	6,146	58.8
14年	11,226	...	...	...	...	...	...	1,217	2,556	1,429	842	...	...	...
15年	11,466	...	...	...	...	...	...	...	1,148	2,547	1,454	...	...	...
16年	11,867	...	...	...	...	...	...	...	...	1,274	2,654	...	...	...
17年	12,466	...	...	...	...	...	...	...	...	...	1,266	...	...	...

④ 64歳以下仮釈放者

出所年	出所人員	再入所年										推測残出所人員	5年内再入所人員	5年内再入所率
		8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年			
8年	12,092	333	1,545	1,275	770	538	372	242	201	153	124	11,947	4,461	37.3
9年	12,584	...	365	1,535	1,373	864	580	472	291	182	140	12,433	4,717	37.9
10年	12,671	...	...	317	1,598	1,410	900	583	425	263	212	12,519	4,808	38.4
11年	12,942	...	...	...	348	1,681	1,345	964	600	428	273	12,787	4,938	38.6
12年	12,929	...	...	...	...	299	1,543	1,350	894	611	409	12,774	4,697	36.8
13年	14,030	...	...	...	...	...	259	1,620	1,489	931	670	13,862	4,969	35.8
14年	14,894	...	...	...	...	...	...	309	1,615	1,471	990	...	...	...
15年	15,347	...	...	...	...	...	...	...	262	1,680	1,584	...	...	...
16年	16,162	...	...	...	...	...	...	...	...	266	1,780	...	...	...
17年	15,862	...	...	...	...	...	...	...	...	...	345	...	...	...

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

3 表中の塗りつぶした部分は、出所年から5年間の期間である。

4 「推測残出所人員」は、総務省統計局の人口資料から算出した5年後の人口減少率(65歳以上は17.5%、64歳以下は1.2%)を、「出所人員」に乗じて推測した残人員である。

第3 小 括

1 高齡受刑者の全般的動向

我が国の刑事施設では、収容人員が収容定員を上回る過剰収容の深刻化とともに、外国人の増加及び多国籍化、覚せい剤受刑者の増加、女子の増加等の質的な変化も急速に進行している。そうした過剰収容下における受刑者の質的变化の一環として、高齡受刑者の増加現象が生じ、様々な問題を投げかけていることをまず前提として認識しておく必要がある。

近年、高齡新受刑者数は急激に増加しており、その伸びは新受刑者総数に対する割合で見ても、昭和61年の0.9%から平成17年の4.9%と約5.4倍に上昇している。

平成18年版高齡社会白書によれば、平成28年に65～74歳の前期高齡者人口がピークを迎えるとされており、高齡新受刑者の約9割が上記年齢層であることを考え合わせると、今後も、刑事施設では高齡受刑者の増加及びその割合の上昇が見込まれる。そこで、年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合を、総人口に占める60歳以上の人口の割合等を用いて将来推計を試みたところ、28年末には、60歳以上の在所受刑者は総数の17.6%程度を占めると予測された。さらに、総人口に占める65歳以上の人口の割合が最も高くなると見込まれる62年には、35.2%にまで達すると予測された。

もちろん、刑務所人口の中で高齡受刑者がどの程度を占めるかは、総人口に占める高齡者の割合だけでなく、今後の犯罪情勢、社会経済的状况等、多くの要因によって影響されるものと思われる。しかし、今後、刑務所内の高齡化の進行は不可避と思われ、高齡受刑者がもはやマイノリティ集団ではないという前提で、様々な方策を早めに立案し、実行に移していく必要性は高い。

2 高齡受刑者の特質

高齡受刑者と一口にいても、種々のパターンがあることがうかがわれた。若いころから服役を繰り返しながら老境に入った者、高齡になって初めて服役することになった重大事犯者や悪質運転者などの類型が浮かび上がった。

高齡受刑者の多くを占めるのは、若いころから犯罪を繰り返してきた多数回入所者である。彼らの特徴は、刑事施設への入所度数が増加するにつれ、罪名が窃盗及び詐欺に集約されていく傾向が見られること、再犯期間が次第に短くなっていくことである。入所度数が20度以上の者では、窃盗と詐欺の合計の割合が約8割を占め、出所後3か月未満で刑務所に再入所した者が約半数を占めた。

一般の高齡者と比較しても、高齡受刑者は無職であった割合が高く、配偶関係でも、「未婚」及び「離別」の割合がかなり高い。職業生活や家庭生活を築き、維持していく力が乏しいまま、犯罪を繰り返し、老齡期に入ってきた者が多いことが推察される。

こうした高齢受刑者の特質については、既存の統計データのみから迫ることには限界があり、後に扱う高齢出所受刑者の実態調査等において更に詳しく分析を行いたい。

3 高齢受刑者の処遇

刑事施設では、平成18年5月24日から受刑者処遇法が施行された。この新しい法律には、高齢受刑者の処遇の特則が設けられているわけではない。法律上は、高齢受刑者に対して、彼らの資質や環境面の問題を考慮して、それにふさわしい処遇を計画的に実施していくことになる。

医療面での状況を見ると、高齢受刑者のうち、加齢に伴う身体機能の衰退、疾病等があり、医療刑務所又は医療重点施設に収容する必要のある者は、平成8年は33人であったが、17年は59人と約1.8倍になっている。また、専門的な治療処遇を必要とする高齢受刑者や特別な養護的処遇を必要とする高齢受刑者も増加傾向にある。

刑事施設においては、高齢受刑者の健康の維持・管理には特に注意が払われており、心身の衰えや社会的関係の特殊性に応じた様々な配慮がなされている。従事している作業の種類を見ても、高齢受刑者では紙細工などの軽作業を課されている割合が高い。

高齢受刑者の増加に伴い、医療面での負担の増大、高齢者の特性に応じた処遇の一層の工夫は、避けられない課題である。今後、受刑者処遇法の理念に基づいて、高齢受刑者が出所後にできる限り自立した生活を送ることができるよう、医療面、設備面で配慮しながら処遇の充実を図っていく必要性が高い。

4 高齢受刑者の再入所状況

受刑者の再入所状況を見ると、仮釈放者では年齢層による違いがほとんど見られないのに対し、満期釈放者では、高齢者の再入所率が64歳以下と比較して約10ポイント近く高くなっていた。出所に際して、刑事施設からの保護を受けざるをえない者は増加傾向にあり、満期釈放者の場合、出所後の住居の確保すら困難な者もいると思われる。

高齢受刑者の社会復帰への第一歩として更生保護施設へ帰住させることは、有効であり、近年、更生保護施設に帰住する仮釈放の高齢受刑者数も増加傾向にある。しかし、更生保護施設も就労を前提に一時的に住居を提供する役割を担っているものであり、施設面での限度もあることから、高齢受刑者を更に大幅に受け入れていくことは困難であろう。

刑事施設内において、高齢の満期釈放予定者に対する指導を強化すること、できるだけ出所後の受入先の確保に向けた努力を行うことなどが当面の課題である。ただし、高齢の満期釈放者の再入所率の高さを考慮すると、彼らのための何らかの受け皿作り等、抜本的な施策の展開が近い将来必要になると思われる。

第4章 更生保護における高齢保護観察対象者の実態

第1 高齢保護観察対象者の全般的動向

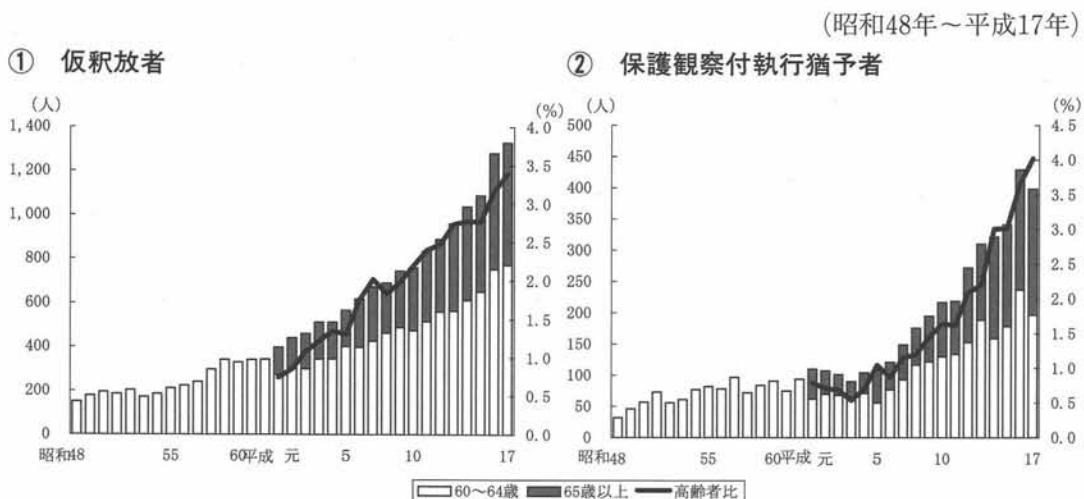
高齢受刑者と同様に、我が国社会の高齢化を反映して、高齢保護観察対象者の新規受理人員は顕著な増加傾向を示している。

仮釈放者、保護観察付き執行猶予者別の高齢保護観察対象者新規受理人員の推移（昭和48年以降）は、図4-1-1のとおりである。

統計の計上方法に変更のあった昭和63年以降は、60歳以上の者を60歳以上64歳以下及び65歳以上に分けることができるが、これを見ると、いずれの年齢層の者も増加傾向をたどっていることが分かる。

なお、平成17年における仮釈放新規受理人員に占める65歳以上の高齢者の割合は3.4%であり、同年における新受刑者に占める65歳以上の高齢者の割合（4.9%）よりも低くなっている。これは、図3-2-3-2で見たように、年齢層が高くなるにつれ、満期出所する受刑者が多くなるからである。

図4-1-1 仮釈放者・保護観察付き執行猶予者別の高齢保護観察対象者新規受理人員の推移



- 注 1 保護統計年報による。
 2 昭和62年までは、「60～64歳」に、「65歳以上」の人員を含む。
 3 保護観察に付された日の年齢による。
 4 「高齢者比」とは、新規受理人員に占める65歳以上の人員の割合をいう。

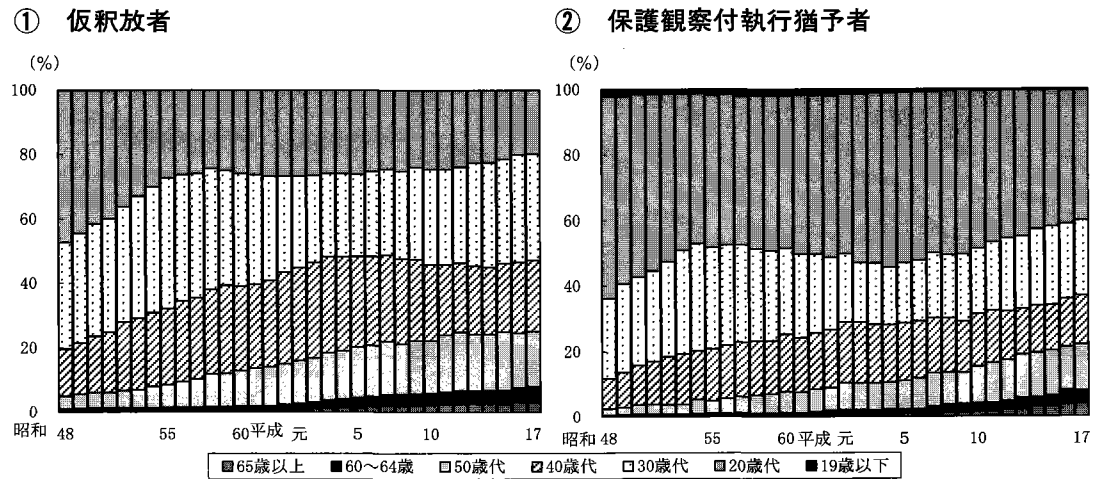
仮釈放者、保護観察付き執行猶予者別の保護観察対象者新規受理人員の年齢層別構成比の推移（昭和48年以降）は、図4-1-2のとおりである。

高齢保護観察対象者は、他の年齢層の保護観察対象者と比較して、受理人員のみならず、

構成比においても大きくなっていることが分かる。

図 4 - 1 - 2 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の保護観察対象者新規受理人員の年齢層別構成比の推移

(昭和48年～平成17年)



- 注 1 保護統計年報による。
 2 昭和62年までは、60～64歳に、65歳以上を含む。
 3 保護観察に付された日の年齢による。

第2 保護統計に基づく分析

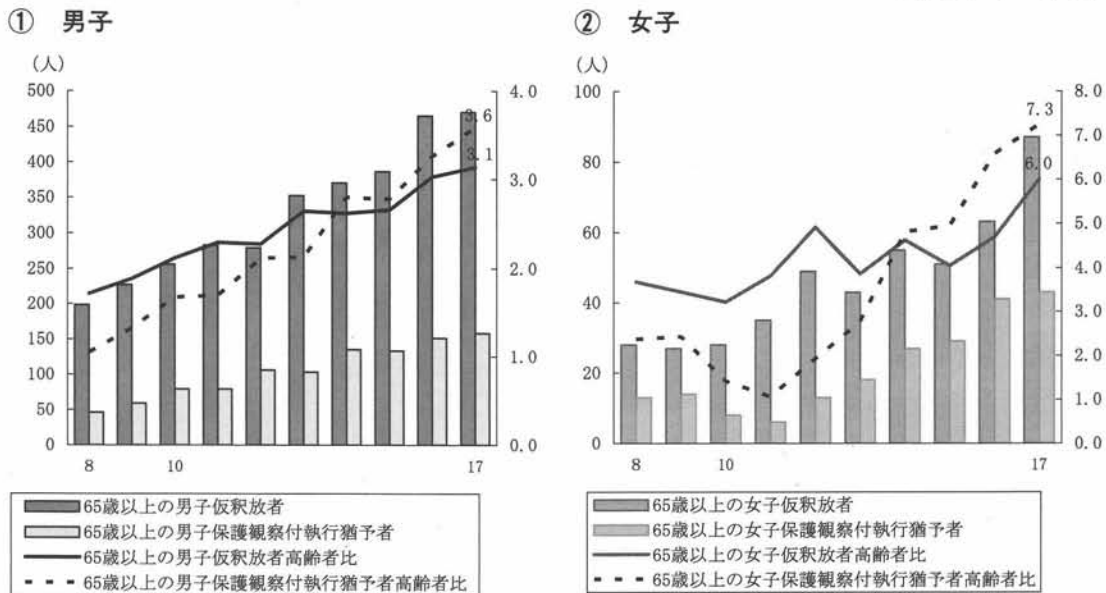
以下では、法務省大臣官房司法法制部の過去10年（平成8年～17年）の資料に基づき、高年齢保護観察対象者の特質を分析する。

1 男女別の状況

男女別の高年齢保護観察対象者新規受理人員の推移は、図4-2-1-1のとおりである。

図4-2-1-1 男女別の高年齢保護観察対象者新規受理人員

（平成8年～17年）



注 1 総務省の統計及び法務省大臣官房司法法制部の統計による。

2 「高齢者比」とは、仮釈放者総数及び保護観察付執行猶予者の男女別の総数に占める65歳以上の男女別の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の割合をいう。

男女とも、仮釈放者、保護観察付き執行猶予者のいずれにおいても、65歳以上の新規受理人員及び高齢者比は増加している。取り分け、女子は、男子に比べて人員では少ないものの、増加率が大きく、平成8年から17年までの増加率は、仮釈放者で210.7%、保護観察付き執行猶予者で230.8%と、いずれも200%を超える大きい伸びを示している。

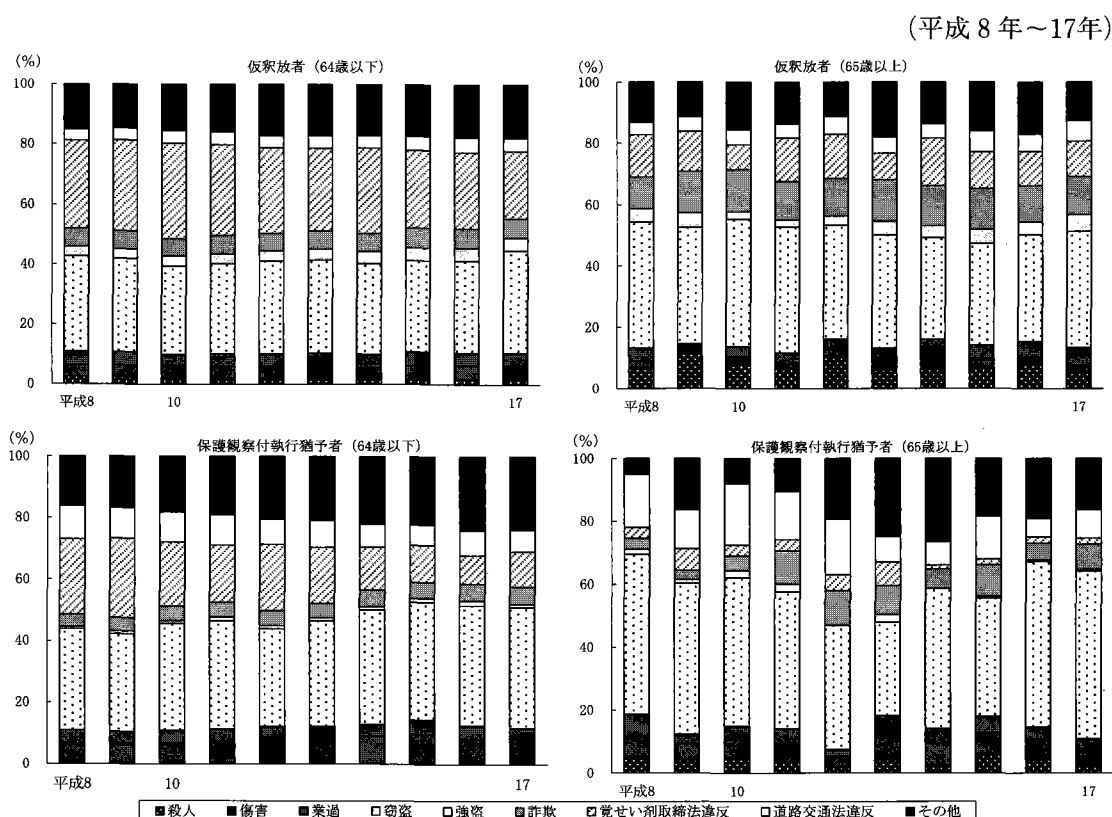
2 保護観察受理時の状況

高年齢保護観察対象者の特質を浮き彫りにするために、保護観察に付された日の年齢が64歳以下の者と65歳以上の者に二分して比較することとする。

(1) 罪名

仮釈放者・保護観察付き執行猶予者別の年齢層別・受理罪名別構成比の推移（平成8年以降）は、図4-2-2-1のとおりである。

図 4 - 2 - 2 - 1 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の年齢層別・受理罪名別構成比の推移



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

高齢保護観察対象者を罪名別で見ると、窃盗や詐欺といった財産犯が占める構成比が大きい。また、数は少ないものの、高齢者では、仮釈放者及び保護観察付き執行猶予者のいずれにおいても64歳以下の者に比較して殺人の割合が高いことが分かる。

平成17年の保護観察対象者について、最高年齢を見ると、仮釈放者では窃盗の91歳、保護観察付き執行猶予者では放火の85歳であった。

(2) 前 歴

仮釈放者の年齢層別の入所度数別構成比の推移（平成 8 年以降）は、図 4 - 2 - 2 - 2 のとおりである。

高齢者は64歳以下の者に比べ、入所度数が多い。ただし、経年変化を見ると、1度である者の割合が高まってきており、平成17年においては、入所度数が1度であった65歳以上の仮釈放者は44.8%と半数近くを占めている。

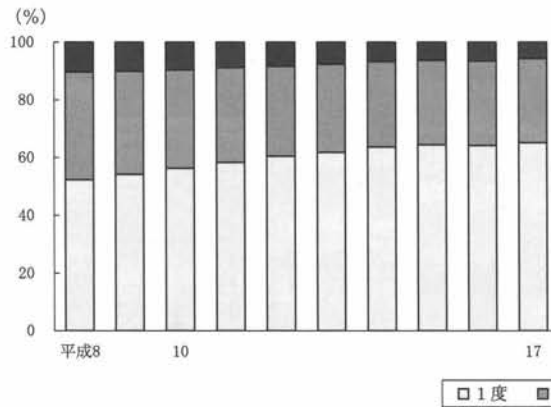
仮釈放者のうち入所度数が1度であった高齢者の刑事処分歴の有無別構成比の推移は、図 4 - 2 - 2 - 3 のとおりである。

刑事処分歴の有無別構成比は、目立った変動は見られない。近年、入所度数が1度である65歳以上の仮釈放者の割合が上昇しているが、そのうちでも刑事処分歴のない者又は刑事処分歴のある者の割合が上昇しているといった特定の傾向は認められない。

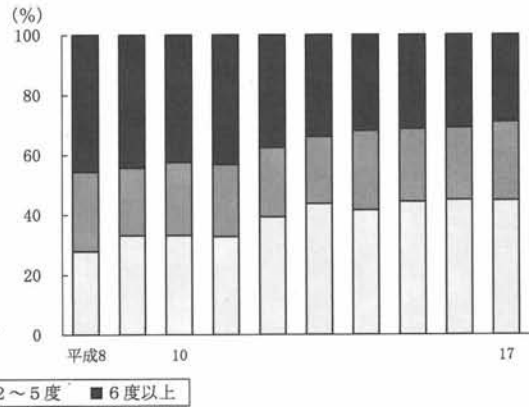
図 4 - 2 - 2 - 2 仮釈放者の年齢層別入所度数別構成比の推移

(平成 8 年～17 年)

① 仮釈放者入所度数 (64 歳以下)



② 仮釈放者入所度数 (65 歳以上)

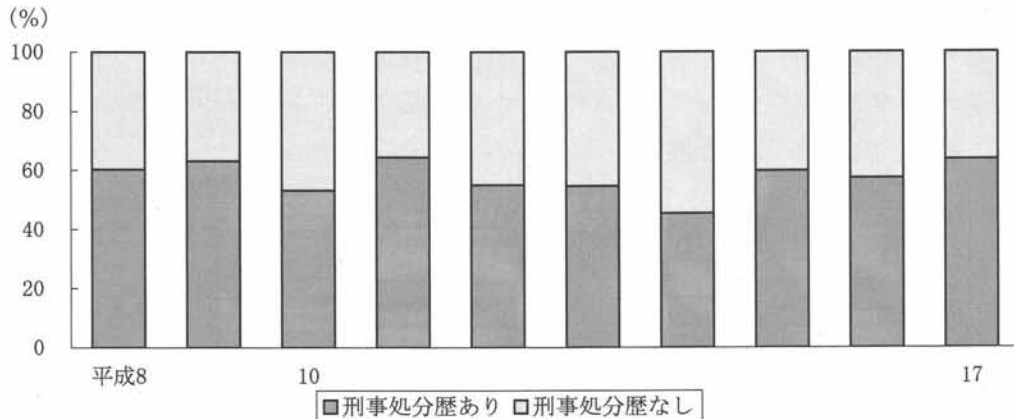


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 入所度数が不明の者は除く。

図 4 - 2 - 2 - 3 入所度数 1 の仮釈放者の刑事処分歴の有無別構成比の推移 (65 歳以上)

(平成 8 年～17 年)



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

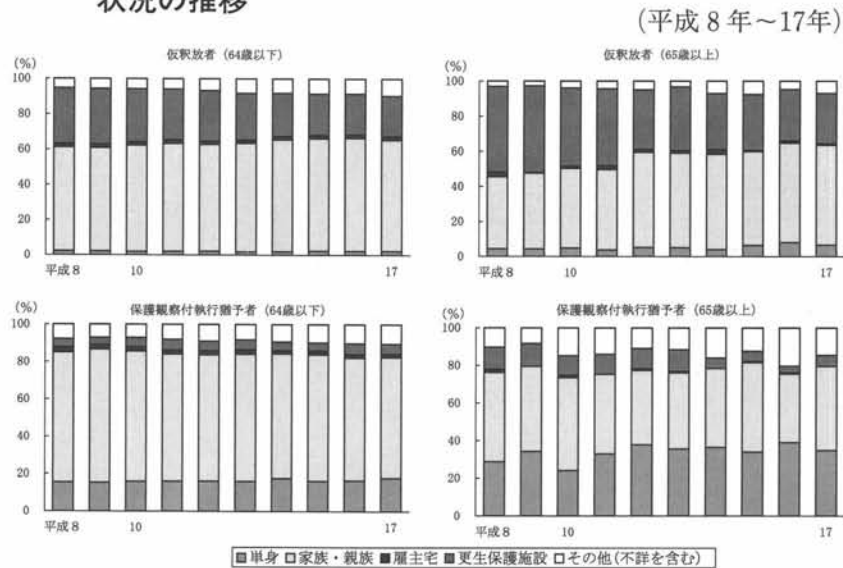
(3) 居住状況

仮釈放者・保護観察付き執行猶予者別の年齢層別保護観察受理時の居住状況の推移 (平成 8 年以降) は、図 4 - 2 - 2 - 4 のとおりである。

仮釈放者は保護観察付き執行猶予者に比べて更生保護施設に帰住する者が多く、特に 65 歳以上の高齢者においてはその割合が高い。しかし、ここ 10 年はその割合が低くなってきている。

一方、保護観察付き執行猶予者については単身の者も多く、取り分け、高齢者についてはその割合が高い。

図 4 - 2 - 2 - 4 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の年齢層別保護観察受理時の居住状況の推移



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

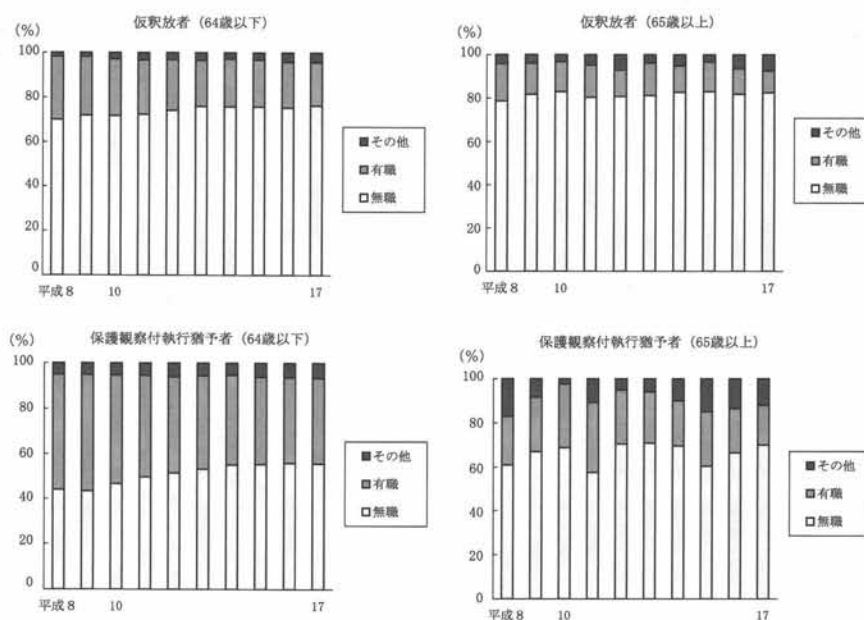
(4) 就労状況

仮釈放者・保護観察付き執行猶予者別の年齢層別就労状況の推移（平成 8 年以降）は、図 4 - 2 - 2 - 5 のとおりである。

仮釈放者、保護観察付き執行猶予者のいずれの年齢層においても、無職率は高まっているが、取り分け、高齢の保護観察対象者については無職率の高さは顕著である。

図 4 - 2 - 2 - 5 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の年齢層別就労状況の推移

(平成 8 年～17 年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「その他」は、学生・生徒、家事従事者、不詳の者である。

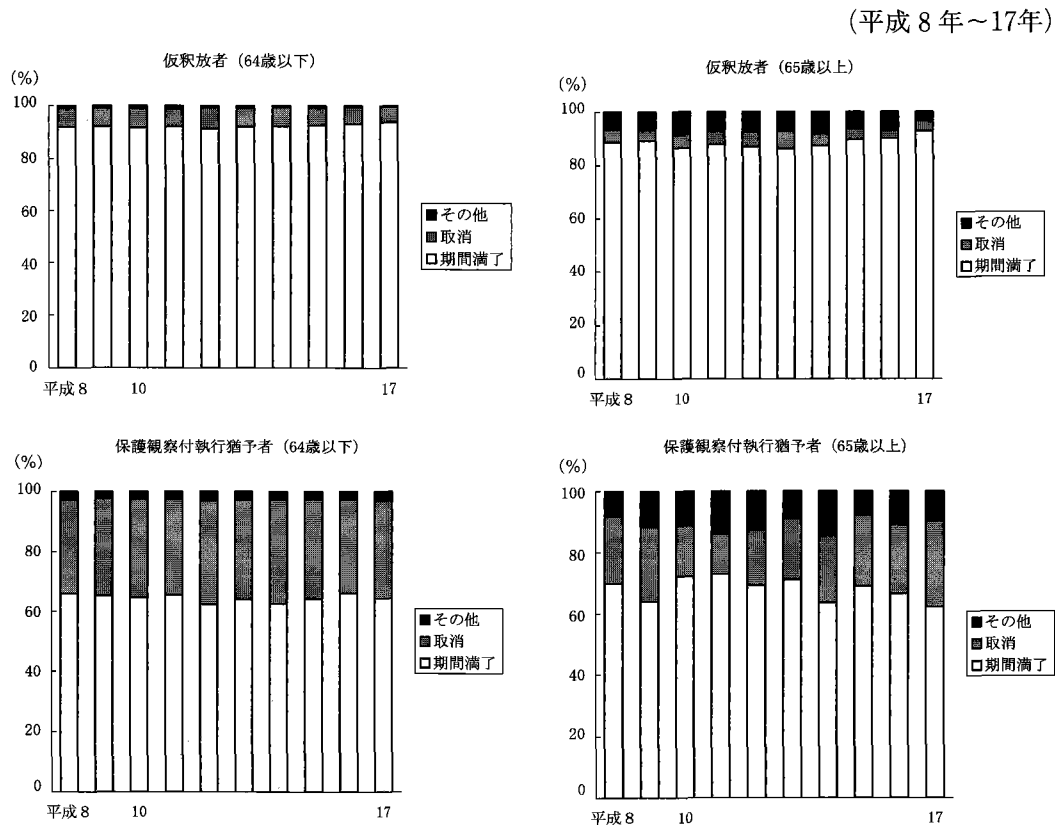
3 保護観察終了時の状況

(1) 終了事由

仮釈放者・保護観察付き執行猶予者別の年齢層別保護観察終了事由の推移（平成8年以降）は、図4-2-3-1のとおりである。

仮釈放者については、多くの者が期間満了で終了している。一方、保護観察付き執行猶予者については、64歳以下では約3割が執行猶予取消で終了しているのに対し、65歳以上で取消で終了している者は、64歳以下のそれに比して少ないが、その割合は徐々に上昇傾向にある。

図4-2-3-1 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の年齢層別保護観察終了事由の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

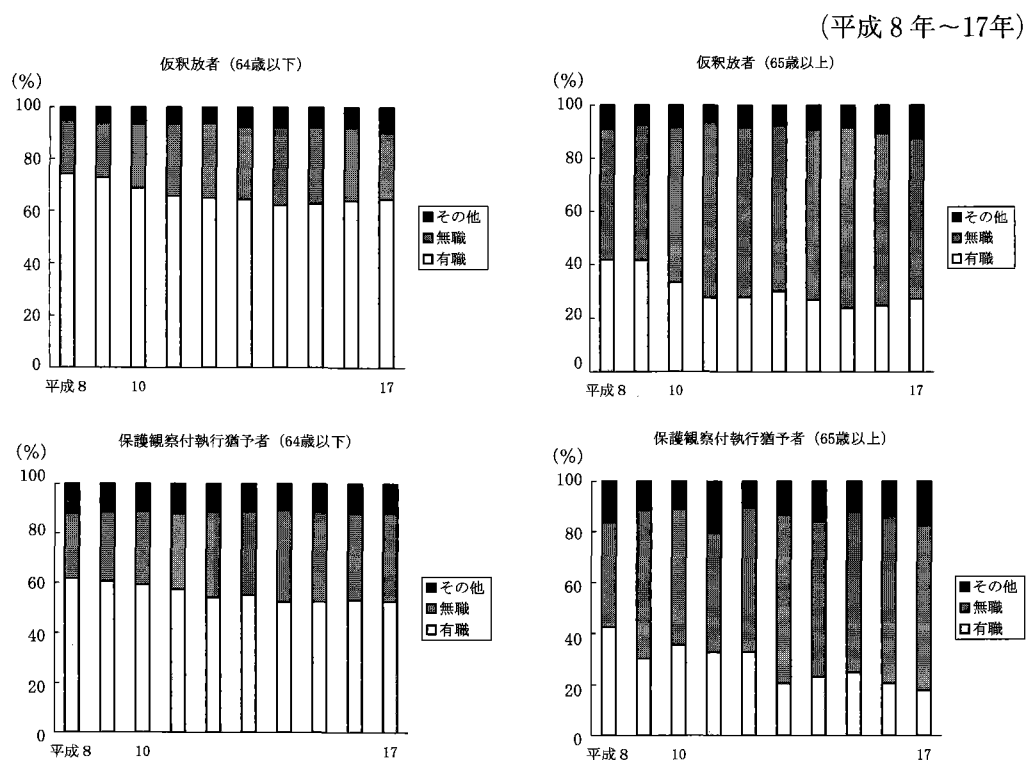
2 「その他」は、死亡等である。

(2) 終了時の就労状況

仮釈放者・保護観察付き執行猶予者別年齢層別保護観察終了時の就労状況の推移（平成8年以降）は、図4-2-3-2のとおりである。

65歳以上の高齢者は無職で保護観察が終了する割合が高く、また、その傾向は強まっている。

図 4 - 2 - 3 - 2 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の年齢層別保護観察終了時の就労状況の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「その他」は、学生・生徒、家事従事者、不詳の者である。

4 更生保護施設の活用状況

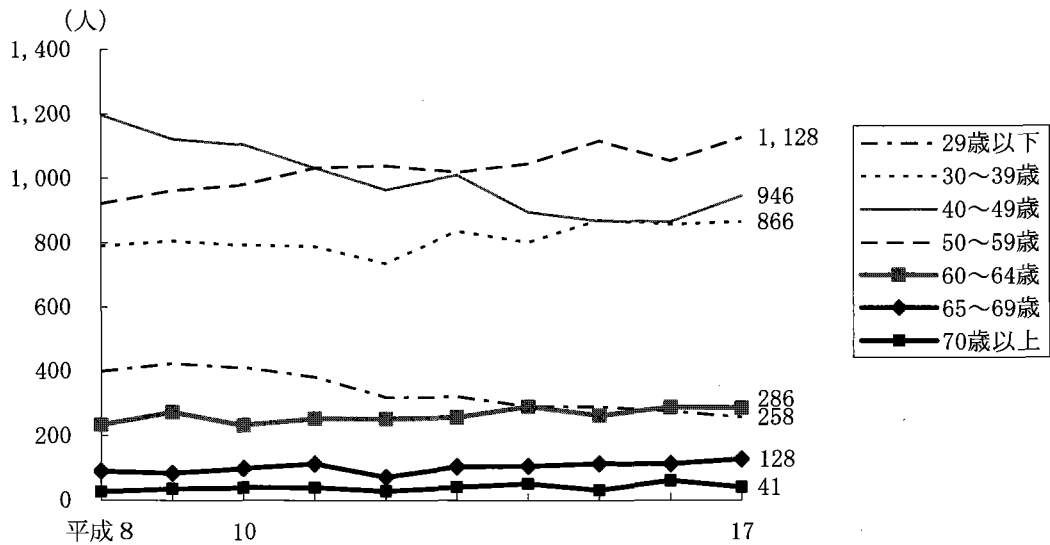
更生保護施設は、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人によって運営される施設である。更生のための保護を必要としている保護観察対象者等を収容し、宿泊所の供与、就職の援助、社会生活に必要な生活指導等を行うため、取り分け、帰住地や身寄りのない保護観察対象者にとって社会復帰の足掛かりとして欠かせない存在である。

前述のように、保護観察付き執行猶予者は仮釈放者に比べて更生保護施設に帰住する者が少なく、また、保護期間中に更生保護施設に収容保護される者も少数である²ので、ここでは仮釈放者について述べることにする。

2 平成17年中に保護観察が終了した保護観察付き執行猶予者5,241人のうち、期間内に一度でも更生保護施設に委託された者は250人であり、このうち、65歳以上の高齢者は12人にすぎない。

仮釈放者の期間中の年齢層別更生保護施設入所者数の推移（平成8年以降）は、図4－2－4－1のとおりである。

図4－2－4－1 仮釈放者の期間中の年齢層別更生保護施設入所者数の推移
(平成8年～17年)

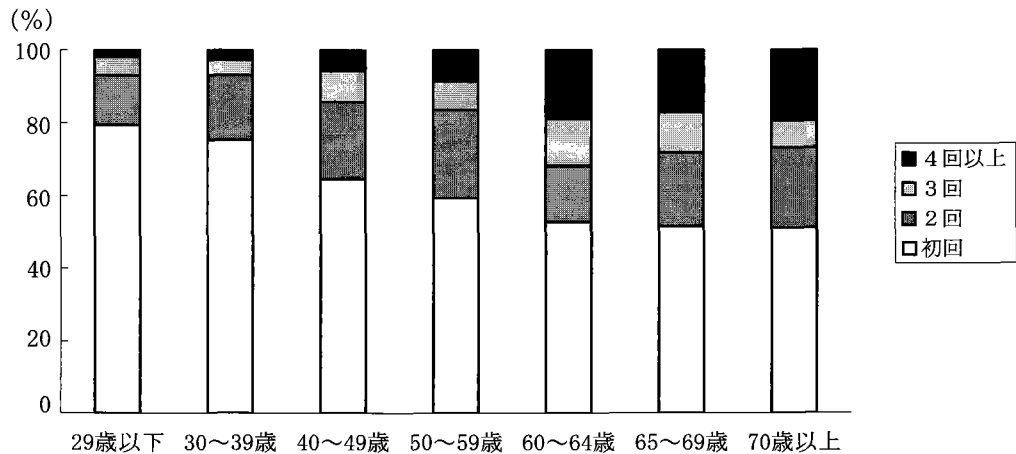


注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

平成17年における65歳以上の高齢者の更生保護施設への入所者数は169人であり、同年の更生保護施設入所者総数（3,653人）の4.6％であった。高齢者の入所者数が少ない理由は、更生保護施設は、収容定員が定められている上に、就労できる者の入所を前提としているためと考えられる。ただし、8年における65歳以上の高齢者の入所数が117人であったのに対し、17年には169人となっており、近年、入所者数がやや増加傾向にある。

更生保護施設に入所した仮釈放者の年齢層別入所回数（平成17年）は、図4－2－4－2

図4－2－4－2 更生保護施設に入所した仮釈放者の年齢層別入所回数
(平成17年)



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2のとおりである。

高齢になるほど更生保護施設への初回入所者の割合が低くなる傾向にある。

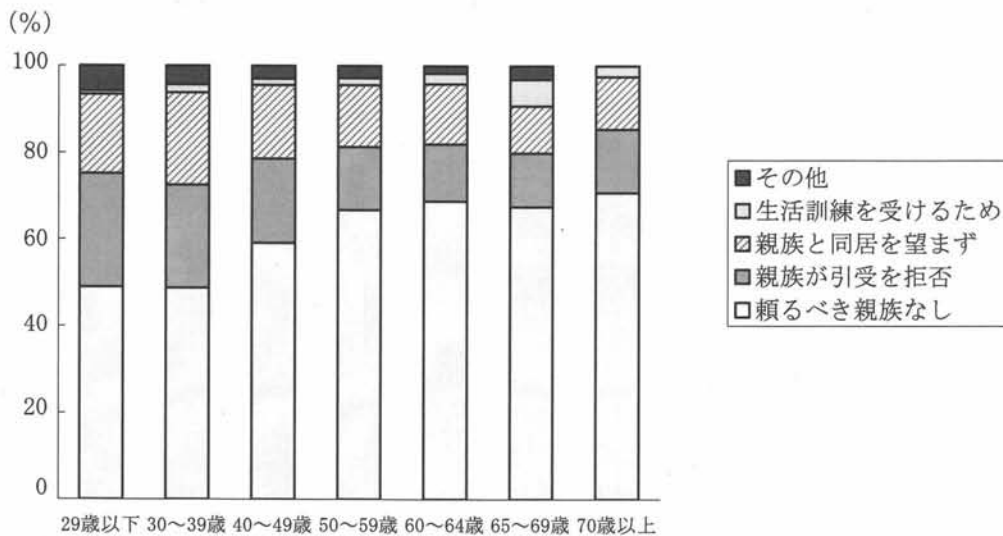
平成17年に終了した仮釈放者のうち、年齢層別更生保護施設入所事由（平成17年）は、**図4-2-4-3**のとおりである。

50歳未満の年齢層と比較して、50歳以上の年齢層では、「頼るべき親族なし」の割合が高くなっており、70歳以上の年齢層において最も高い。

更生保護施設入所者の年齢層別処遇上主な課題とされた領域（平成17年）は、**図4-2-4-4**のとおりである。

高齢者では、「職業生活」の割合が低く、特に70歳以上の年齢層では、「社会生活能力」及び「性格・行動特性」の割合が高い。

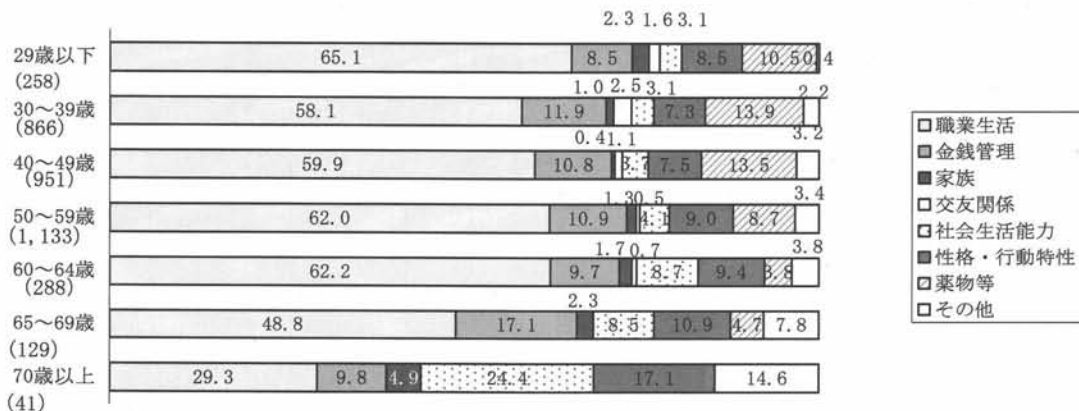
図4-2-4-3 平成17年に終了した仮釈放者の年齢層別更生保護施設入所事由



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

図4-2-4-4 更生保護施設入所者の年齢層別処遇上主な課題とされた領域

(平成17年)



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

第3 小 括

高齡受刑者と同様に、高齡保護観察対象者の新規受理人員は顕著な増加傾向を示している。この増加傾向は、高齡受刑者の増加が起因と考えられる仮釈放者のみならず、保護観察付き執行猶予者においても同様である。数の上では少数ではあるものの、取り分け女子の増加率の伸びが大きいのも特徴である。

65歳以上の高齡保護観察対象者を64歳以下の者と比較すると、社会復帰や更生の観点から、様々な形でより大きなリスクを負っている実態が明らかになっている。例えば、高齡保護観察対象者は家族と同居しておらず、単身で生活している割合が高く、無職の者が多いなど、更生に当たっての障壁を有する者が少なくないことが指摘できる。

保護観察の終了事由を見ると、仮釈放者については、多くの仮釈放者が期間満了で終了しており、高齡仮釈放者も例外ではない。一方、保護観察付き執行猶予者については、若い層に比べて取消で終了している者はやや少ないが、その割合は徐々に上昇傾向にある。高齡の仮釈放者、保護観察付き執行猶予者の終了事由として特徴的なものは、「その他」が若い層に比べて大きいことである。統計上の制約で「その他」の詳細な内容は不明であるが、その内訳に「死亡」があることから、死亡によって保護観察の期間満了前に終了した者も少なくないと思われる。

様々な問題を抱える高齡保護観察対象者の保護観察処遇に当たっては、平成15年4月以降、法務省保護局において65歳以上の保護観察対象者に対し、「高齡対象者」という類型を設けて、高齡者特有の問題性に焦点を当てた処遇を行っているところである。

更生保護施設は、収容定員が定められている上に、就労できる者の入所を前提としているため、若い層に比べて高齡保護観察対象者は少ない入所者数にとどまっている。しかしながら、実際に入所した者の入所事由を見ると、高齡者において「頼るべき親族なし」の割合が高く、家族等頼るべき者がおらず、他に行き場所がない高齡保護観察対象者にとって最後の砦とも言えるべき存在であることは否定できない。更生保護施設は、住居を提供するのみならず、社会生活能力や家族関係の調整等の処遇を担っており、社会復帰のための足掛かりとして欠かすことのできない存在であると言えよう。

第5章 高齢出所受刑者及び高齢仮釈放者の実態と意識の分析

第1 調査方法の概要

1 調査の目的

既に見てきたように、累犯性の高さ、受入環境の悪さ、健康面での不安等、多くの問題を抱える高齢受刑者に対して、いかにして施設内処遇から社会内処遇へとつなげ、再犯防止を図っていくかが喫緊の課題となっている。

高齢受刑者の場合、受入環境の問題等から、比較的再犯期間が短く、刑事施設への入出所を繰り返している者が多いことから、特に出所前から出所後の数か月間の施設内から社会内処遇への橋渡しが重要と思われる。

そこで、本調査は、出所直前的高齢受刑者及び刑事施設を仮釈放により出所した高齢保護観察対象者について、実態調査及びアンケート調査を実施し、金銭面や健康面での悩みや不安等を把握し、処遇上の手掛かりを得たいと考えた。特に、同一の高齢犯罪者について、刑事施設出所直前と仮釈放になってからの2時点でアンケート調査を実施し、比較することによって、高齢者が再犯をせずに社会内で更生していくためにはどのような問題があり、どのような支援が必要なのかなどを、総合的な観点から検討したいと考えた。

2 調査対象者及び実施方法

(1) 高齢出所受刑者調査

調査対象者は、平成18年8月1日から同年11月30日の間に刑事施設本所、札幌刑務支所及び福島刑務支所を満期釈放又は仮釈放で出所し、出所時に満65歳以上であった受刑者(以下「高齢出所受刑者」という。)である。

調査は、①刑事施設職員記入用の調査票(巻末資料1)を用いた高齢出所受刑者の実態調査と②調査対象者本人が記入するアンケート用紙(巻末資料2)を用いた高齢出所受刑者の意識調査からなる。

①の高齢出所受刑者の実態調査では、刑事施設職員に対し、調査対象者全員についての属性、処遇状況等に関する調査票への記入を求めた。

②の高齢出所受刑者の意識調査では、各調査対象者に対し、原則として出所2週間前から実施される釈放前の指導の期間中に、任意の上、記名方式により、刑事施設での生活、出所後における生活上の問題点等に関して、アンケート用紙への記入を求めた。

(2) 高齢保護観察対象者調査

調査対象者は、平成18年8月1日から同年11月30日の間に刑事施設を仮釈放で出所して、全国の保護観察所で受理された満65歳以上の保護観察対象者(以下「高齢仮釈放者」とい

う。)である。したがって、調査対象者は、高齢出所受刑者調査の対象者のうち、仮釈放で出所した者と同一ということになる。

調査対象者に対し、担当の保護司を通じ、任意の上、記名方式により、出所後おおむね1か月を経過した時点での生活状況等に関して、アンケート用紙（巻末資料3参照）への記入を求めた。

第2 高齢出所受刑者の実態

ここでは、刑事施設職員記入用の調査票の結果に基づいて、高齢出所受刑者の実態について分析を行う。

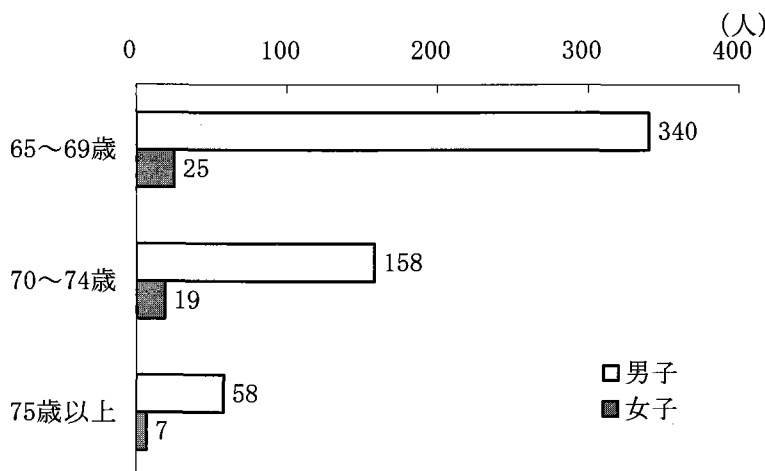
1 基本属性

調査対象者の男女・出所時年齢別人員は、図5-2-1-1のとおりである。

男子556人、女子51人の合計607人であり、65歳～69歳が60.1%を占め、最も多い。調査対象者全体の出所時年齢の平均は69.32歳であった。出所時年齢の最高齢は、男子では窃盗の89歳、女子では殺人の88歳であった。

国籍は、日本が593人（97.7%）で、その他の国籍が14人であった。

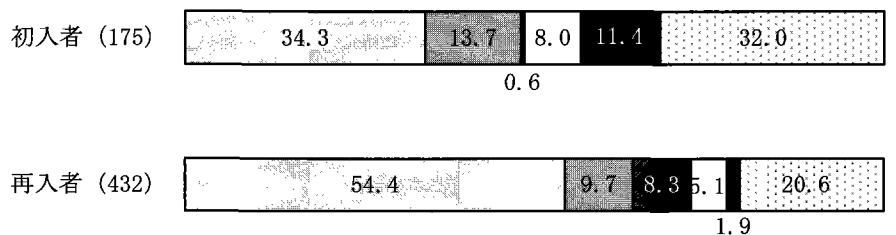
図5-2-1-1 男女・出所時年齢別人員



2 本件罪名

初入・再入別の罪名別構成比は、図5-2-2-1のとおりである。

図5-2-2-1 初入・再入別の罪名別構成比



□ 窃盗 ■ 詐欺 ■ 覚せい剤取締法違反 □ 道路交通法違反 ■ 殺人 □ その他

注 1 上位5罪名を挙げ、それ以外の罪名は、すべて「その他」とした。

2 () 内は、実人数である。

初入者と再入者を比較すると、初入者では、殺人の割合が高い。これに対し、再入者では、窃盗及び覚せい剤取締法違反の割合が高かった。

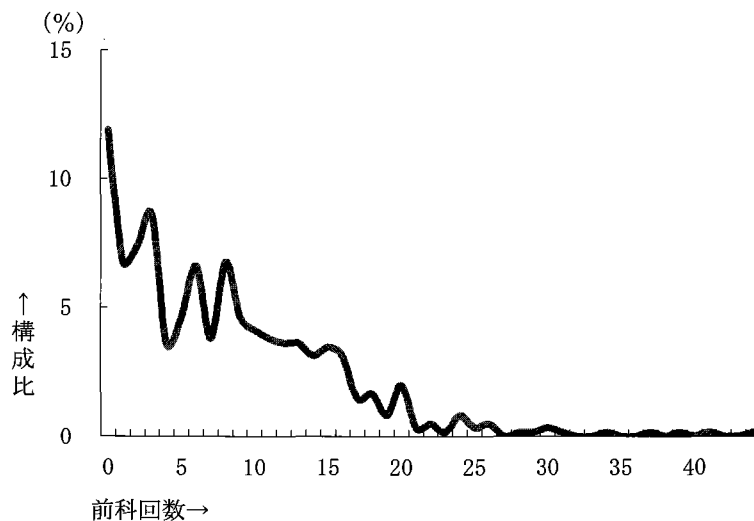
犯行時年齢の平均は66.4歳であり、犯行時年齢の最高齢は、男子では86歳、女子では83歳であった。また、調査対象者全体の刑期の平均は29.5月であった。

3 前科等

前科回数別構成比は、図5-2-3-1のとおりである。

全体の前科回数の平均は8回で、前科回数の最高は、男子では44回、女子では12回であった。

図5-2-3-1 前科回数別構成比



注 不明の者を除く。

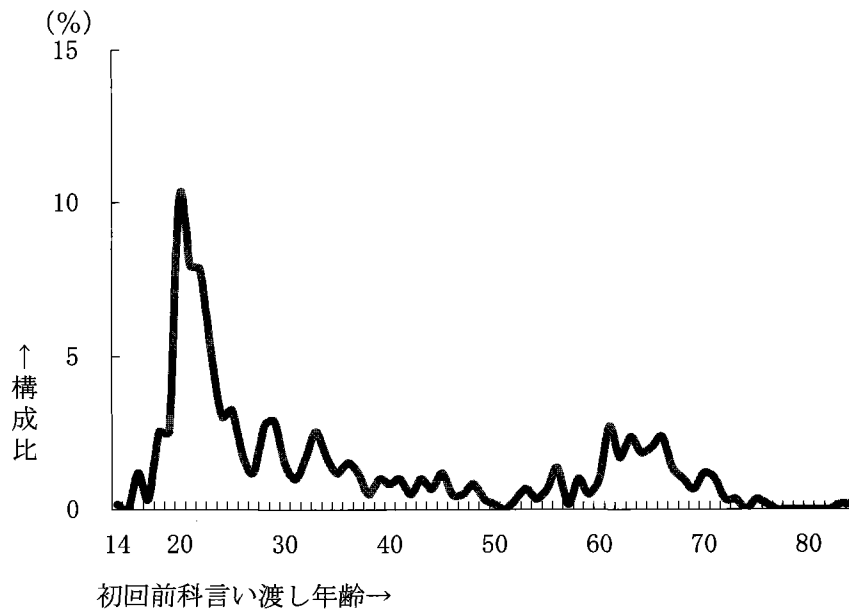
初回前科言渡年齢別構成比は、図5-2-3-2のとおりである。

初回前科言渡年齢には、20代前半と60代に二つの大きな山が認められた。若年期から犯罪に手を染めて犯罪を繰り返しながら高齢期に至った者と高齢期に入って初めて、確定裁判により罰金以上の刑に処せられた犯罪を引き起こした者という二つの異なる高齢出所受刑者の存在がうかがわれる。

入所度数別構成比は、図5-2-3-3のとおりである。

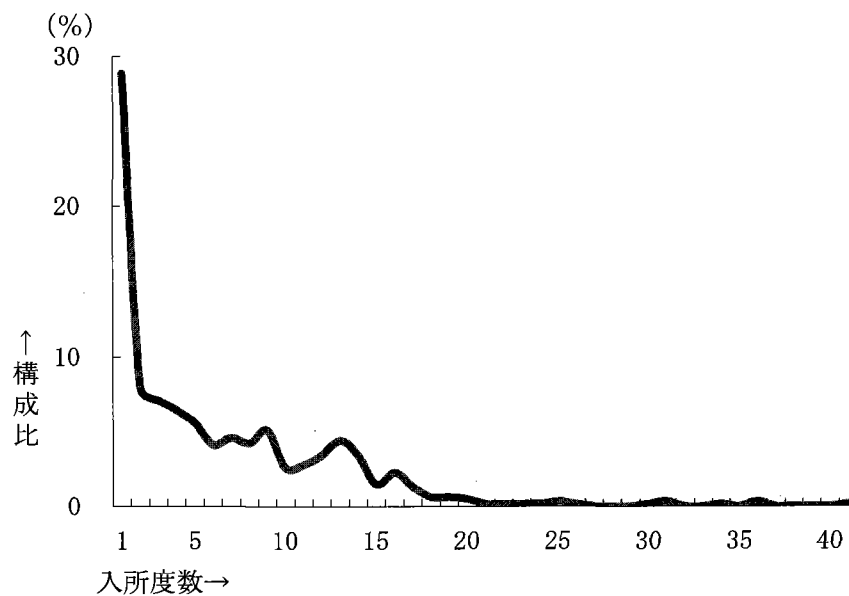
全体の入所回数の平均は6.4度で、男子の平均は6.8度、女子は2.3度であった。入所度数の最高は、男子では41度、女子では11度であった。

図 5 - 2 - 3 - 2 初回前科言渡年齢別構成比



注 不明の者を除く。

図 5 - 2 - 3 - 3 入所度数別構成比



4 入所前の状況

初入・再入別の婚姻状況別構成比は、図 5 - 2 - 4 - 1 のとおりである。

初入者と再入者を比較すると、初入者は配偶者ありの割合が高いのに対し、再入者は未婚及び離別の割合が高い。再入者の方が安定した結婚生活を持ってない又は維持できない傾向が強いことがうかがわれる。

初入・再入別の居住状況別構成比は、図 5 - 2 - 4 - 2 のとおりである。

図 5-2-4-1 初入・再入別の婚姻状況別構成比



注 1 () 内は、実人数である。

2 不明の者を除く。

図 5-2-4-2 初入・再入別の居住状況別構成比



注 1 () 内は、実人数である。

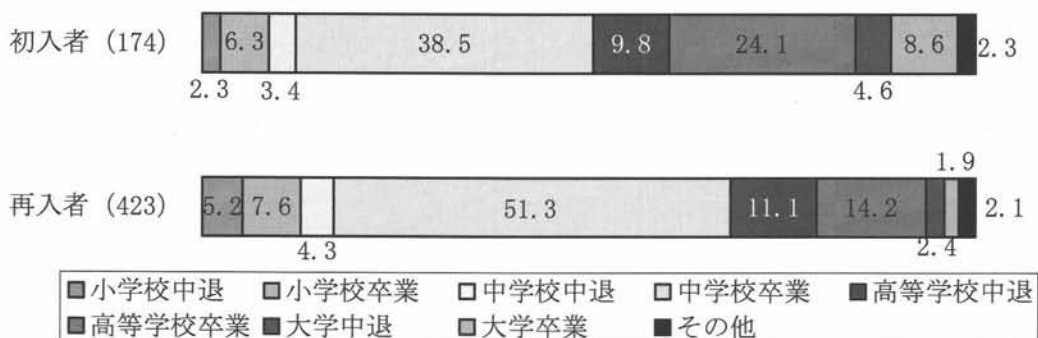
2 不明の者を除く。

初入者では定住の割合がかなり高いのに対し、再入者では住居不定の割合が高い。居住状況の不安定さが再入に至る大きな原因の一つになっていると思われる。

初入・再入別の学歴別構成比は、図 5-2-4-3 のとおりである。

初入者と再入者を比較すると、初入者の方が高学歴の割合が高い。ただし、初入者においても再入者においても、義務教育修了に至っていない者の割合は1割を超えている。

図 5-2-4-3 初入・再入別の学歴別構成比



注 1 「その他」は、不就学を含む。

2 () 内は、実人数である。

3 不明の者を除く。

初入・再入別の有職無職別構成比は、図 5-2-4-4 のとおりである。

無職の割合は、初入者と比較して再入者の方が高い。

図 5 - 2 - 4 - 4 初入・再入別の就業状況別構成比



注 1 () 内は、実人数である。
2 不明の者を除く。

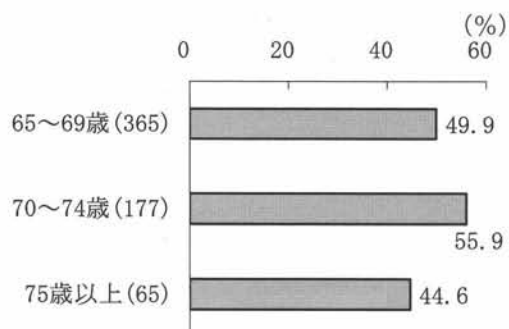
5 身体状況等

出所時年齢層別・身体状況等別構成比は、図 5 - 2 - 5 - 1 のとおりである。

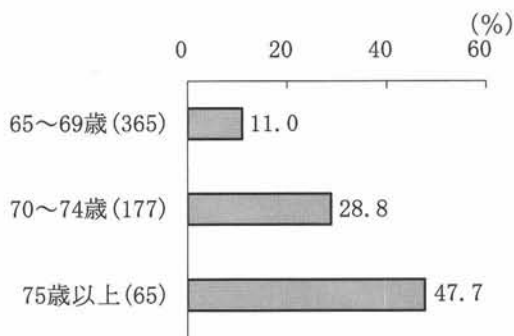
身体疾患等には、高血圧症、消化器疾患等を含み、年齢層による大きな違いは認められなかった。これに対し、老衰・身体虚弱等や養護的処遇が必要な者の割合は、高年齢となるほど該当者の割合が上昇している。身体障害も、割合的には低いものの、高年齢になるほど上昇傾向が見られる。

図 5 - 2 - 5 - 1 出所時年齢層別の身体状況等別構成比

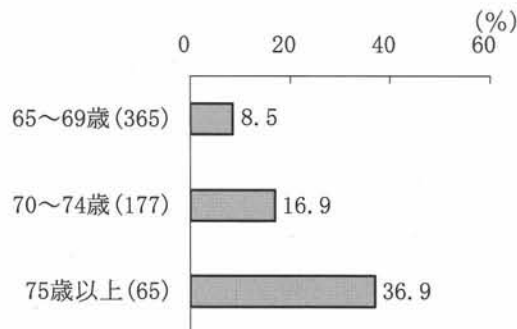
① 身体疾患等



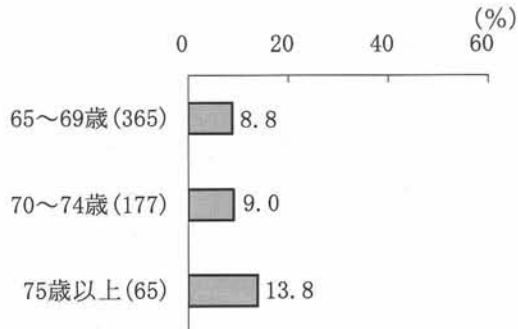
② 老衰, 身体虚弱等



③ 養護的処遇の必要な者



④ 身体障害

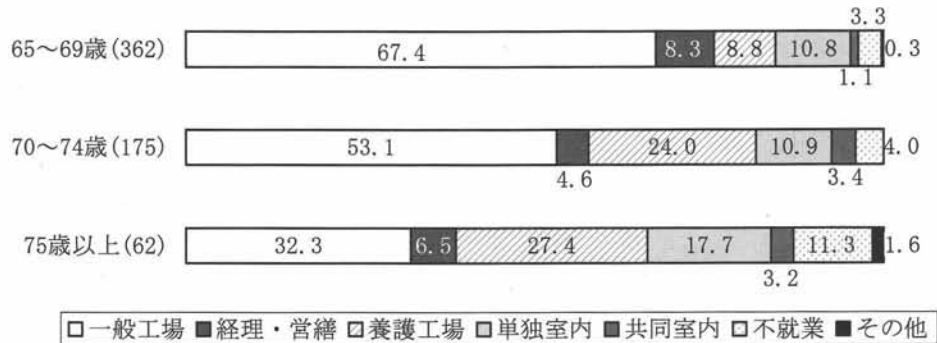


注 1 項目に該当する者の割合である。
2 () 内は、実人数である。

6 処遇状況

出所時年齢層別・就業状況（施設内）別構成比は、図5-2-6-1のとおりである。
高年齢となるほど、一般工場での就業の割合が低下し、養護工場、単独室内、不就業の割合が上昇している。

図5-2-6-1 出所時年齢層別の就業状況（施設内）別構成比

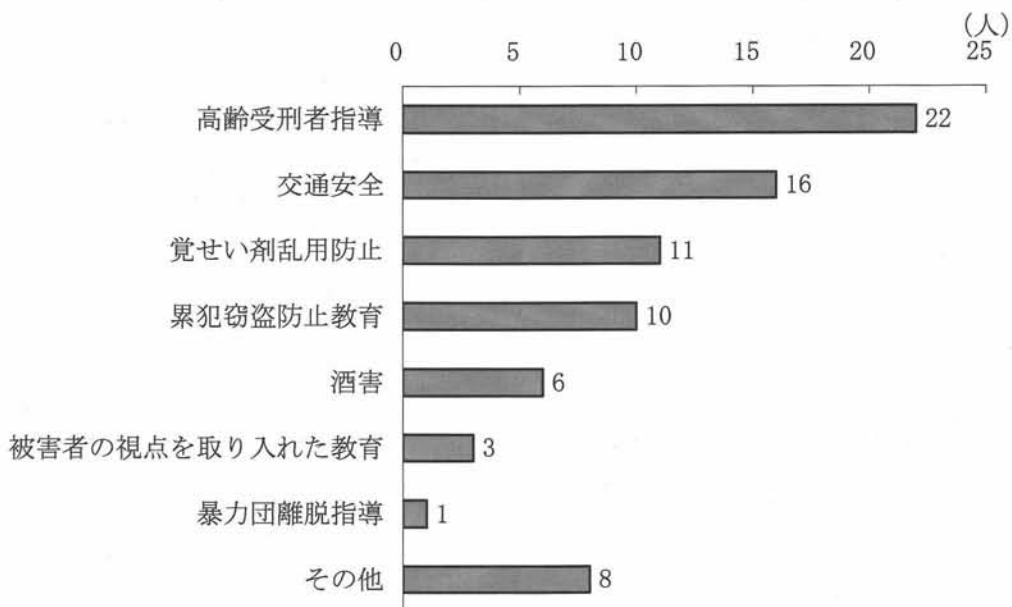


- 注 1 「70～74歳」で、「その他」の者はいなかった。
2 () 内は、実人数である。
3 不明の者を除く。

処遇プログラム別受講人員は、図5-2-6-2のとおりである。

刑事施設内において、高齢受刑者に対しても、多くの処遇プログラムが用意されているものの、実際に受講した人員は少数にとどまっている。その原因としては、処遇プログラム対象者が少ないことや、受講能力に乏しかったり、監獄法下においては受講を義務付け

図5-2-6-2 処遇プログラム別受講人員



注 「その他」は、「生活訓練教育」、「生活自立指導」、「命の教育」等である。

ることができなかったことから、受講そのものを希望しなかった場合があることが考えられる。

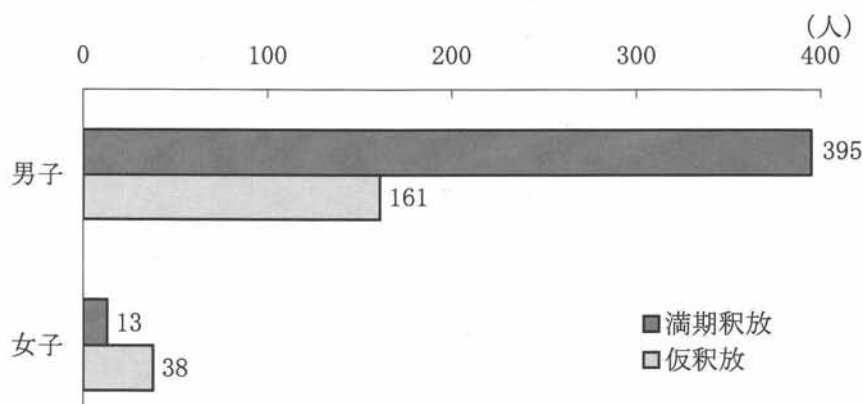
7 出所事由

男女別・出所事由別人員は、図5-2-7-1のとおりである。

男子は満期釈放の割合が高いのに対し、女子は仮釈放の割合が高い。仮釈放期間の平均日数は138.1日であり、最短が30日、最長が725日であった。

在所期間の平均は、仮釈放が25.5月、満期釈放が24.2月であり、ほとんど差は認められなかった。在所期間が最も長かったのは、男子では約16年、女子では約10年で、いずれも罪名は殺人であった。

図5-2-7-1 男女別・出所事由別人員

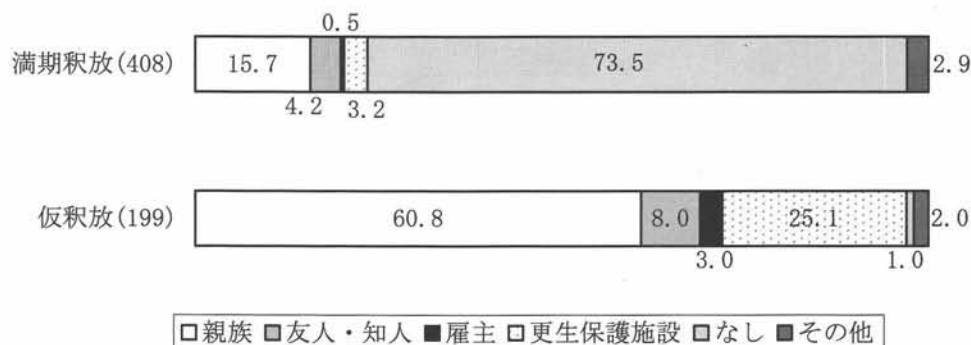


出所事由別・引受人別構成比は、図5-2-7-2のとおりである。

仮釈放では、引受人の割合は親族が最も高く、次いで更生保護施設が高かった。これに対し、満期釈放では「引受人なし」が4分の3近くを占めていた。

なお、出所時の所持金の平均は、調査対象者全体では約10万8,600円であった。出所時の所持金額の最高額は満期釈放者の約37万円、最低額も満期釈放者の42円であった。

図5-2-7-2 出所事由別・引受人別構成比



注 () 内は、実人数である。

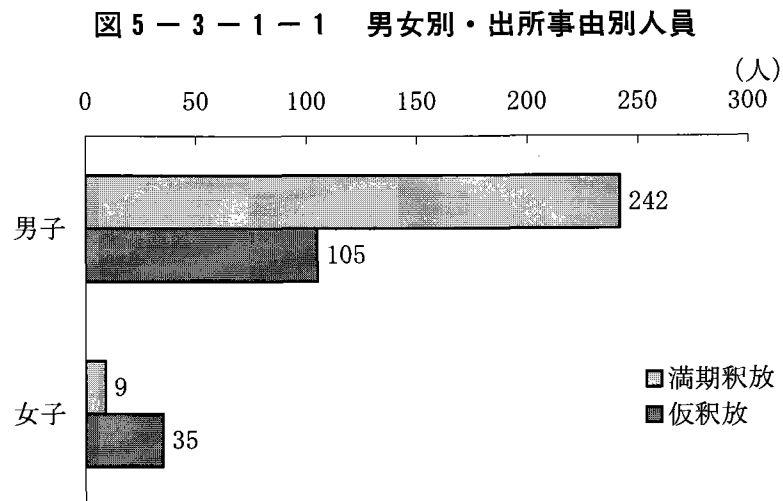
第3 高齢出所受刑者の意識

1 分析対象者

調査対象者607人中、高齢出所受刑者記入用の意識調査に回答した者は391人（回答率64.4%）であり、以下では、この回答者を分析対象者として回答内容の特徴を検討する。

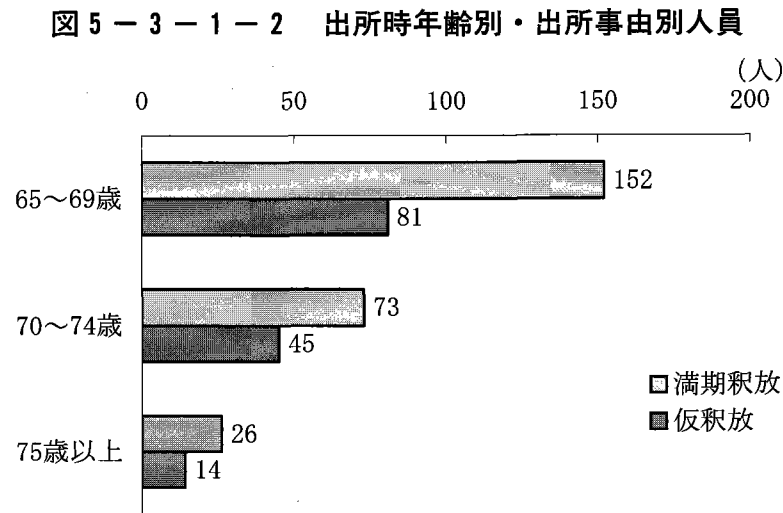
分析対象者を男女別・出所事由別に見ると、図5-3-1-1のとおりである。

男子の62.4%、女子の86.3%が意識調査に回答した。また、満期釈放者の61.5%、仮釈放者の70.4%が意識調査に回答した。



分析対象者を出所時年齢別・出所事由別に見ると、図5-3-1-2のとおりである。

65～69歳の63.8%、70～74歳の66.7%、75歳以上の61.5%が意識調査に回答した。



2 犯罪に関する認識

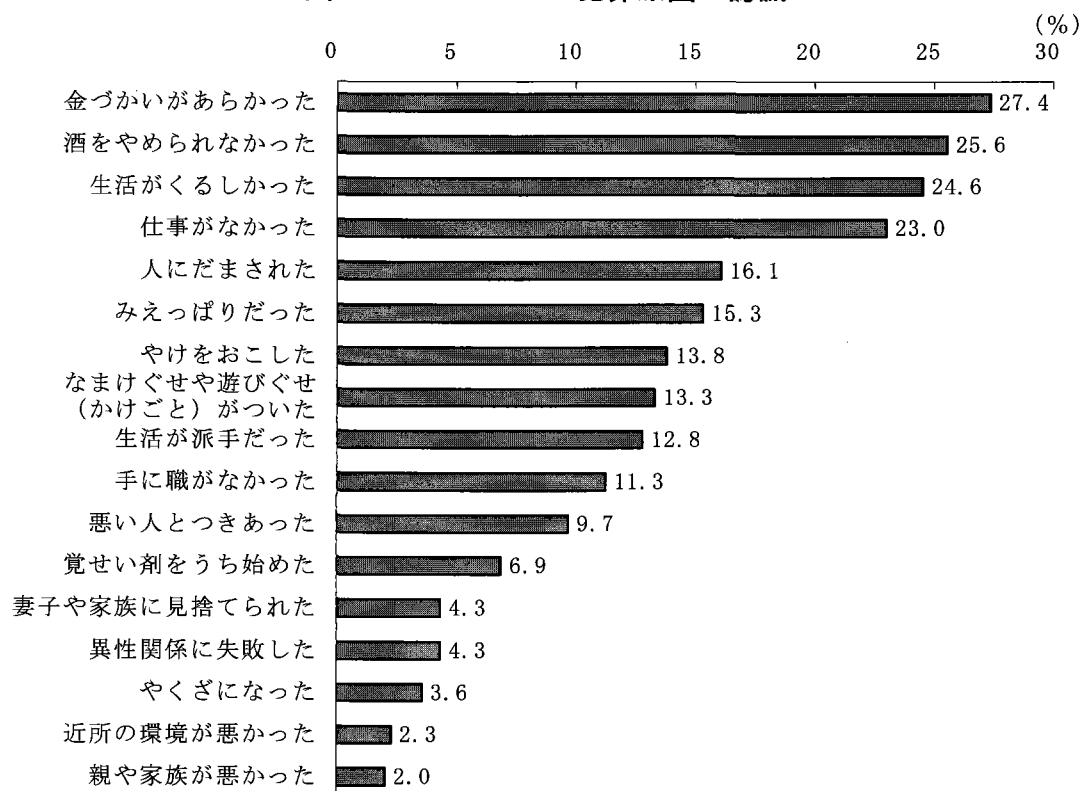
(1) 犯罪原因の認識

あなたが、今回、犯罪をして刑務所に入るようになったわけは、あなたが考えてみて、次のうちどれにあてはまりますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。(Q10)

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| 1 金づかいがなかった | 2 生活が派手だった |
| 3 悪い人とつきあった | 4 生活がくるしかった |
| 5 酒をやめられなかった | |
| 6 なまけぐせや遊びぐせ（かけごと）がついた | |
| 7 みえっぱりだった | 8 人にだまされた |
| 9 手に職がなかった | 10 仕事がなかった |
| 11 やけをおこした | 12 親や家族が悪かった |
| 13 妻子や家族に見捨てられた | 14 近所の環境が悪かった |
| 15 覚せい剤をうち始めた | 16 やくざになった |
| 17 異性関係に失敗した | 18 その他（具体的に： ） |

犯罪原因の認識は、図 5－3－2－1 のとおりである。

図 5－3－2－1 犯罪原因の認識



- 注 1 上限のない複数回答である。
2 「その他」を除く。

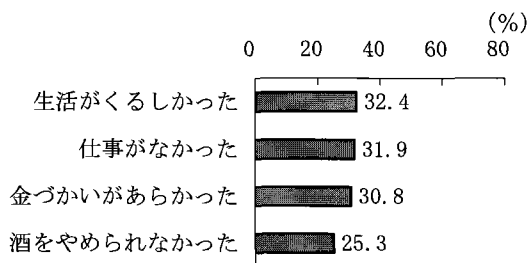
「金づかいがなかった」が最も多く挙げられ、次いで、「酒をやめられなかった」、「生活が苦しかった」、「仕事がなかった」の順であった。仕事がないなどによる金銭面での困窮の問題、飲酒の問題を犯罪の原因として挙げる割合が高かった。

罪名別の犯罪原因の認識は、図5-3-2-2のとおりである。

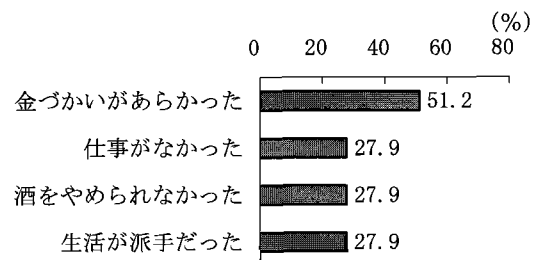
本件の罪名によって、どのような原因によって犯罪に走ったかの認識が異なる。窃盗は生活の困窮を挙げる割合が最も高いのに対し、詐欺は浪費ぐせを挙げる者が半数以上を占め、最も高かった。覚せい剤取締法違反は、覚せい剤の使用を原因に挙げる者が最も多いのは当然としても、次いで、不良者との交際を挙げる割合が高く、他の罪名には見られない特徴である。道路交通法違反は、飲酒を挙げる割合が高く、飲酒がらみのものが多いことがうかがわれる。殺人も、飲酒を挙げる割合が高く、飲酒時のトラブルから事件に至ったものが多いことがうかがわれる。

図5-3-2-2 罪名別の犯罪原因の認識（上位4項目）

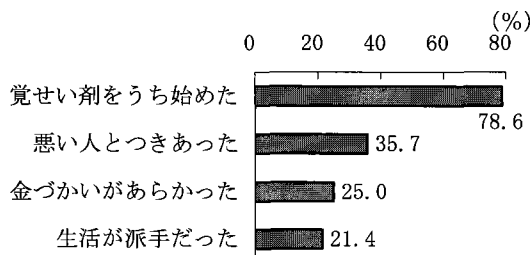
① 窃盗（182）



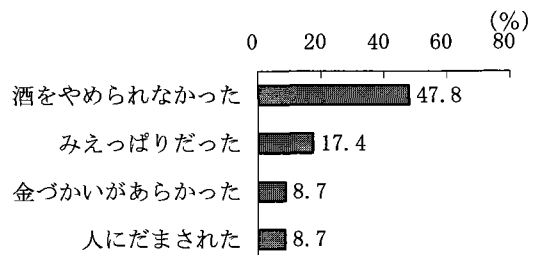
② 詐欺（43）



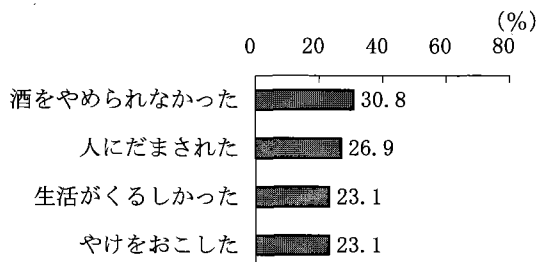
③ 覚せい剤取締法違反（28）



④ 道路交通法違反（26）



⑤ 殺人（89）



- 注 1 上限のない複数回答である。
 2 () 内は、実人数である。
 3 「その他」を除く。

(2) 犯罪経歴の自己評価

あなたのこれまでの人生を振り返ると、次のうちどれが一番あてはまりますか。次の中から一つだけ選んで、番号に○をつけてください。(Q11)

- 1 若いころから、ずっと悪いことをしてきた
- 2 若いころは悪いことをしたが、その後落ち着いていたのに、年を取ってからまた悪いことをしてしまった
- 3 若いころは悪いことをしていなかったが、中年くらいから悪いことをするようになった
- 4 若いころからずっと悪いことはしていなかったが、年を取ってから悪いことをしてしまった

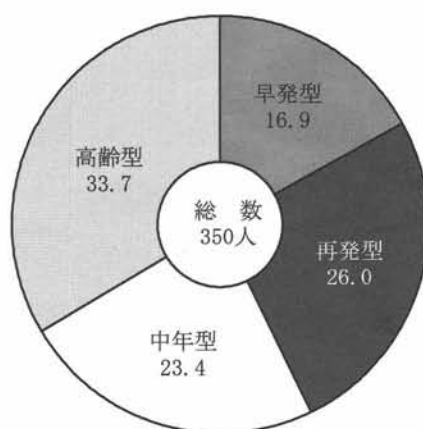
高齢犯罪者のタイプとしては、初発犯罪年齢が若く、以後、犯罪を繰り返している早発型高齢犯罪者と高齢になってから初めて犯罪を犯す遅発型高齢犯罪者等がいるといわれている。

ここでは、犯罪経歴として、4タイプをあらかじめ設定し、調査対象者に対し、自分がどのタイプに該当するかを自己評価させた。

犯罪経歴の自己評価は、図5-3-2-3のとおりである。

「若いころから、ずっと悪いことをしてきた」と回答した者を「早発型」、「若いころは悪いことをしたが、その後落ち着いていたのに、年を取ってからまた悪いことをしてしまった」に回答した者を「再発型」、「若いころは悪いことをしていなかったが、中年くらいから悪いことをするようになった」を「中年型」、「若いころからずっと悪いことはしていなかったが、年を取ってから悪いことをしてしまった」を「高齢型」と名付けると、高齢型が最も多く、次いで、再発型、中年型、早発型の順であった。

図5-3-2-3 犯罪経歴の自己評価



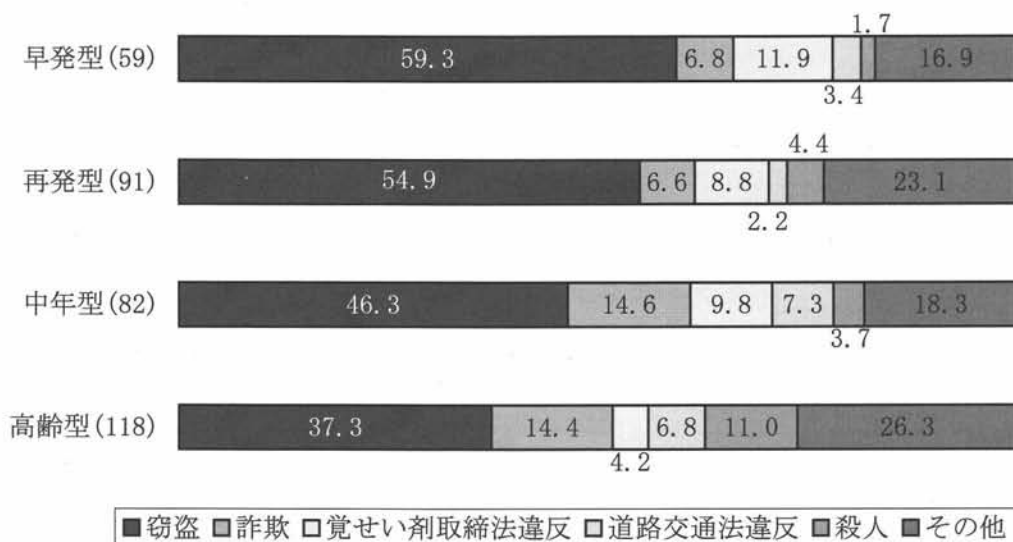
注 無回答を除く。

高年齢出所受刑者のタイプ別に入所度数の平均値を比較すると、早発型12.1度、再発型7.3度、中年型5.9度、高年齢型2.6度であった。また、初回前科言渡年齢の平均値は、早発型24.1歳、再発型27.9歳、中年型39.9歳、高年齢型50.6歳であった。

犯罪経歴別の罪名別構成比は、図5-3-2-4のとおりである。

早発型は窃盗が約6割を占めていること、高年齢型では殺人の割合が他のタイプと比較して高いことが特徴的である。

図5-3-2-4 犯罪経歴別の罪名別構成比



注 () 内は、実人数である。

(3) 犯罪経験

あなたは、次のような犯罪をしたことがありますか。それぞれの文章をよく読んで、あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。(Q9)

- ア 人の物(お金)を盗む犯罪
- イ 人を傷つける(暴力をふるう)犯罪
- ウ 人をだます犯罪
- エ 薬物に関する犯罪
- オ 交通関係の犯罪
- カ 性的な犯罪
- キ その他の犯罪

(選択肢)

- 1 まったくない 2 1回ある 3 2回以上ある

本調査では、犯罪経験を高年齢出所受刑者本人に自己申告させることによって、過去の犯

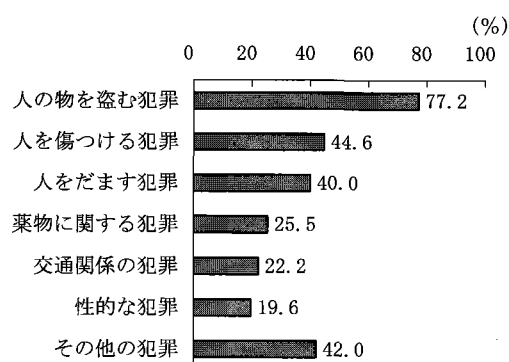
罪経験の概要を把握することを試みた。

犯罪経歴別のこれまでの犯罪経験の状況は、図5-3-2-5のとおりである。

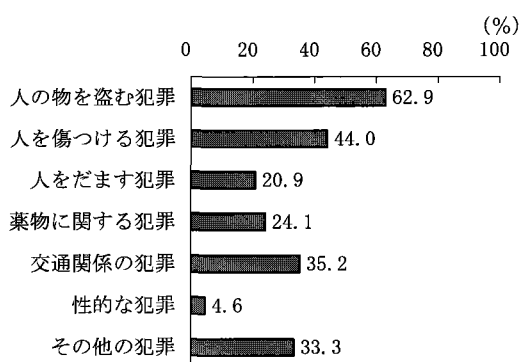
早発型は、「交通関係の犯罪」を除き、他の型と比較して犯罪経験の割合が高い。早期から多種多様な犯罪を繰り返してきていることがうかがわれる。これに対し、高齢型は、ほとんどの犯罪経験の割合が低い。再発型と中年型は、早発型と高齢型のほぼ中間的な犯罪経験の割合を示している。ただし、再発型は、早発型に近いプロフィールであり、中年型は高齢型に近い。

図5-3-2-5 犯罪経歴別の犯罪経験

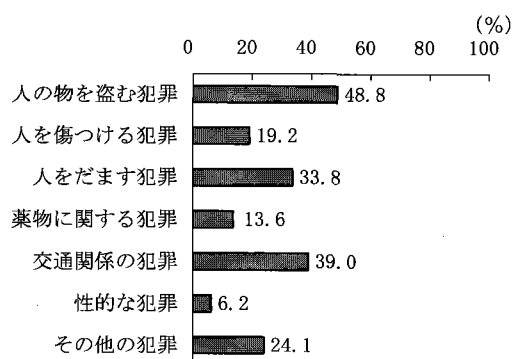
① 早発型 (59)



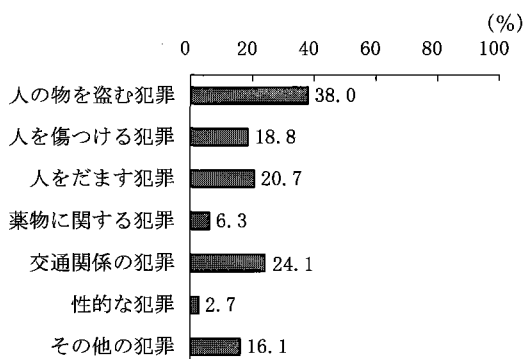
② 再発型 (91)



③ 中年型 (82)



④ 高齢型 (118)



注 1 各項目について、「1回ある」又は「2回以上ある」と回答した者の割合である。

2 () 内は、実人数である。

3 無回答を除く。

3 生活状況

入所前の生活状況は、刑務所初入者と再入者とではかなり異なると思われることから、ここでは、初入・再入別の相違を中心に結果を見ていく。

(1) 同居者

あなたは、刑務所に入所する前，だれと住んでいましたか。次の中から，あてはまるものを全部選んで，番号に○をつけてください。(Q1)

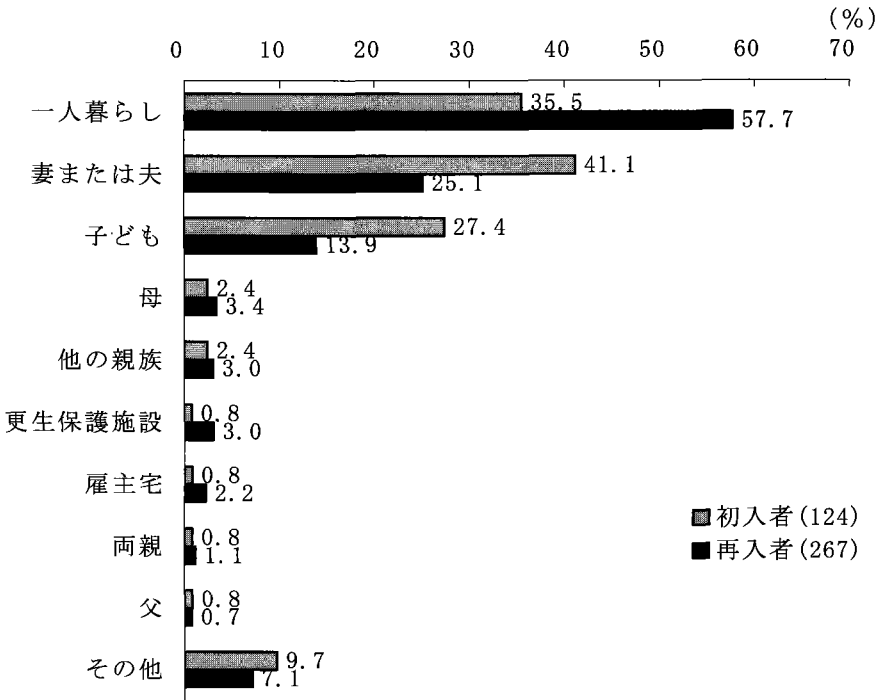
- 1 一人暮らし
- 2 妻または夫（内縁関係を含む）
- 3 両親
- 4 父
- 5 母
- 6 子ども
- 7 他の親族
- 8 雇主宅
- 9 更生保護施設
- 10 その他（具体的に： ）

初入・再入別の入所前の同居者は、図 5－3－3－1 のとおりである。

入所前に一人暮らしであった者は，初入者が35.5%であるのに対し，再入者が57.7%とかなり高かった。

また，出所時年齢層別に見ると，一人暮らしであった者は，65～69歳が49.4%，70～74歳が51.7%，75歳以上が55.0%であり，高年齢となるほど高かった。

図 5－3－3－1 初入・再入別の入所前の同居者



注 1 上限のない複数回答である。
2 () 内は，実人数である。

(2) 就労状況

あなたは、刑務所に入所する前、定職に就いていましたか。次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけてください。(Q2)

- 1 定職に就いていた
- 2 パートや日雇いの仕事をしていた
- 3 仕事をしたかったが、みつからなかった
- 4 仕事をしていなくても暮らせるのでしていなかった
- 5 病気なので仕事ができなかった
- 6 仕事をする気がなかった
- 7 その他（具体的に： ）

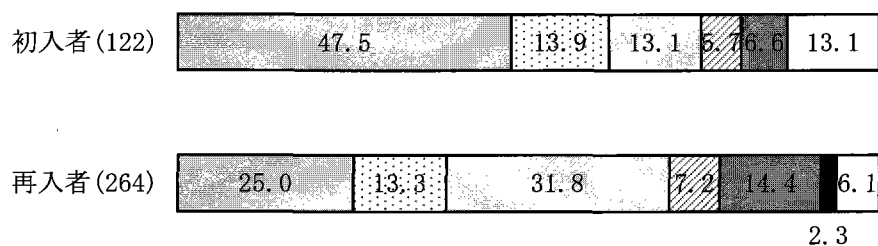
初入・再入別の入所前の就労状況は、**図 5－3－3－2**のとおりである。

定職に就いていた者の割合は初入者の方が高く、再入者では「仕事をしたかったが、みつからなかった」、「病気なので仕事ができなかった」の割合が初入者と比較して高かった。

また、出所時年齢層別に入所前の就労状況を見たところ、「定職に就いていた」の割合は高年齢ほど低下し、「仕事をしたかったが、みつからなかった」の割合が高年齢ほど上昇していた。

なお、「その他」に回答した者について、自由記述の内容を見ると、「生活保護を受けていた」という回答が多く、生活保護受給者が「その他」に回答した割合が高かった。

図 5－3－3－2 初入・再入別の入所前の就労状況



- 定職に就いていた
- ▣ パートや日雇いの仕事をしていた
- 仕事をしたかったが、みつからなかった
- ▤ 仕事をしていなくても暮らせるのでしていなかった
- 病気なので仕事ができなかった
- 仕事をする気がなかった
- その他

注 1 初入者で、「仕事をする気がなかった」を選択した者は、いなかった。

2 () 内は、実人数である。

3 無回答を除く。

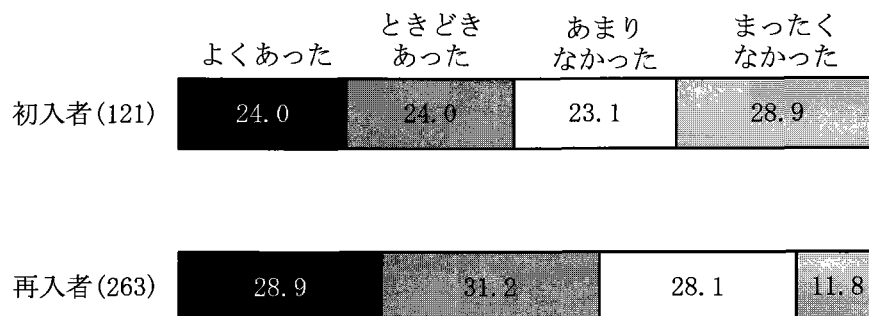
(3) 金銭困窮状況

あなたは、刑務所に入所する前、金銭面で毎日の暮らしに困ることがありましたか。
次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけてください。(Q3)

1 まったくなかった
2 あまりなかった
3 ときどきあった
4 よくあった

初入・再入別の入所前の金銭困窮状況は、図 5 - 3 - 3 - 3 のとおりである。
初入者と比較して、再入者の方が金銭的に困窮していたとする割合が高かった。
また、出所時年齢層別に金銭的に困窮していたとする割合を見ると、65～69歳が56.2%、70～74歳が57.0%、75歳以上が52.5%であり、出所時年齢層による目立った相違はなかった。

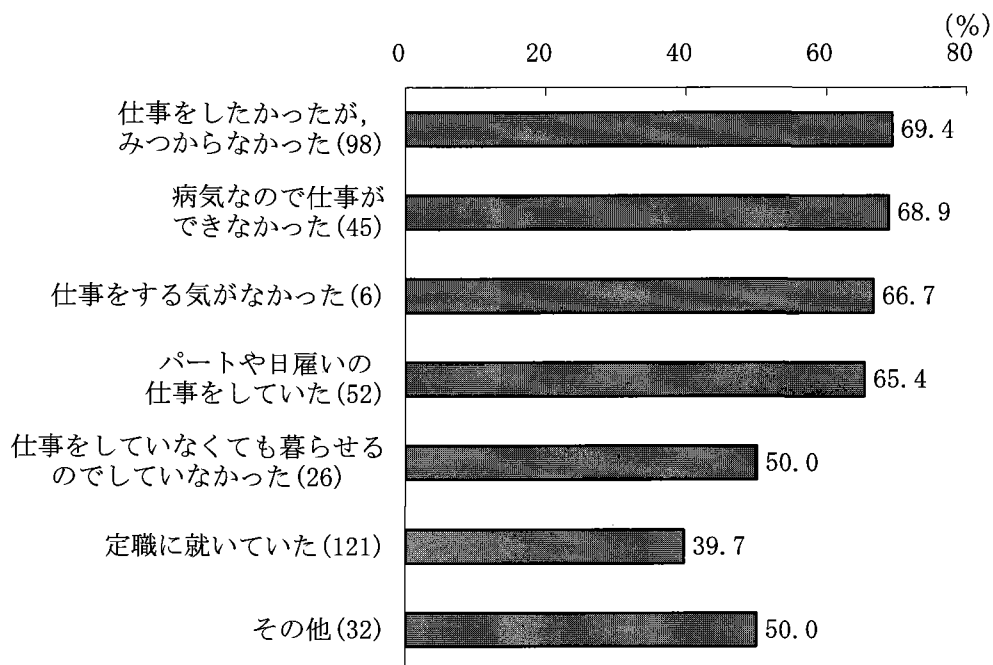
図 5 - 3 - 3 - 3 初入・再入別の入所前の金銭困窮状況



注 1 () 内は、実人数である。
2 無回答を除く。

入所前の就労状況と金銭困窮状況との関連は、図 5 - 3 - 3 - 4 のとおりである。
「仕事をしたかったが、みつからなかった」と回答した者が金銭的に困窮していたとする割合が最も高かった。ただし、「定職に就いていた」と回答した者でも39.7%が金銭的に困窮していたとしており、仕事があっても経済面で決して恵まれているわけではないことをうかがわせる。

図 5 - 3 - 3 - 4 入所前の就労状況と金銭困窮状況との関連



注 1 各項目を選択した者のうち、金銭面で毎日の暮らしに困ることについて、「よくあった」又は「ときどきあった」と回答した者の割合である。

2 () 内は、実人数である。

3 無回答を除く。

(4) 生活費の入手先

あなたは、刑務所に入所する前、生活費を何でまかなっていましたか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。(Q4)

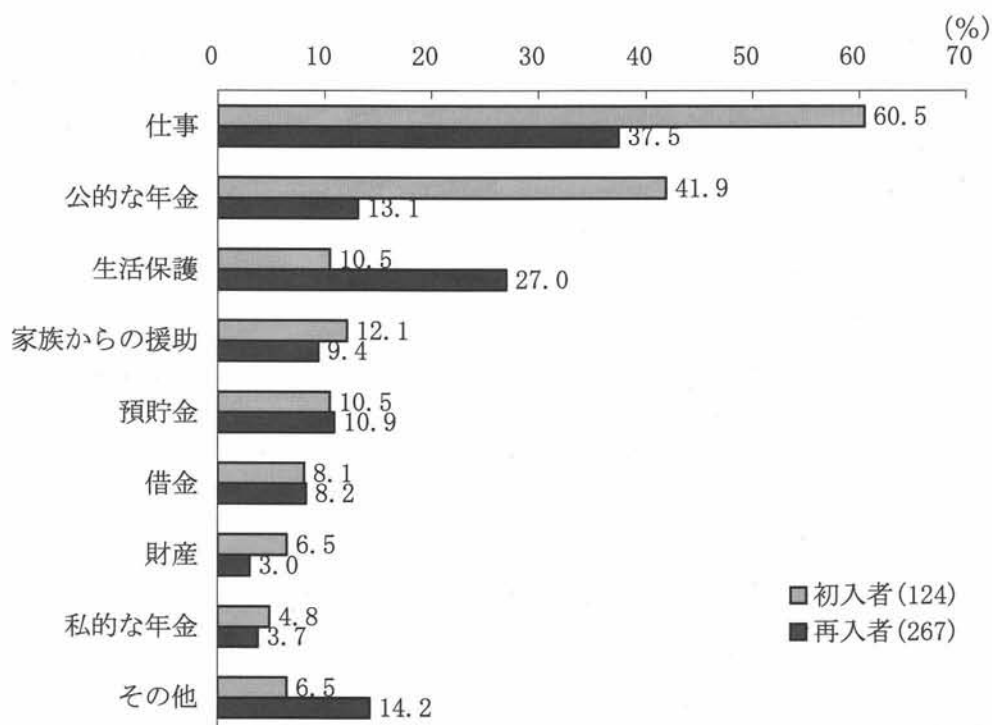
- 1 仕事
- 2 公的な年金
- 3 私的な年金
- 4 預貯金
- 5 財産
- 6 家族からの援助
- 7 生活保護
- 8 借金
- 9 その他（具体的に： ）

初入・再入別の入所前の生活費の入手先は、図 5 - 3 - 3 - 5 のとおりである。

初入者と再入者を比較すると、初入者は「仕事」、「公的な年金」及び「家族からの援助」で生活費をまかなっていた割合が高く、再入者は、「生活保護」の割合が高かった。「その

他」の自由記述の内容を見ると、犯罪やギャンブルで生活費をまかなっていたという回答も多かった。

図 5 - 3 - 3 - 5 初入・再入別の入所前の生活費の入手先



注 1 上限のない複数回答である。

2 () 内は、実人数である。

(5) 相談相手

あなたは、刑務所に入所する前、困りごとや心配事を相談できる人がいましたか。
次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけてください。(Q6)

- 1 相談できる人はだれもいなかった
- 2 簡単なことであれば相談に乗ってくれる人がいた
- 3 何でも相談できる人がいた

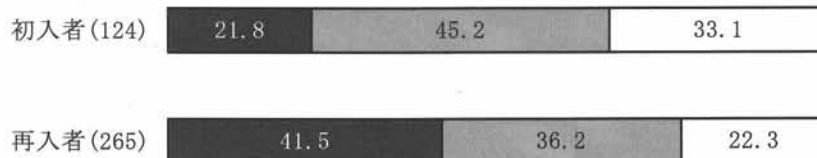
初入・再入別の入所前の相談相手状況は、図 5 - 3 - 3 - 6 のとおりである。

初入者の約 2 割、再入者の約 4 割が「相談できる人はだれもいなかった」と回答していた。

相談相手の状況と金銭困窮状況との関連は、図 5 - 3 - 3 - 7 のとおりである。

困窮なしの者と比較して困窮ありの者の方が「相談できる相手はだれもいなかった」の割合が高く、金銭的に困っていても相談する相手もいない者が多かったことがうかがわれる。

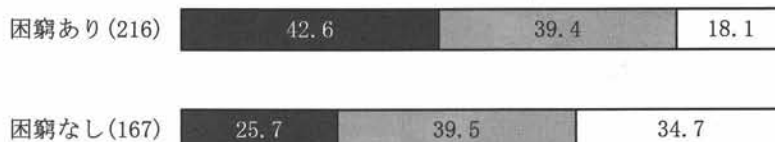
図 5 - 3 - 3 - 6 初入・再入別の入所前の相談相手



- ☐ 相談できる人はだれもいなかった
☐ 簡単なことであれば相談に乗ってくれる人がいた
☐ 何でも相談できる人がいた

注 1 () 内は、実人数である。
 2 無回答を除く。

図 5 - 3 - 3 - 7 金銭困窮状況と相談相手との関連



- ☐ 相談できる人はだれもいなかった
☐ 簡単なことであれば相談に乗ってくれる人がいた
☐ 何でも相談できる人がいた

注 1 「困窮あり」は、金銭面で毎日の暮らしに困ることについて、「よくあった」又は「ときどきあった」と回答した者であり、「困窮なし」は、金銭面で毎日の暮らしに困ることについて、「まったくなかった」又は「あまりなかった」と回答した者である。
 2 () 内は、実人数である。
 3 無回答を除く。

4 健康状況

健康状況は、年齢によって大きく異なると思われることから、ここでは、出所時年齢層別の相違を中心に見ていく。

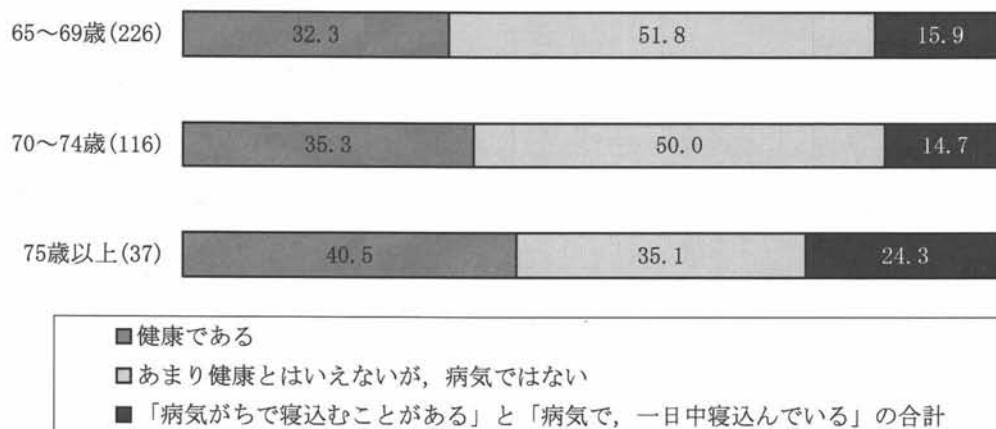
(1) 健康状態

あなたは、現在、健康ですか、それともそうではありませんか。次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけてください。(Q12)

- 1 健康である
- 2 あまり健康とはいえないが、病気ではない
- 3 病気がちで寝込むことがある
- 4 病気で、一日中寝込んでいる

出所年齢層別の健康状態の認識は、図5-3-4-1のとおりである。

図5-3-4-1 出所時年齢層別の現在の健康状態



注 1 () 内は、実人数である。

2 無回答を除く。

65～69歳及び70～74歳では、「あまり健康とはいえないが、病気ではない」が最も多く、次いで「健康である」の順であり、大きな違いは見られない。これに対し、75歳以上では、「健康である」の割合が74歳以下の層よりも高く、「病気がちで寝込むことがある」又は「病気で、一日中寝込んでいる」の割合も74歳以下の層よりも高くなっている。すなわち、75歳以上の高齢層では、自分はまだ健康と認識している者と病気がちだと認識している者の両端に分かれる傾向が認められた。

(2) 健康観

あなたは、次のようなことについてどのように思いますか。それぞれの文章をよく読んで、あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。(Q13)

- ア 健康でいられるのは自分しだいである
- イ 病気がどのくらいでよくなるかは、医者の腕しだいである
- ウ 病気がよくなるかどうかは、周囲の励まししだいだ
- エ 健康でいられるのは、運がよいだけだ
- オ 健康でいられるのは、神様やご先祖様のおかげだ
- カ どんな治療をしても、自分にはあまり効果がない
- キ 金さえあれば、健康でいられる

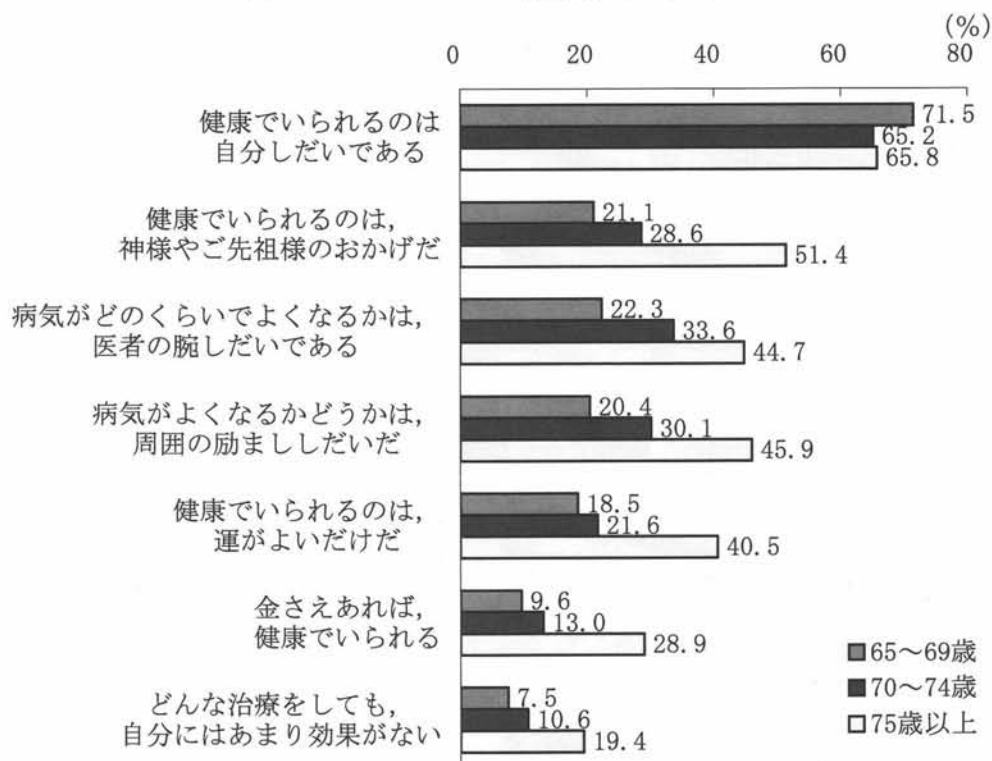
(選択肢)

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

出所時年齢層別の健康観は、図5-3-4-2のとおりである。

各年齢層ともに、「健康でいられるのは自分しだいである」と健康のための自らの心掛け

図 5 - 3 - 4 - 2 年齢層別の健康観



注 1 各項目について、「そう思う」と回答した者の割合である。

2 無回答を除く。

を大切と考える者の割合が最も高い。他方、健康でいられることを神様や医者など自分以外のものに求めようとする傾向は高年齢になるほど強まっていた。

5 価値観、心境等

価値観、心境等は、年齢によって大きく異なると思われることから、ここでは、出所時年齢層別の相違を中心に見ていく。

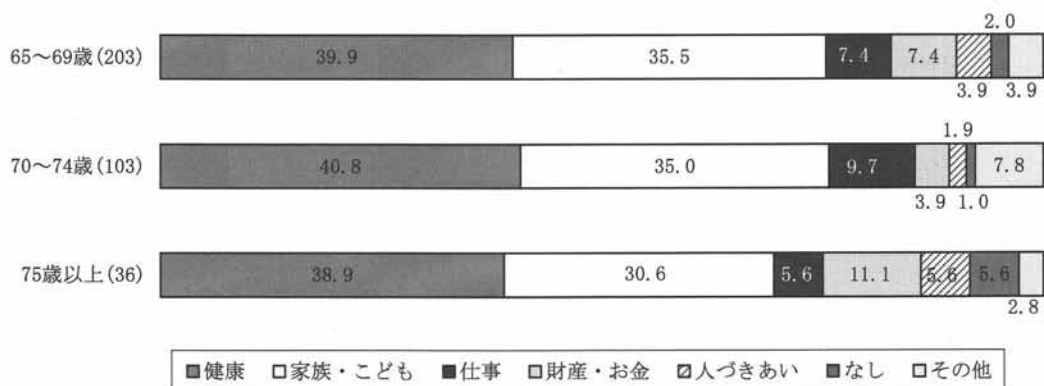
(1) 一番大切なもの（価値観）

あなたにとって「一番たいせつ」なものはなんですか。次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけてください。(Q16)

- 1 家族・子ども
- 2 宗教・信仰
- 3 ともだち・なかま
- 4 人づきあい
- 5 国家
- 6 財産・お金
- 7 健康
- 8 仕事
- 9 なし
- 10 その他（具体的に書いてください： ）

出所時年齢層別の一番大切なものに関する認識は、図5-3-5-1のとおりである。「一番大切なもの」は、各年齢層において、「健康」が最も高く、次いで「家族・子ども」の順であった。ただし、75歳以上では、「家族・子ども」及び「仕事」の割合が低下し、「財産・お金」、「人づきあい」及び「なし」の割合が上昇していた。

図5-3-5-1 出所時年齢層別の一番大切なものに関する認識



注 1 図中の「その他」は、「宗教・信仰」、「ともだち・なかま」、「国家」及び選択肢にある「その他」である。

2 () 内は、実人数である。

3 無回答を除く。

では、引受人の状況、健康状態、金銭困窮状況等によって、「一番大切なもの」に違いは見られるのであろうか。

引受人との関連を見ると、親族が引受人である者のうち70.2%が「一番大切なもの」として「家族・子ども」を挙げていた。他方、引受人がなしの者で「一番大切なもの」とし

て「家族・こども」を挙げたのは14.9%のみで、52.2%が「健康」を「一番大切なもの」としていた。

健康状態との関連を見ると、「健康」を「一番大切なもの」として挙げた割合は、「健康である」と回答した者の37.6%、「あまり健康とはいえないが、病気ではない」と回答した者の43.1%、「病気がちで寝込むことがある」又は「病気で、一日中寝込んでいる」と回答した者の38.0%であった。すなわち、健康とも病気ともいえない状態で、健康に不安を抱える者ほど健康を大切にしようとする傾向がうかがわれる。

金銭困窮状況との関連を見ると、「財産・お金」を「一番大切なもの」として挙げた割合は、金銭的に困窮していたとする者の8.1%、困窮していなかったとする者の4.6%であり、金銭的に困窮していたからといって、「財産・お金」を「一番大切なもの」として挙げる者は少なかった。

(2) 現在の心境

あなたは、次のようなことについてどのように思いますか。それぞれの文章をよく読んで、あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。(Q17)

- ア 年をとるにつれて、悪いことが増えるばかりだ
- イ 自分の死んだ後のことが心配だ
- ウ 年をとるにつれて、若いときとは違う楽しみを感じる
- エ 自分の人生の中で、望みが実現できたことはほとんどない
- オ 自分の困りごとを、自分でうまく解決できない
- カ いらいらすると、自分でうまく解消できない
- キ 将来迎える死について、落ち着いて考えることができる
- ク これからのことを考えると心配ばかりだ

(選択肢)

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

高齢犯罪者の理解においては、健康面や経済面だけでなく、老齢期を迎え、近づく死にどのように対処していこうとしているか、それまでの人生をどのように評価しているかなどを把握することも必要である。

ここでは、①人生の受容に関連する項目(ア、ウ、エ)、②精神的安定に関連する項目(オ、カ、ク)、③死生観に関連する項目(イ、キ)について回答を求めた。

出所時年齢層別の現在の心境は、図5-3-5-2のとおりである。

①人生の受容に関連する項目では、「年をとるにつれて、若いときとは違う楽しみを感じる」とした割合が高年齢層ほど上昇している一方で、自らの人生を悲観する傾向も高年齢層ほど上昇している。すなわち、高齢期に入り、若いころとは異なる日々の楽しみを見い

だそうとする気持ちがある一方で、これまでの人生を振り返ると充実したものではなかったし、これからも悪いことが起こるのではないかという不安も強いことがうかがわれる。

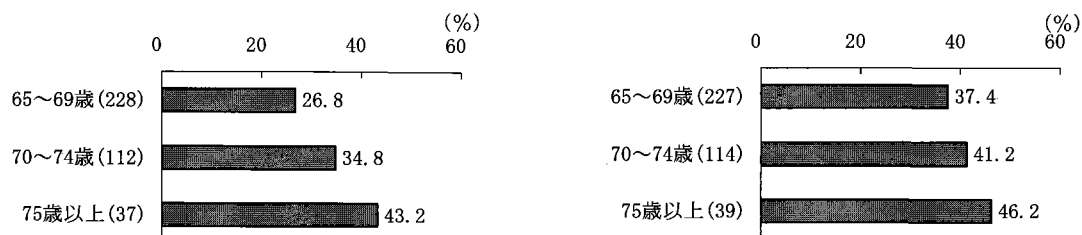
②精神的安定に関連する項目では、65～69歳と70～74歳の層において大きな相違はなかったが、75歳以上になると、困りごとをうまく解決できない、いらいらをうまく解消できない、心配事が多いなどの傾向が高まっている。高年齢層ほど、身体、精神機能の衰えなどを自覚し始めてはいるが、うまく対処できないで精神的な不安定感が増していることがうかがわれる。

③死生観に関連する項目では、「将来迎える死について、落ち着いて考えることができる」とした割合が高年齢層ほど上昇している一方で、自らの死後のことを心配する傾向も高年齢層ほど上昇している。すなわち、死について正面から向き合おうとする姿勢が高年齢層ほど強まってはいるが、様々な現実的な問題から抜け出せていないこともあり、矛盾した感情、思考が整理できないままにいる者が多いのではないと思われる。

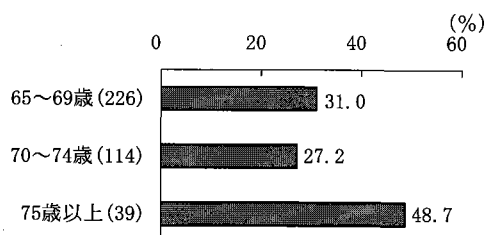
図 5 - 3 - 5 - 2 出所時年齢層別の現在の心境

① 人生の受容に関連する項目

ア 年をとるにつれて、悪いことが増えるばかりだ ウ 年をとるにつれて、若いときとは違う楽しみを感じる

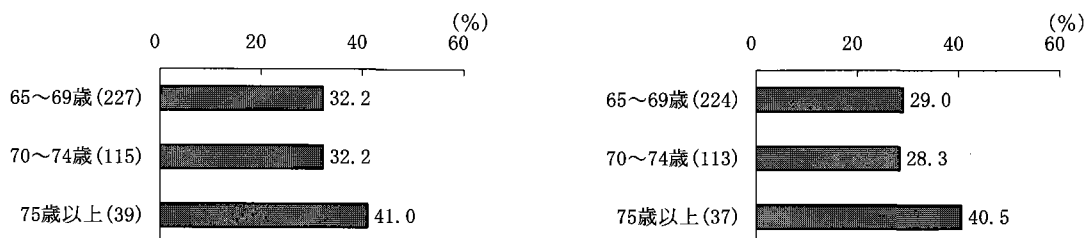


エ 自分の人生の中で、望みが実現できたことはほとんどない

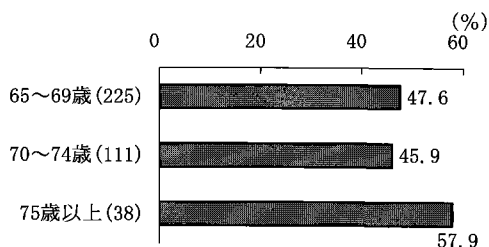


② 精神的安定に関連する項目

オ 自分の困りごとを、自分でうまく解決できない カ いらいらすると、自分でうまく解消できない

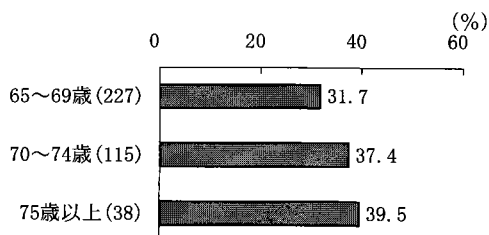


ク これからのことを考えると心配ばかりだ

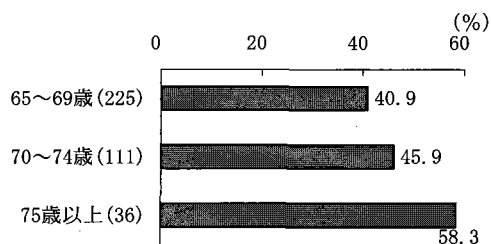


③ 死生観に関連する項目

イ 自分の死んだ後のことが心配だ



キ 将来迎える死について、落ち着いて考えることができる



注 1 各項目について、「そう思う」と回答した者の割合である。

2 () 内は、実人数である。

3 無回答を除く。

注 1 上限のない複数回答である。
2 () 内は、実人数である。
3 「その他」を除く。

「他の受刑者との人間関係がきつかった」の割合が飛びぬけて高く、日常生活で身近に接する受刑者同士の間でストレスが生じやすいことがうかがわれる。こうした受刑者同士の関係を受刑生活中の最も苦勞した点として挙げることは、他の調査³においても同様に見られることであり、高齢受刑者だけに限ったことではない。次いで、行動面で遅れがちなことになること、食事のこと、医療のことなどが受刑中の大變だった事柄の上位に挙げられている。

6 出所後の生活について

出所後の生活については、出所事由によって大きく異なると思われることから、ここでは、出所事由別の相違を中心に見ていく。

(1) 生計手段の見通し

あなたは、出所後、どのような生計手段で生活をしていきたいと思いますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。(Q15)

- 1 仕事
- 2 公的な年金
- 3 私的な年金
- 4 預貯金
- 5 財産
- 6 家族からの援助
- 7 生活保護
- 8 その他（具体的に： ）

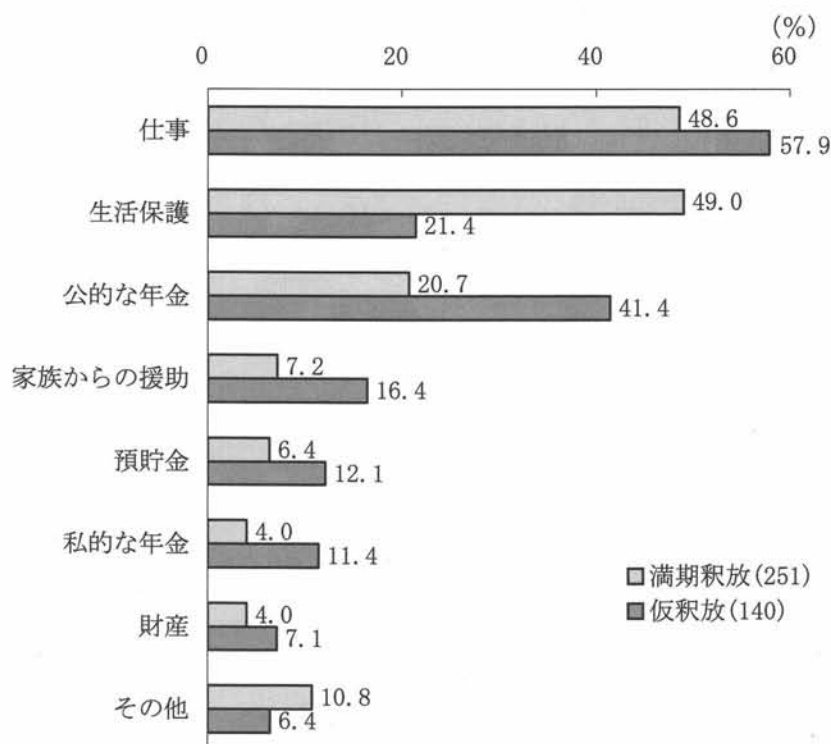
出所事由別の生計手段の見通しは、図 5－3－6－1 のとおりである。

生計の手段としては、「仕事」を挙げる割合が最も高く、次いで、「生活保護」であった。出所後に何らかの仕事に就いて生計を得たいと考えている高齢出所受刑者は多いといえる。

仮釈放と満期釈放を比較すると、仮釈放の方が「仕事」、「公的な年金」、「私的な年金」及び「家族からの援助」の割合が高いのに対し、満期釈放は「生活保護」の割合が高かった。

3 法務省矯正局（2005）「受刑者に対する釈放時アンケート集計結果」法務省ホームページ
(<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/kyouse23.html>)

図 5-3-6-1 出所事由別の生計手段の見通し



注 1 上限のない複数回答である。

2 () 内は、実人数である。

(2) 出所後の心配事

あなたが、出所して社会へもどることを考えるとき、あなたにはどんな悩みや心配ごとがありますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。(Q14)

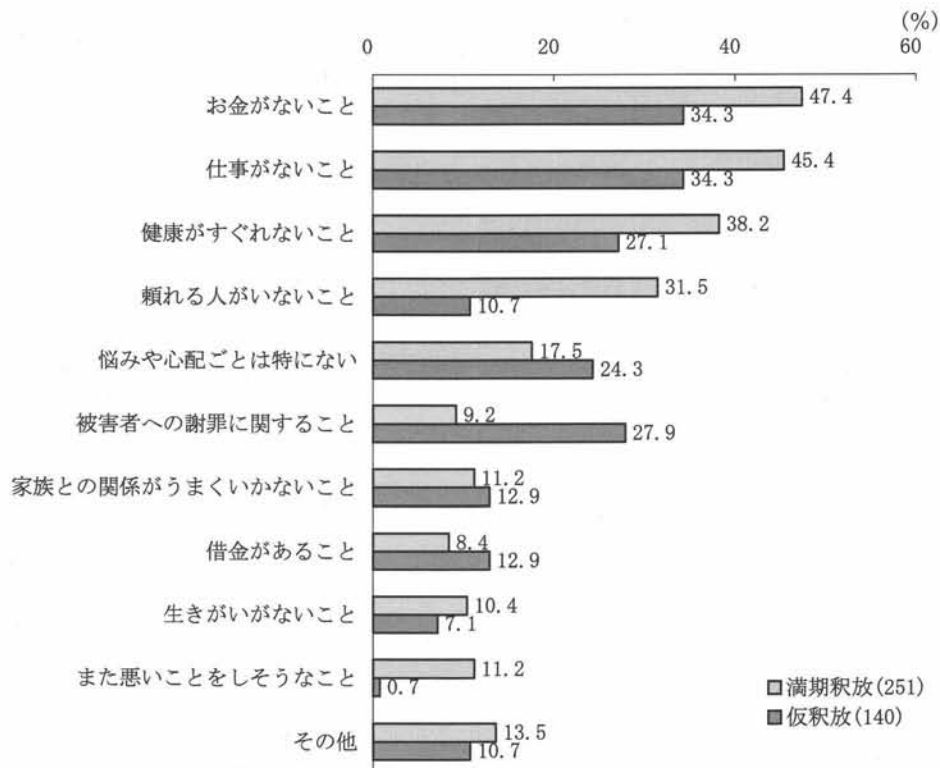
- 1 健康がすぐれないこと
- 2 仕事がないこと
- 3 お金がないこと
- 4 生きがいがないこと
- 5 頼れる人がいないこと
- 6 また悪いことをしそうなこと
- 7 家族との関係がうまくいかないこと
- 8 悩みや心配ごとは特にない
- 9 借金があること
- 10 被害者への謝罪に関すること
- 11 その他（具体的に書いてください： ）

出所事由別の出所後の心配事は、図5-3-6-2のとおりである。

出所後の心配事は、「お金がないこと」が最も高く、次いで、「仕事がないこと」、「健康がすぐれないこと」の順であった。

仮釈放と満期釈放を比較すると、満期釈放の方が金銭面、生活面での心配事が多いことがうかがわれた。これに対し、仮釈放は被害者への謝罪を挙げる者の割合が比較的高かった。

図5-3-6-2 出所事由別の出所後の心配事



注 1 上限のない複数回答である。

2 () 内は、実人数である。

第4 高齢仮釈放者の意識

1 基本属性

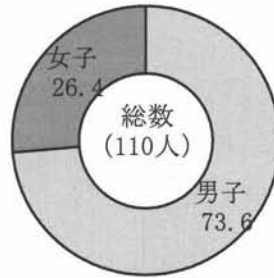
ア 男女別及び国籍

調査対象となった高齢仮釈放者のうち、出所前における刑務所でのアンケート及び仮釈放後における保護観察所を通じてのアンケートの両方に回答した者（以下「分析対象者」という。）は110人（回答率55.3%）であった。男女別構成比は、図5-4-1-1のとおりである。

男子81人、女子29人であった。

国籍は、日本人が108人（98.2%）、その他の国籍が2人であった。

図5-4-1-1 男女別構成比

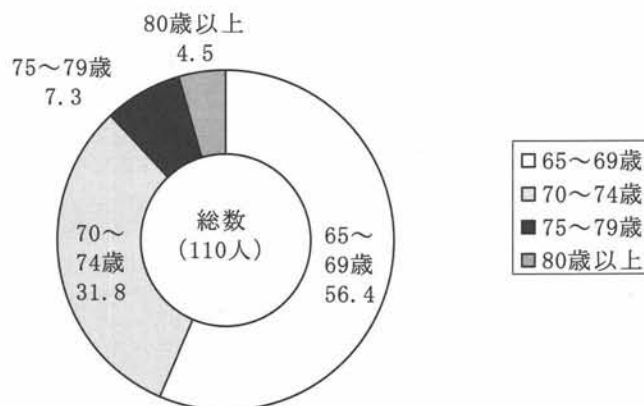


イ 出所時年齢

出所時の年齢別構成比は図5-4-1-2のとおりである。

65歳～69歳が62人（56.4%）で最も多かった。なお、出所時年齢で最も若かったのは65歳、もっとも高齢なのは88歳であり、平均出所時年齢は69.6歳であった。

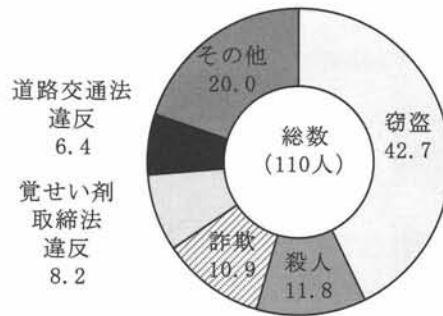
図5-4-1-2 出所時年齢別構成比



ウ 本件関係

罪名別構成比は、図5-4-1-3のとおりである。

図 5 - 4 - 1 - 3 罪名別構成比



窃盗の割合が42.7%と最も高く、次いで、殺人 (11.8%)、詐欺 (10.9%) 等の割合が高い。

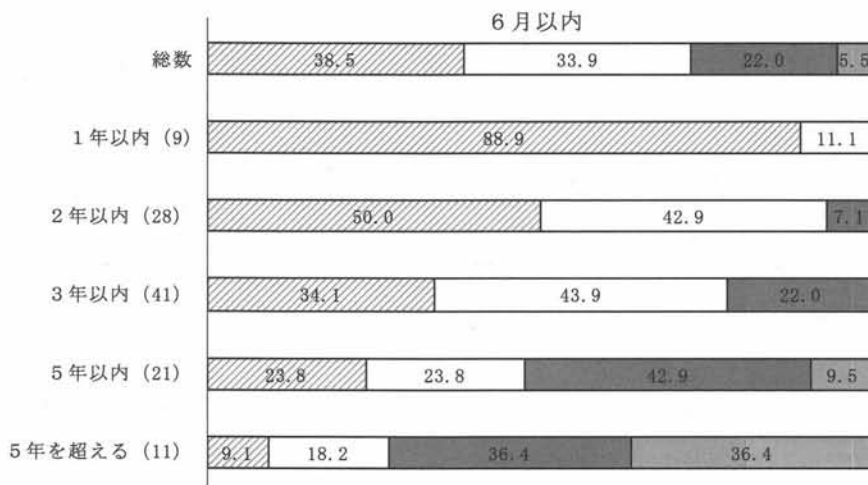
刑期が最も短い者は8月、最も長い者は132月で、平均は35.6月であった。

在所期間が最も短い者は4月、最も長い者は114月で、平均は27.6月であった。

犯行時年齢で最も若かった者は52歳、最も高齢である者は83歳であり、平均犯行時年齢は65.9歳であった。

仮釈放期間は、最も短い者は31日、最も長い者は625日、平均は152.3日であった。これを刑期別に見ると、図 5 - 4 - 1 - 4 のとおりである。

図 5 - 4 - 1 - 4 刑期別・仮釈放期間別構成比



エ 犯罪経歴

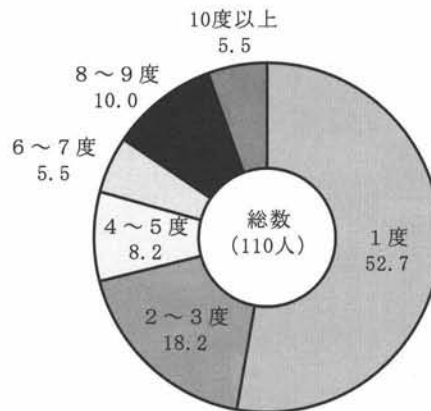
前科回数別では、「1～5回」の割合が43.6%と最も高く、次いで「前科なし」(24.5%)、「6～10回」(22.7%)であった。

初回前科言渡年齢別では、20歳代の割合が28.0%と最も高く、次いで、65歳以上であった。初回前科言渡年齢が最も若い者は18歳、最も高齢の者は84歳であった。

入所度数別構成比は、図 5 - 4 - 1 - 5 のとおりである。

半数が初入であり、次いで「2～3回」であった。

図 5 - 4 - 1 - 5 入所度数別構成比



オ 分析対象者とそれ以外の高齢仮釈放者の基本属性等の相違点

調査対象となった高齢仮釈放者のうち、分析対象者は110人（調査対象者の55.3%）、それ以外の高齢仮釈放者（刑務所でのアンケート及び保護観察所を通じてのアンケートの両方に回答しなかった者又はどちらかしか回答しなかった者。以下「非分析対象者」という。）は89人（同44.7%）であった。

本件及び犯罪経歴等に関して、分析対象者と非分析対象者を比較したところ、分析対象者は、非分析対象者よりも、比較的犯罪傾向が進んでおらず、家庭環境等において安定の度合いがやや高い傾向がうかがわれた。

2 入所前・出所後の変化

高齢出所受刑者に対するアンケート及び高齢仮釈放者に対するアンケートの質問項目の中には、いくつかの共通の項目があるため、同一の調査対象者の出所前と出所後の変化が分かる。これらは、受刑を通じ、調査対象者の生活が変化したことや入所中の生活計画が思惑通り実行できているかなど知るために参考となる。

また、質問項目によっては、生活の基盤となる同居者の種類による分析を行った。

さらに、一般の高齢者との比較が可能な項目については、関連する世論調査の数値を参考として提示した。

ア 同居者

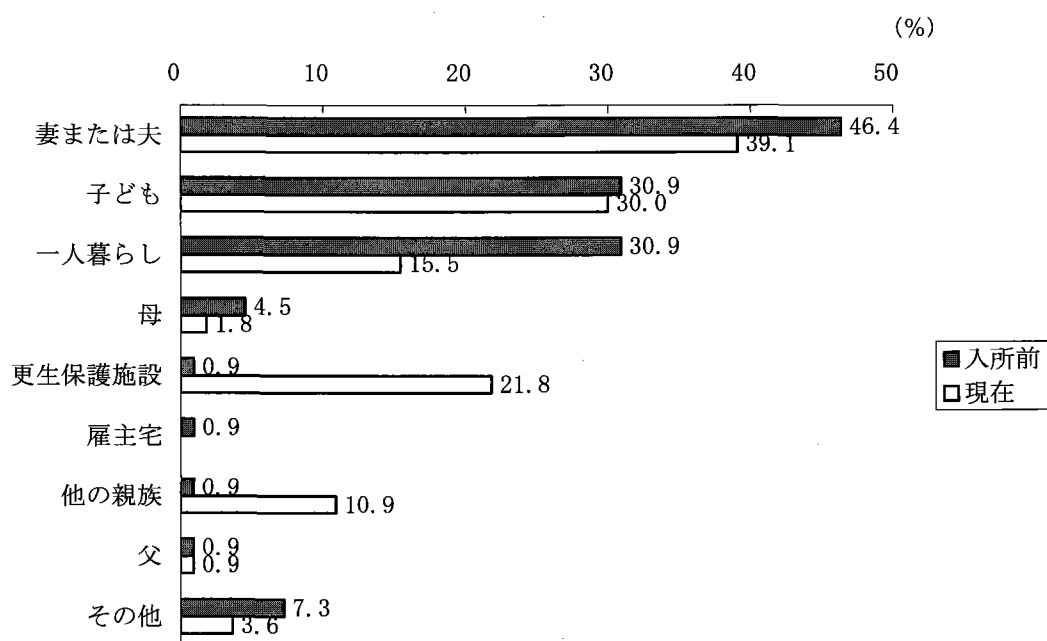
あなたは、現在、誰と一緒に暮らしていますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- 1 一人暮らし
- 2 妻または夫（内縁関係を含む）
- 3 両親
- 4 父
- 5 母
- 6 子ども
- 7 他の親族
- 8 雇住宅
- 9 更生保護施設
- 10 その他（具体的に： ）

アンケート記載時点における刑務所入所前及び出所後の同居者は、図5-4-2-1のとおりである。

入所前・出所後とも「妻または夫」と答えた者が最も多いが、出所後は、これら配偶者と同居している者の割合が少なくなっている。「更生保護施設」、「他の親族」と答えた者の割合が大きくなっており、受刑を通じて家族関係に変動があったことがうかがわれる。

図5-4-2-1 同居者



刑務所出所前の帰住予定先及び出所後のアンケート記載時点における実際の同居者の一致の度合いは必ずしも高くはなく、例えば、受刑中に配偶者を帰住予定先としていた54人のうち、出所後実際に配偶者と同居している者は33人(61.1%)、受刑中に子供を帰住予定先としていた31人のうち、出所後実際に子供と同居している者は19人(61.3%)であった。

イ 金銭困窮状況

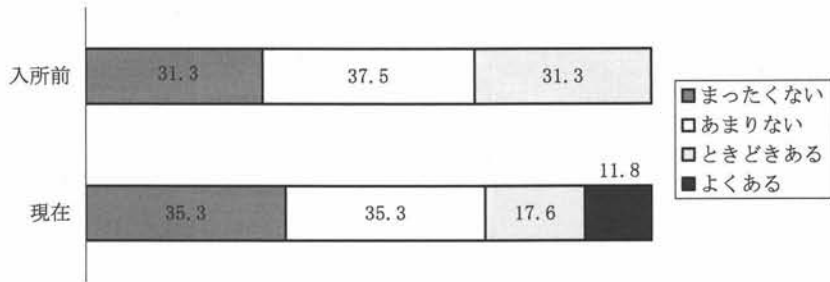
あなたは、現在、金銭面で毎日の暮らしに困ることがありますか。次の中から、あてはまるものを一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 まったくない
- 2 あまりない
- 3 ときどきある
- 4 よくある

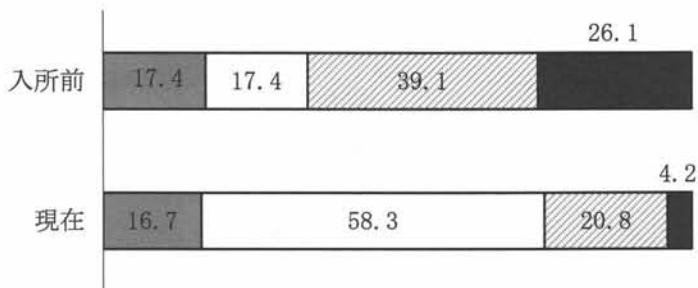
アンケート記載時点における同居者別・刑務所入所前及び出所後の金銭困窮状況別構成比は、**図 5－4－2－2**のとおりである。

図5-4-2-2 同居者別・金銭困窮状況構成比

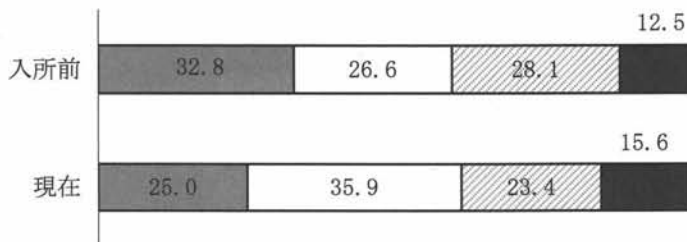
① 一人暮らし (17人)



② 更生保護施設 (24人)

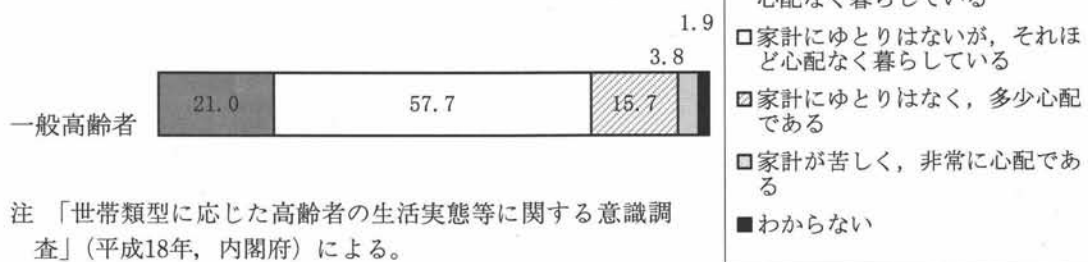


③ 親族 (65人)



注 同居者で「その他」を選択した者を除く。

〈参考〉一般高齢者の金銭困窮状況別構成比



注 「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査」(平成18年, 内閣府)による。

親族と同居している者は、入所前・出所後で金銭困窮状況の構成比が似通っているが、更生保護施設では、入所前に比べ、金銭困窮が「ときどきある」、「よくある」と答えた者の割合が小さくなっており、一人暮らしでは「ときどきある」と答えた者の割合は小さくなっているものの、「よくある」と答えた者の割合は大きくなっている。

現在の金銭困窮状態について、内閣府が実施した65歳以上の一般高齢者を対象とした調

査の経済的な暮らし向きに関する質問項目と比較してみると、ほぼ似通った結果となっているが、客観的な収入額等についての比較ができていないため、高齢仮釈放者の家計状況がさほどの問題を有していないとは言い切れず、慎重に検討する必要がある。

ウ 就労関係

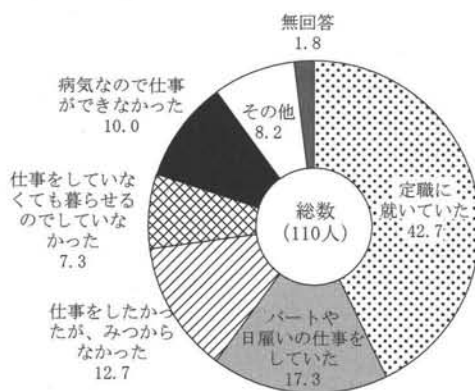
あなたは、現在、働いていますか。次の中から、あてはまるものを一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 定職についている
- 2 パートや日雇いの仕事をしている
- 3 まだ仕事をしていないが、見込みがある
- 4 仕事をしたいが、まだ見つからない
- 5 仕事をしなくても暮らせるのでしていない
- 6 病気なので仕事ができない
- 7 仕事をする気がないのでしていない
- 8 その他（具体的に： ）

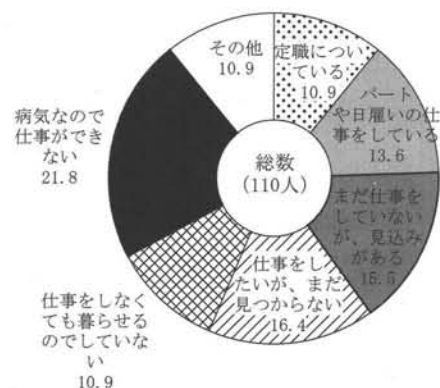
アンケート記載時点における刑務所入所前及び出所後の就労状況別構成比は、図 5-4-2-3 のとおりである。

図 5-4-2-3 就労状況別構成比

① 入所前



② 現在

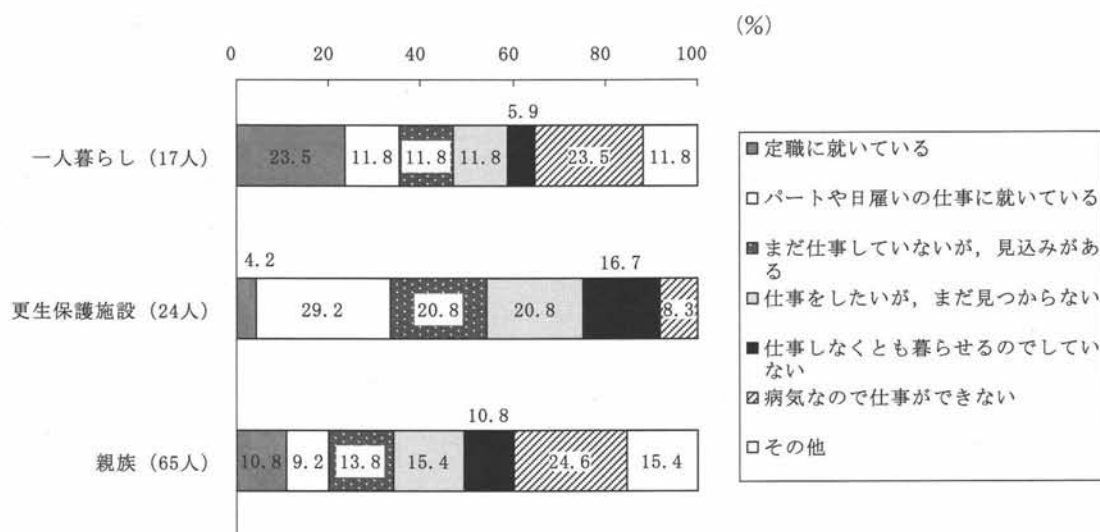


入所前に比べ、出所後は「定職に就いている」、「パートや日雇いの仕事をしている」と回答した者の割合が少なくなっている。この背景には、出所後のアンケートが出所後概ね 1 月経過後に実施されたため、まだ就労に至っていない者もいるからと思われるが、「病気なので仕事ができない」と答えた者が 21.8% と身体的に就労困難な者がいる一方、「仕事をしたいがまだ見つからない」と答えた者が 16.4% と就労を望んでいながら実現できない者もかなりいることが分かった。

アンケート記載時点における出所後の同居者別就労状況別構成比は、図5-4-2-4のとおりである。

「親族と同居」、「一人暮らし」では約4分の1が「病気なので仕事ができない」と答えているが、「更生保護施設」では8.3%と少ない。

図5-4-2-4 同居者別・就労状況別構成比



エ 生活費の入手先

あなたは、現在の生活費を何でまかなっていますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- 1 仕事
- 2 公的な年金
- 3 私的な年金
- 4 預貯金
- 5 財産
- 6 家族からの援助
- 7 生活保護
- 8 借金
- 9 その他（具体的に：

)

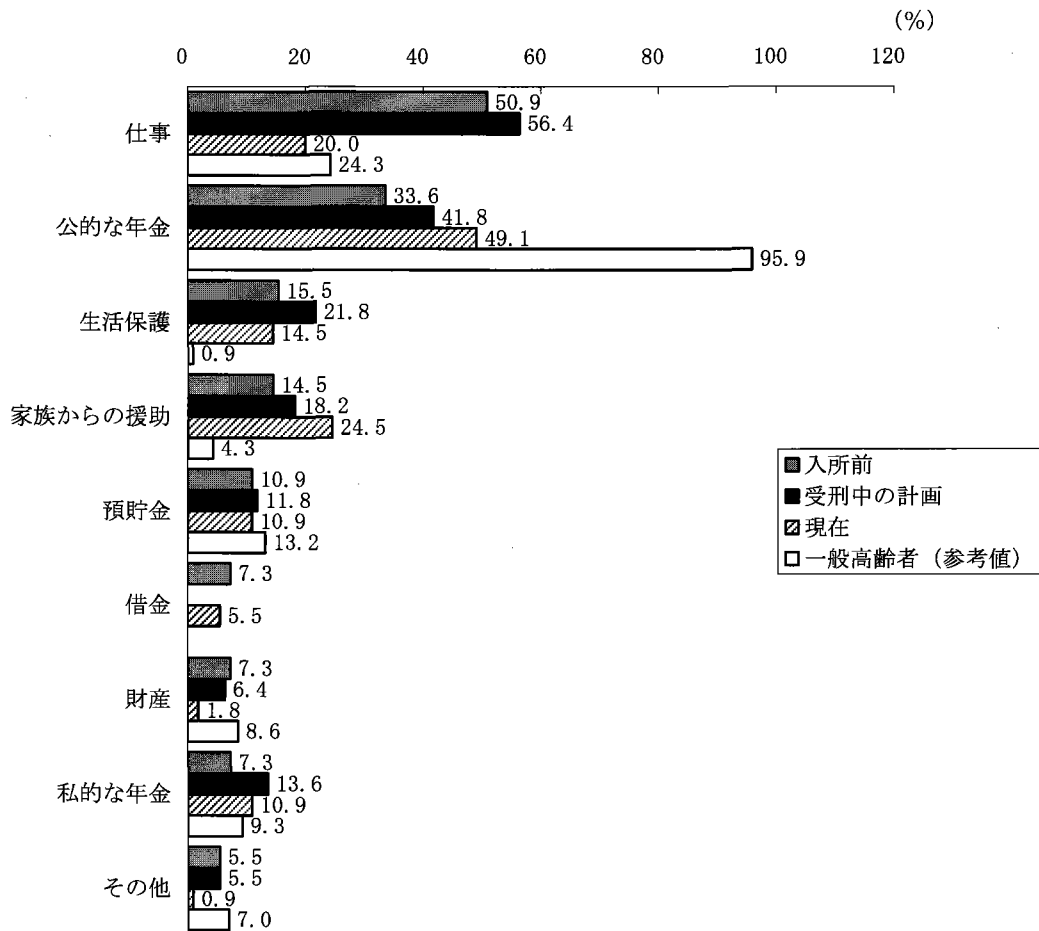
アンケート記載時点における刑務所入所前及び出所後の生活費の入手先は、図5-4-2-5のとおりである。なお、一般高齢者との比較のために参考値を掲載した。

入所前は「仕事」を挙げた者が半数を超えていたが、出所後は約2割に減っている。これは、出所後日が浅いため就労に至っていない者が多いからであろう。一方、「公的な年金」

を挙げた者は入所前の33.6%から49.1%と約半数近くの者が受給に至っている。また、「家族からの援助」も14.5%から24.5%に増えている。

一般高齢者は、「公的な年金」を挙げた者が調査対象者に比べて顕著に高く、また、「生活保護」と答えた者は1%未満である。

図 5 - 4 - 2 - 5 生活費の入手先

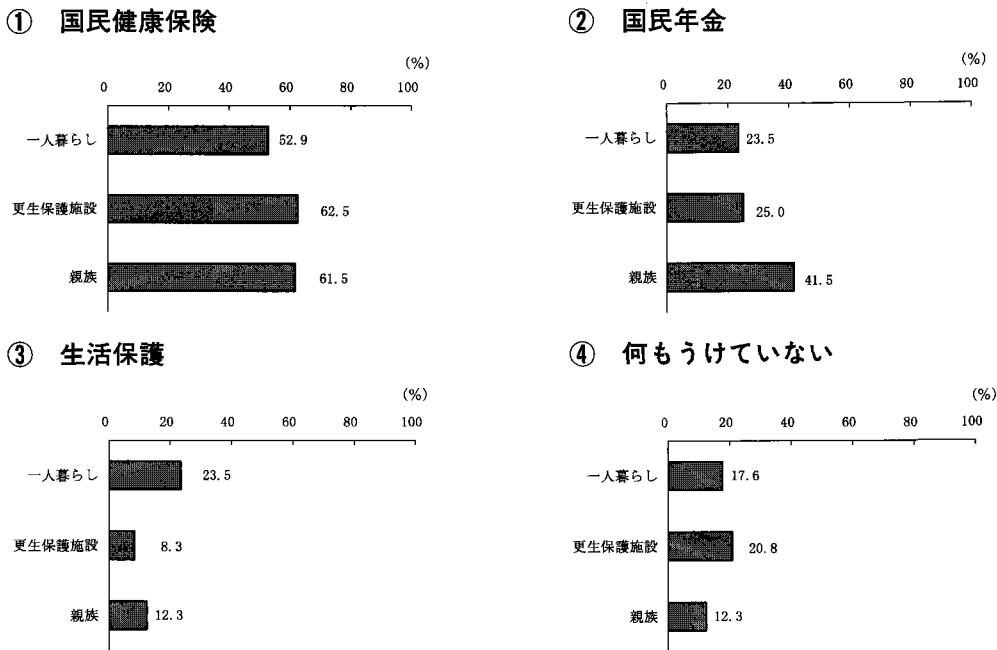


- 注 1 調査対象者については、上限のない複数回答である。
 2 一般高齢者 (参考値) は、「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査」(平成18年内閣府)により、三つを限度とする複数回答である。
 3 一般高齢者の公的な年金には恩給を含む。
 4 一般高齢者の「財産」は、「利子・配当などの収入」と「家賃・地代などの収入」の計である。
 5 一般高齢者の「家族からの援助」には「子どもなどからの仕送り」を計上した。
 6 一般高齢者については「借金」の項目はなかった。

高齢仮釈放者が生活費を何でまかなっているかについて同居者別に見たものは、図 5 - 4 - 2 - 6 のとおりである。

「仕事」でまかなっている者は「更生保護施設」で3割強であるが、「親族」では1割程度である。「公的な年金」でまかなっている者は「親族」では58.5%、「更生保護施設」では37.5%である。一方、「家族からの援助」と答えた者は、「更生保護施設」では一人もいなかった。「生活保護」を受けている者が「一人暮らし」では約2割いた。

図 5 - 4 - 2 - 7 同居者別公的な援助や保険



注 項目に該当する者の割合である。

国民健康保険については、半数から60%程度の者が受けているが、国民年金については「一人暮らし」、「更生保護施設」で20%台、「親族」で約40%の者しか受給していないことが分かった。一方、「何もうけていない」と答えた者については、「親族」が1割強、「更生保護施設」が2割程度、「一人暮らし」が2割弱いることが分かった。

カ 健康状態

あなたは、病院などにかかることに関して、どのようなことで悩んだり、感じたりしていますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

1 治療費や薬代などにかかるお金がない

2 どの病院へ行けばよいかわからない

3 健康保険がない

4 病院に行きたいが、仕事を休めない

5 病気になったときに面倒を見てくれる人がいない

6 病院に行っても治らないのではないかと不安だ

7 医者からあれこれ注意されたりするのはおっくうだ

8 悩みはない

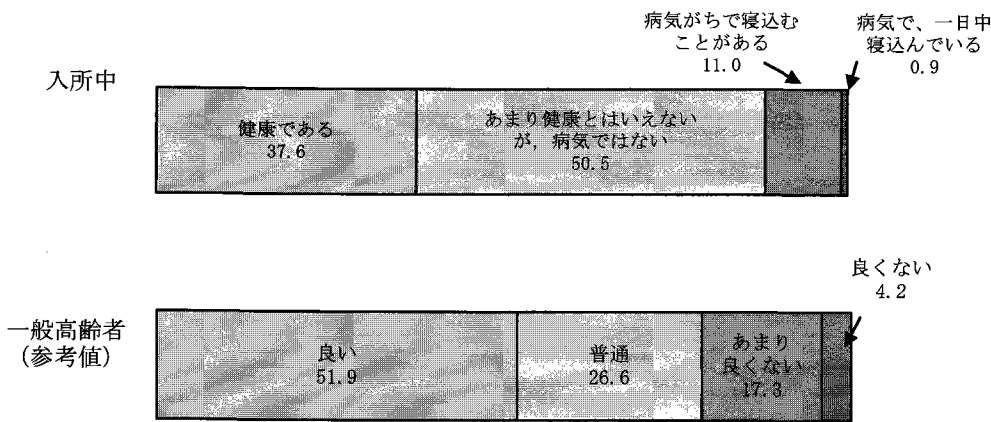
9 その他（具体的に：)

刑務所入所中の健康状態及び現在の健康に関する悩みについて見たものが、図5-4-2-8のとおりである。

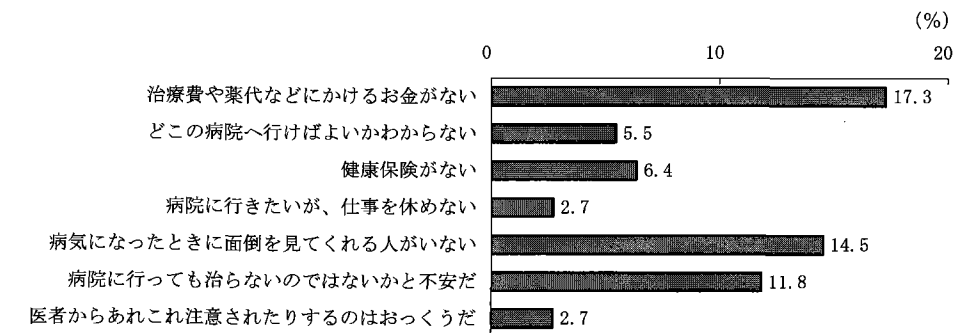
参考値として一般高齢者の健康状態についても掲載した。

図5-4-2-8 刑務所入所中の健康状態及び現在の健康に関する悩み

① 刑務所入所中の健康状態



② 現在の健康に関する悩み



注 1 調査対象者については、上限のない複数回答である。
2 一般高齢者(参考値)は、「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査」(平成18年内閣府)による。

入所中は、健康であると答えた者は4割に満たず、一般の高齢者に比較して健康状態に問題を抱える者も少なくない。一方、これに対して、現在の健康に関する悩みとして、「治療費や薬代などにかかるお金がない」といった経済上の問題、「病気になったときに面倒を見てくれる人がいない」といった看病や介護についての不安、「病院に行っても治らないのではないかと不安だ」といった健康についての悲観的な考えなどを持つ者もいることが分かった。

キ 相談できる人

あなたが、日ごろの生活の中で、相談したり頼れる人はいますか。

- | | |
|----------------------|--------|
| 1 困ったときに相談にのってくれる人 | いる・いない |
| 2 心配事や悩みを聞いてくれる人 | いる・いない |
| 3 つらいときに元気づけてくれる人 | いる・いない |
| 4 病気のときに看病や世話をしてくれる人 | いる・いない |
| 5 経済的に困ったときに助けてくれる人 | いる・いない |
| 6 一緒に食事や余暇を楽しむ人 | いる・いない |
| 7 おしゃべりしたり雑談したりする人 | いる・いない |

アンケート記載時点の刑務所入所前及び出所後の困りごとや心配事を相談できる人の有無は、表 5-4-2-9 のとおりである。

表 5-4-2-9 相談できる人

① 入所前

総	数	該当
相談できる人はだれもいなかった	22	20.2
簡単なことであれば相談に乗ってくれる人がいた	56	51.4
何でも相談できる人がいた	31	28.4

② 現在

総	数	いる	いない
困ったときに相談に乗ってくれる人	88	(81.5)	20 (18.5)
心配事や悩みを聞いてくれる人	87	(81.3)	20 (18.7)
つらいときに元気づけてくれる人	80	(74.8)	27 (25.2)
病気のときに看病や世話をしてくれる人	69	(64.5)	38 (35.5)
経済的に困ったときに助けてくれる人	62	(57.4)	46 (42.6)
一緒に食事や余暇を楽しむ人	71	(65.7)	37 (34.3)
おしゃべりをしたり雑談したりする人	80	(75.5)	26 (24.5)

注 無回答の者を除く。

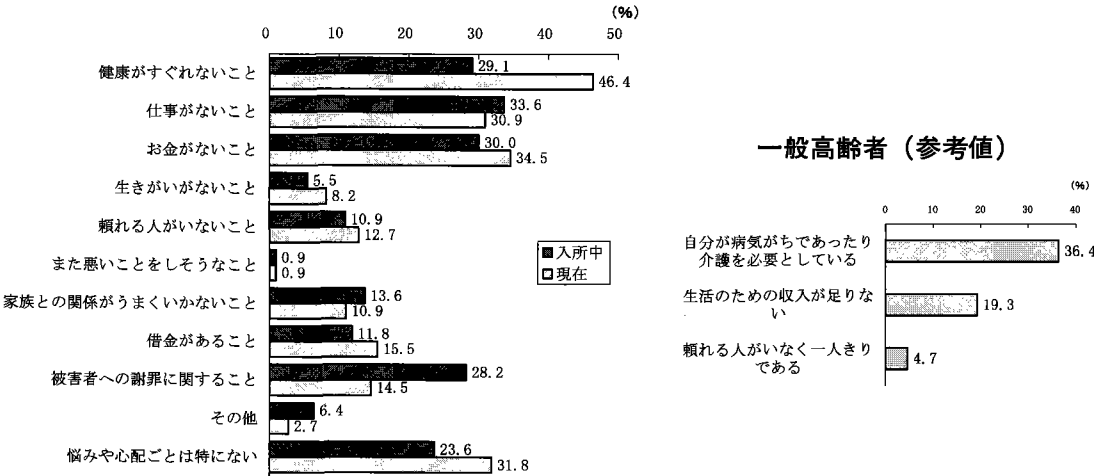
入所前では、「何でも相談できる人がいた」が28.4%、「簡単なことであれば相談に乗ってくれる人がいた」が51.4%おり、約8割の者が相談相手がいたと回答していたが、約2割の者は「相談できる相手はだれもいなかった」と回答していた。

一方、出所後では、より詳細に聞いたところ、相談の内容に応じて、相談相手がいると回答している割合が様々であることが分かった。例えば、「困ったときに相談に乗ってくれる人」や「心配事や悩みを聞いてくれる人」では8割を超える者が「いる」と回答しているのに対し、「経済的に困ったときに助けてくれる人」(57.4%)や「病気のときに看病や世話をしてくれる人」(64.5%)では「いる」と回答した者が比較的少なく、相談内容によっ

入所中に質問した出所後の悩みや心配ごとと現在の悩みや心配ごとは、図 5 - 4 - 2 - 11のとおりである。

現在は、入所中に比べ、「健康がすぐれないこと」、「お金がないこと」について悩みや心配ごとがあると回答した人の割合が増えている。同一の質問項目ではないが、参考として、一般高齢者についての調査結果と比べると、健康状態や経済状態、頼れる人がいないということに関して、悩みや心配ごとを持つ割合が高いといえよう。

図 5 - 4 - 2 - 11 悩みや心配ごと



注 1 調査対象者については、上限のない複数回答である。
2 一般高齢者 (参考値) は、「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査」(平成18年内閣府) による。

3 保護観察のかかわり

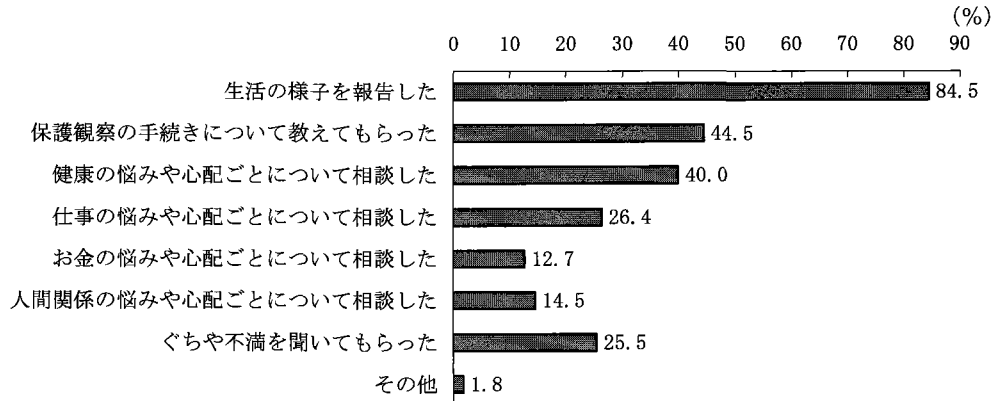
高齢仮釈放者に対するアンケートの質問項目の中には、保護観察についての質問項目がある。

これまで保護司さんと会ったときに、どのようなことを話しましたか。あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- 1 生活の様子を報告した
- 2 保護観察の手続きについて教えてもらった
- 3 健康の悩みや心配ごとについて相談した
- 4 仕事の悩みや心配ごとについて相談した
- 5 お金の悩みや心配ごとについて相談した
- 6 人間関係の悩みや心配ごとについて相談した
- 7 ぐちや不満を聞いてもらった
- 8 その他 (具体的に：)

保護観察中の保護司とのかかわりの内容については、図 5－4－3－1 のとおりである。

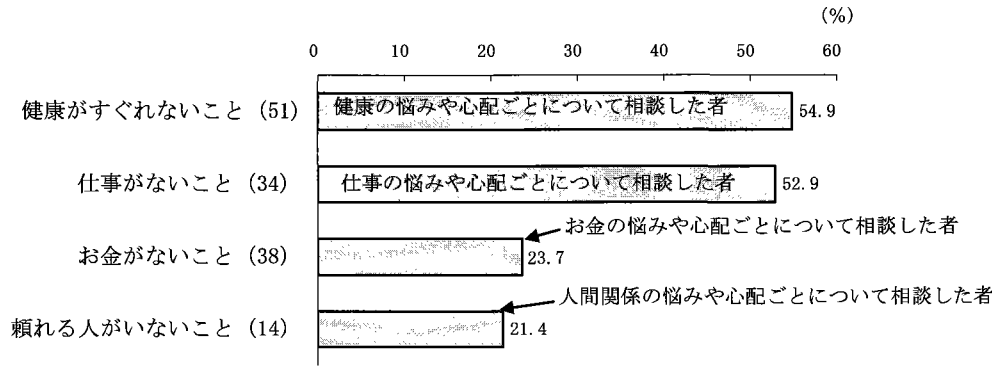
図 5－4－3－1 保護司とのかかわり



「生活の報告をした」とする者が8割を超えているのに対し、「保護観察の手続きについて教えてもらった」、「健康の悩みや心配ごとについて相談した」とする者は4割程度であった。また、「お金の悩みや心配ごとについて相談した」、「人間関係の悩みや心配ごとについて相談した」者は1割強に過ぎなかった。

より詳細に、現在の生活で悩みや心配ごとがあると回答した者の中で、保護司に関連する相談をした者の割合を示したものが、図 5－4－3－2 である。

図 5－4－3－2 悩みと保護司への相談



現在の生活で「健康がすぐれないこと」、「仕事がないこと」と答えた者のうち、保護司に、それぞれ「健康の悩みや心配ごとについて相談した」、「仕事の悩みや心配ごとについて相談した」と回答した者は約半数強である。一方、「お金がないこと」、「頼れる人がいないこと」と答えた者のうち、保護司に、それぞれ「お金の悩みや心配ごとについて相談した」、「人間関係の悩みや心配ごとについて相談した」と回答した者は約2割強であった。

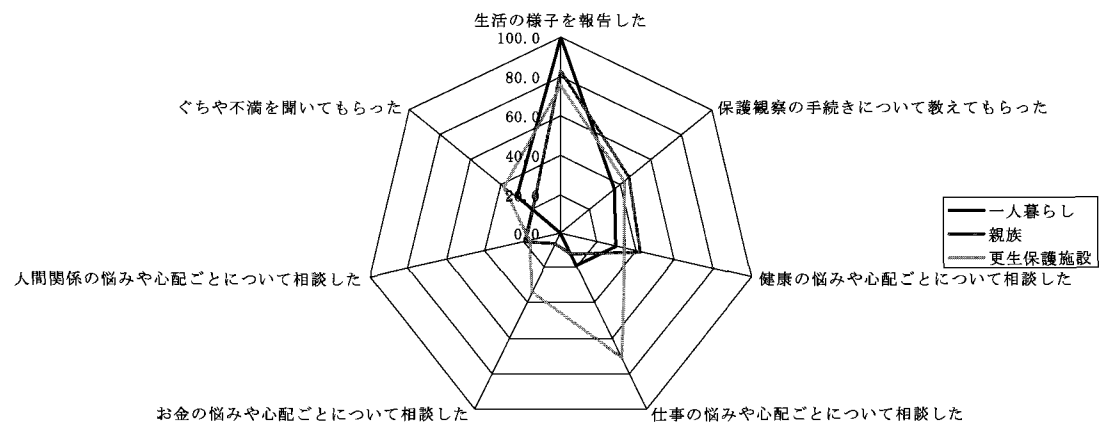
高齢仮釈放者は、生活の中で様々な悩みや心配ごとを抱えながら、こうした問題について、保護司に相談している者が多くはないことが分かった。

同居者別に、保護司に関連する相談をした者の割合を示したものが、図 5－4－3－3

である。

「生活の様子を報告した」とする者は多く、取り分け、一人暮らしの者は全員が報告を行っていた。ところが、一人暮らしの者は他の相談ごとについての割合は低かった。一方、更生保護施設に生活する者については、「仕事の悩みや心配ごとについて相談した」、「お金の悩みや心配ごとについて相談した」、「ぐちや不満を聞いてもらった」者の割合は一人暮らしや親族と同居する者より割合が高かった。

図 5 - 4 - 3 - 3 同居者別保護司への相談



第5 小 括

1 高齢出所受刑者の意識

平均寿命が延び、老年期の年数が以前と比較して長くなったことにより、高齢者のよりよい生き方とは何かについての関心が集まっている。特に、人生の質（Quality of Life）という観点から、身体的側面、社会的側面、心理的側面等、個人の多様な側面を評価し、高齢者に対する処遇の向上につなげていくことが重要である。

本調査における高齢出所受刑者に対する意識調査においては、犯罪原因の認識、金銭困窮状況、健康状態、出所後の心配事等、幅広い領域に関して、回答を求め、その結果を分析した。

犯罪原因の認識では、金銭浪費癖、飲酒、金銭的困窮、仕事がないことなどが犯罪原因の上位に挙げられた。

金銭面では、半数以上が金銭困窮状況に陥ったことがあると回答していた。定職についていたとする者でも4割近くが金銭困窮状態に陥ったことがあるとしており、仕事があっても経済的に決して恵まれているわけではないことがうかがわれた。

健康面では、「健康でいられるのは自分しだいである」と健康のための自らの心掛けを大切と考える割合が最も高かった。年齢層別に比較したところ、高齢層になるほど、健康でいられる理由を「神様のおかげ」、「医者のお腕しだい」等、自分以外のものに求めようとする傾向が強まっていた。

現在の心境面では、若いころとは異なる、日々の楽しみを見いだそうとする気持ちがある一方で、これまでの人生を振り返ると決して充実したものではなかったし、これから悪いことが起こるのではないかという不安が高年齢層ほど強いことがうかがわれた。また、身体、精神機能の衰えなどを自覚し始めてはいるが、うまく対処できないで精神的な不安定感が増していることもうかがわれた。

高齢期に入り、人生の終期を迎える準備に入らなければいけないという気持ちは徐々に生じてはきているが、他方で、様々な現実的な問題から抜け出せていないこともあり、矛盾した感情、思考が整理できないままにいる者が多いのではないと思われる。

こうした高齢受刑者の個々の悩み、不安等を適切に把握し、解消させるような働き掛けを行い、彼らの人生の質を少しでも向上させていくことが今後の課題といえよう。

2 高齢仮釈放者の意識

調査対象となった高齢仮釈放者のうち、出所前における刑務所でのアンケート及び仮釈放後における保護観察所を通じてのアンケートに回答した者は、対象者の55.3%（110人）であって、これは、必ずしも高齢仮釈放者全般の意識を代表するものではなく、仮釈放者全体の中でも、比較的犯罪傾向が進んでいない一群である。

とはいえ、仮釈放後の更生環境は必ずしも恵まれている者ばかりではない。例えば、同居者を見ると、入所前・出所後とも配偶者と同居している者の割合は最も高いが、出所後は、これら配偶者との同居率が低くなり、更生保護施設や他の親族との同居率が高くなり、受刑を契機として家族関係に不安定な変動があったことがうかがわれる。刑務所出所前の帰住予定先及び出所後のアンケート記載時点における実際の同居者の一致の度合いも必ずしも高くはなく、例えば、受刑中に配偶者や子供を帰住予定先としていても、出所後予定どおり同居できていない者も少なくない。

金銭困窮状態については、一般高齢者を対象とした経済的な暮らし向きに関する調査結果とほぼ似通った結果となっているが、仕事に就いていると回答した者の割合が少なく、病気なので仕事ができない者や就労を望んでいながらまだ見つからないと答えた者もかなりいることや、生活費の入手先として公的年金を挙げた者が一般高齢者に比較して顕著に低いことから、必ずしも経済的に問題がないとは言い切れないであろう。また、現在の健康に関する悩みとして、経済上の問題、看病や介護についての不安、病院に行っても治らないのではといった健康についての悲観的な考えなどを持つ者もあり、健康上の問題も小さくない。

様々な問題を抱える高齢仮釈放者であるが、保護観察とのかかわりで見ると、大多数の者が生活の報告をしたとしている一方で、現在の生活で「健康がすぐれないこと」、「仕事がないこと」と答えた者の中でも、保護司に、それぞれ「健康の悩みや心配ごとについて相談した」、「仕事の悩みや心配ごとについて相談した」と回答した者は約半数強、「お金がないこと」、「頼れる者がいないこと」と答えた者のうち、保護司に、それぞれ「お金の悩みや心配ごとについて相談した」、「人間関係の悩みや心配ごとについて相談した」と回答した者は約2割強に過ぎない。

生活の中で様々な悩みや心配ごとを抱えている高齢仮釈放者の処遇に当たっては、そのニーズを保護観察の処遇者が適切に把握し、必要な援助や働き掛けを実施していく必要があるだろう。

第6章 まとめと課題

本研究は、矯正及び更生保護における高齢犯罪者の処遇に焦点を当て、その実態に関する基礎的資料を提供することを目指して、高齢受刑者及び高齢保護観察対象者に関する調査結果等を取りまとめた。最後に、その内容を総括するとともに、今後の課題について考察したい。

第1 高齢犯罪者の増加とその背景要因

本研究の主目的である矯正及び更生保護における高齢犯罪者の分析に先立ち、その入口段階である検挙及び検察段階における高齢犯罪者の状況を概観した。

その結果、我が国社会の高齢化の進展に伴って、警察及び検察の各段階においても高齢犯罪者は、増加傾向を示していた。高齢犯罪者の割合は、高齢者人口の伸び以上に、また、他の年齢層の伸び以上に上昇していた。罪名別に見ても、窃盗だけでなく、多くの罪名で高齢犯罪者が増加傾向にあった。

その背景には、一人暮らしの高齢者の増加や経済的困窮等、高齢者の社会的、経済的基盤の不安定化等、複合的な要因が影響しているものと思われる。そうした高齢者を犯罪に駆り立てる要因を特定し、それを除去することによって高齢者犯罪を抑止するというのが最も有効な対策といえよう。

ただし、高齢者犯罪の原因を特定することは容易ではないと思われ、今後も、検挙データと社会的、個人的要因と絡めた分析、諸外国の高齢犯罪者との比較研究等、幅広く緻密な調査研究を続けていく必要がある。

第2 高齢受刑者の増加と処遇の充実

刑事施設における高齢受刑者は、高齢者の人口比以上の伸びを示している。過去10年間の上昇傾向が今後も続くとは仮定して将来推計を試みたところ、平成28年における年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合は、17.6%になると予想された。この割合は、17年の約1.5倍である。刑事施設における休養患者、死亡者数に占める高齢者の割合も上昇傾向にあり、高齢受刑者の増加は、こうした医療面における大きな負担を強いる要因になるおそれがある。

近い将来、これほどの割合になると予想される高齢受刑者を特定の施設に集禁して処遇

することは不可能であろう。各刑事施設が、高齡者に配慮した施設・医療設備の充実をいかに図るか、医療・福祉機関との連携体制をいかに密接にしていかなど、予算の裏付けを持った具体的施策を展開していく必要性は高い。

また、65歳以上と64歳以下の再入率の比較では、仮釈放者の再入率ではほとんど差が見られなかったのに対し、満期釈放では65歳以上の5年以内の再入率が70%前後と、64歳以下と比較してかなり高率であった。また、入所度数を重ねるほど、罪名は窃盗と詐欺に収れんし、再入期間も短くなっていた。出所受刑者の意識調査においても、満期出所する者の方が仮釈放となる者よりも職業面でも、金銭面でも、人間関係面でも多くの問題を抱えていた。

こうした高齡の満期釈放者の高い再入率の背後にある大きな問題性を考慮すると、彼らに対する再犯防止のための対策は最優先で取り組まなければならない課題である。今回の意識調査で明らかとなった出所後の不安等、彼らのニーズも踏まえた上での処遇内容・方法の検討作業をしていく必要性が高い。さらに、高齡の満期釈放者に対しては、今後、釈放後の社会内における再犯防止に向けたより効果的な対応の在り方について、具体的な方策を諸機関との連携を図りつつ、社会全体の枠組みの中で検討していく必要性がますます高まるものと考えられる。

第3 高齡保護観察対象者に対する処遇の充実

最近、類型別処遇制度に「高齡対象者」を追加したり、更生緊急保護の実施可能期間の延長を行ったりするなど、高齡保護観察対象者に配慮した施策が展開されている。しかし、近年、高齡保護観察対象者の新規受理人員が増加するなど、保護調整面、医療面での特別の配慮を要する高齡者が増加しており、それにいかに対処していくかは、更生保護にとっても喫緊の課題である。

本研究の意識調査においても、仮釈放者の出所前の見込みと出所後の生活の落差が様々な領域でうかがわれた。満期釈放者と比較して問題性が小さいと思われる仮釈放者であっても、職業面、金銭面、医療面等で厳しい現実直面していることが浮かび上がった。

今後は、本研究で得られた成果も踏まえながら高齡受刑者の施設内処遇と社会内処遇の一層の連携を図っていく必要がある。

第4 今後の高齡犯罪者研究に向けて

「老いは、若い日の宿題である」といわれる。どのように老いるかは、高齡期以前の若い

世代にとっても重要な課題の一つである。高齢受刑者と面接をしていると、戦時中に軍隊から逃げ出してから社会からはじき出された、高度成長期に大金を稼いだが、ギャンブルや薬で使い果たし、生活が破綻したなど、戦中、戦後の日本がたどってきた歴史そのものを彼らが背負っていることを実感させられる。その意味で、「現在の高齢犯罪者の問題は、戦後日本の宿題である」ともいえる。高齢犯罪者の問題は、これまでの日本社会の在り方の問題が集積されたものとも考えることができ、その解決も刑事司法の枠内だけで解決できるものではないと思われる。

高齢犯罪者の実態に関する情報を広く国民に伝え、理解と協力を得ることは、刑事司法関係者にとって、重要な課題であり、本研究の成果がそのための一助となれば幸いである。

卷末資料

- 1 高齢受刑者調査票（職員記入用）
- 2 高齢受刑者アンケート用紙
- 3 生活と困りごとに関するアンケート
- 4 単純集計表（高齢受刑者調査（職員記入用））
- 5 単純集計表（高齢受刑者アンケート）
- 6 単純集計表（生活と困りごとに関するアンケート）
- 7 罪名等の定義

巻末資料 1

高齡受刑者調査票（職員記入用）

該当する番号に○印を付け、（ ）内には、当てはまる数字等を記入してください。

- (1) 国 籍 1 日本 2 その他 国名 ()
- (2) 性 別 1 男 2 女
- (3) 出所時年齢 () 歳
- (4) 犯行時年齢 () 歳
- (5) 前 科 () (自由刑 () 罰金 ())
- (6) 入 所 度 数 () 回
- (7) 罪 名 (矯正統計調査要領の罪名符号表の符号番号) ()
- (8) 刑 期 () 月 (無期刑は、「888」と記入)
- (9) 再 犯 期 間 () 月
- (10) 暴力組織との関係 1 なし 2 あり 3 不明
- (11) 保護処分歴の有無 1 なし 2 あり 3 不明
- (12) 初回前科言い渡し時年齢 () 歳
- (13) 最 終 学 歴
- | | | | |
|----------|----------|---------|---------|
| 1 小学校中退 | 2 小学校卒業 | 3 中学校中退 | 4 中学校卒業 |
| 5 高等学校中退 | 6 高等学校卒業 | 7 大学中退 | 8 大学卒業 |
| 9 その他 | 10 不就学 | 11 不明 | |
- (14) 職業 (矯正統計調査要領の職業符号表の符号番号) ()

(15) 婚姻状況

- 1 未婚 2 配偶者あり 3 離別 4 死別 5 不詳

(16) 居住状況

- 1 定住 2 住居不定 3 不明

(17) 引受人

- 1 父母 2 配偶者 3 兄弟、姉妹 4 その他の親族
5 友人・知人 6 雇主 7 子供・孫 8 更生保護施設
9 その他 10 なし

(18) 帰住先

- 1 父母 2 配偶者 3 兄弟、姉妹 4 その他の親族
5 友人・知人 6 雇主 7 社会福祉施設 8 更生保護施設
9 子供・孫 10 その他

(19) 身体状況等（該当する番号すべてに○をつけてください。）

- 1 知的障害 2 人格障害 3 精神病 4 身体疾患等 5 身体障害
6 老衰、身体虚弱等 7 養護的処遇の必要な者 8 不該当

(20) 知能指数（IQ 相当値）（_____）（調査不能の場合は000，不明の場合は999と記入）

(21) 就業状況（釈放前の教育編入直前）

- 1 一般工場 2 経理・営繕 3 養護工場 4 独居室内
5 雑居室内 6 その他 7 不就業

(22) 処遇指標の区分及び符号（犯罪傾向の進度）

- 1 A 2 B

(23) 受講した処遇プログラム（該当する番号すべてに○をつけてください。）

- 1 覚せい剤乱用防止 2 酒害 3 交通安全 4 暴力団離脱指導
5 累犯窃盗防止教育 6 被害者の視点を取り入れた教育
7 高齢受刑者指導 8 その他（_____） 9 なし

(24) 在所期間（_____月）

(25) 出 所 事 由 1 満期釈放 2 仮釈放

(26) 出所時の所持金 (_____ 円)

では、質問を始めます。まず、^{しつもん} ^{はじ} 刑務所に入所する前^{けいむしょ にゆうしょ まえ}のことについて質問します。

Q 1 あなたは、^{けいむしょ にゆうしょ まえ} 刑務所に入所する前、だれと住んでいましたか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 1 ^{ひとりぐ} 一人暮らし | 2 ^{つま おつと} 妻または夫 (内縁関係を含む) | |
| 3 ^{りょうしん} 両親 | 4 ^{ちち} 父 | 5 ^{はは} 母 |
| 6 ^こ 子ども | 7 ^{ほか しんぞく} 他の親族 | 8 ^{やといぬしたく} 雇主宅 |
| 9 ^{こうせい ほ ご し せつ} 更生保護施設 | 10 ^た その他 (具体的に：) | |

Q 2 あなたは、^{けいむしょ にゆうしょ まえ ていしよく つ} 刑務所に入所する前、定職に就いていましたか。次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|--|---------------------------------------|
| 1 ^{ていしよく つ} 定職に就いていた | 2 ^{ひ やと しごと} パートや日雇いの仕事をしていた |
| 3 ^{しごと} 仕事をしたかったが、みつからなかった | |
| 4 ^{しごと} 仕事をしていなくても暮らせるのでしていなかった | |
| 5 ^{びょうき} 病気なので仕事ができなかった | 6 ^{しごと} 仕事をする気がなかった |
| 7 ^た その他 (具体的に：) | |

Q 3 あなたは、^{けいむしょ にゆうしょ まえ きんせんめん まいにち く こま} 刑務所に入所する前、金銭面で毎日の暮らしに困ることがありましたか。次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

- | | | |
|-----------------------------|-------------------------|------------------------------|
| 1 ^{つぎ なか} まったくなかった | 2 ^{ひと} あまりなかった | 3 ^{ばんごう まる} ときどきあった |
| 4 ^{ばんごう まる} よくあった | | |

Q 4 あなたは、^{けいむしょ にゆうしょ まえ せいかつ ひ なん} 刑務所に入所する前、生活費を何でまかなっていましたか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- | | | | |
|----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 1 ^{しごと} 仕事 | 2 ^{こうてき ねんきん} 公的な年金 | 3 ^{してき ねんきん} 私的な年金 | 4 ^{よ ちよきん} 預貯金 |
| 5 ^{ざいさん} 財産 | 6 ^{か ぞく えんじょ} 家族からの援助 | 7 ^{せいかつ ほ ご} 生活保護 | 8 ^{しゃつきん} 借金 |
| 9 ^た その他 (具体的に：) | | | |

Q 5 あなたは、^{けいむしょ にゆうしょ まえ げつ あ} 刑務所に入所する前、1 か月当たりの平均収入はどれくらいでしたか。次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけ、収入があった人はだいたいの金額を書いてください。

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 1 ^{しゅうにゅう} 収入はなかった | |
| 2 ^{しゅうにゅう} 収入があった (月平均で | ^{えん} 円くらい) |

Q 6 あなたは、^{けいむしょ にゆうしょ まえ こま} 刑務所に入所する前、困りごとや心配事を相談できる人がいましたか。次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 ^{そうだん}相談できる人はだれもいなかった
- 2 ^{かんたん}簡単なことであれば相談に乗ってくれる人がいた
- 3 ^{なん}何でも相談できる人がいた

Q 7 ^{こんかい}あなたが、今回、^{けいむしょ}刑務所に入る^{はい}ことになった^{はんざい}犯罪をしたとき、^{きょうはんしゃ}共犯者はいましたか。
^{つぎ}次の中から、^{ひと}一つだけ選んで、^{ばんごう}番号に○をつけてください。

- 1 いなかった 2 いた

Q 8 ^{こんかい}あなたが、今回、^{けいむしょ}刑務所に入る^{はい}ことになった^{はんざい}犯罪をしたとき、^{ひがいしゃ}被害者とはどのような関係でしたか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- 1 ^{おや}親・^{こども}子供 2 ^{おや}親・^{こども}子供以外の^{かぞく}家族 3 ^{しんぞく}親族 4 ^{こいびと}恋人・^{あいじん}愛人
- 5 ^{ゆうじん}友人・^{ちじん}知人 6 ^{しょくば}職場関係 7 ^{ぼうりょく}暴力団^{だんかんけい}関係
- 8 その他（^た具体的に：^{ぐたいてき} ） 9 ^{ひがいしゃ}被害者はいなかった

Q 9 あなたは、^{つぎ}次のような^{はんざい}犯罪をしたことがありますか。それぞれの^{ぶんしょう}文章をよく読んで、^よあてはまる^{ばんごう}番号に一つだけ○をつけてください。

ア ^{ひと}人の物（^{もの}お金）を^{ぬす}盗む^{はんざい}犯罪

- 1 まったくない 2 ^{かい}1回ある 3 ^{かい}2回以上ある

イ ^{ひと}人を傷つける（^{きず}暴力をふるう）^{はんざい}犯罪

- 1 まったくない 2 ^{かい}1回ある 3 ^{かい}2回以上ある

ウ ^{ひと}人をだます^{はんざい}犯罪

- 1 まったくない 2 ^{かい}1回ある 3 ^{かい}2回以上ある

エ ^{やくぶつ}薬物に関する^{はんざい}犯罪

- 1 まったくない 2 ^{かい}1回ある 3 ^{かい}2回以上ある

オ ^{こうつうかんけい}交通関係の^{はんざい}犯罪

- 1 まったくない 2 ^{かい}1回ある 3 ^{かい}2回以上ある

カ ^{せいてき}性的な^{はんざい}犯罪

- 1 まったくない 2 ^{かい}1回ある 3 ^{かい}2回以上ある

キ その他の犯罪

- 1 まったくない 2 1回ある 3 2回以上ある

Q10 あなたが、今回、犯罪をして刑務所に入ようになったわけは、あなたが考えてみて、次のうちどれにあてはまりますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 金づかいがなかった | 2 生活が派手だった |
| 3 悪い人とつきあった | 4 生活がくるしかった |
| 5 酒をやめられなかった | 6 なまけぐせや遊びぐせ（かけごと）がついた |
| 7 みえっぱりだった | 8 人にだまされた |
| 9 手に職がなかった | 10 仕事がなかった |
| 11 やけをおこした | 12 親や家族が悪かった |
| 13 妻子や家族に見捨てられた | 14 近所の環境が悪かった |
| 15 覚せい剤をうち始めた | 16 やくざになった |
| 17 異性関係に失敗した | 18 その他(具体的に：) |

Q11 あなたのこれまでの人生を振り返ると、次のうちどれが一番あてはまりますか。次の中から一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 若いころから、ずっと悪いことをしてきた
- 2 若いころは悪いことをしたが、その後落ち着いていたのに、年を取ってからまた悪いことをしてしまった
- 3 若いころは悪いことをしていなかったが、中年くらいから悪いことをするようになった
- 4 若いころからずっと悪いことはしていなかったが、年を取ってから悪いことをしてしまった

次に、現在のあなたの健康のことについて、質問します。

Q12 あなたは、現在、健康ですか、それともそうではありませんか。次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1 健康である | 2 あまり健康とはいえないが、病気ではない |
| 3 病気がちで寝込むことがある | 4 病気で、一日中寝込んでいる |

Q13 あなたは、次のようなことについてどのように思いますか。それぞれの文章をよく読んで、あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

ア 健康でいられるのは自分しだいである

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

イ 病気がどのくらいでよくなるかは、医者の腕しだいである

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

ウ 病気がよくなるかどうかは、周囲の励まししだいだ

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

エ 健康でいられるのは、運がよいだけだ

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

オ 健康でいられるのは、神様やご先祖様のおかげだ

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

カ どんな治療をしても、自分にはあまり効果がない

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

キ 金さえあれば、健康でいられる

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

つぎ 次に、出所後のことについて、質問します。

Q14 あなたが、出所して社会へもどることを考えるとき、あなたにはどんな悩みや心配ごとがありますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1 健康がすぐれないこと | 2 仕事がないこと |
| 3 お金がないこと | 4 生きがいがないこと |
| 5 頼れる人がいないこと | 6 また悪いことをしそうなこと |
| 7 家族との関係がうまくいかないこと | 8 悩みや心配ごとは特にない |
| 9 借金があること | 10 被害者への謝罪に関すること |
| 11 その他(具体的に書いてください： |) |

Q15 あなたは、出所後、どのような生計手段で生活をしていきたいと思いませんか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- | | | | |
|---------------|-----------|---------|-------|
| 1 仕事 | 2 公的な年金 | 3 私的な年金 | 4 預貯金 |
| 5 財産 | 6 家族からの援助 | 7 生活保護 | |
| 8 その他(具体的に:) | | | |

最後に、現在、あなたが感じていることや思っていることについて、質問します。

Q16 あなたにとって「一番たいせつ」なものはなんですか。次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

- | | | |
|-----------------------|---------|------------|
| 1 家族・こども | 2 宗教・信仰 | 3 ともだち・なかま |
| 4 人づきあい | 5 国家 | 6 財産・お金 |
| 7 健康 | 8 仕事 | 9 なし |
| 10 その他(具体的に書いてください:) | | |

Q17 あなたは、次のようなことについてどのように思いませんか。それぞれの文章をよく読んで、あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

ア 年をとるにつれて、悪いことが増えるばかりだ

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

イ 自分の死んだ後のことが心配だ

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

ウ 年をとるにつれて、若いときとは違う楽しみを感じる

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

エ 自分の人生の中で、望みが実現できたことはほとんどない

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

オ 自分の困りごとを、自分でうまく解決できない

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

カ いらいらすると、自分でうまく解消できない

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

キ 将来迎える死について、落ち着いて考えることができる

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

ク これからのことを考えると心配ばかりだ

- 1 そう思わない 2 どちらともいえない 3 そう思う

Q18 あなたは、刑務所での生活を振り返ってみて、どのようなことが大変でしたか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 他の受刑者との人間関係がきつかった | 2 食事が合わなかった |
| 3 職員との人間関係がきつかった | 4 十分な医療が受けられなかった |
| 5 家族と会えなくてつらかった | 6 体力的に作業がきつかった |
| 7 若い受刑者の行動についていけなかった | 8 刑務所内の規律が厳しかった |
| 9 その他(具体的に書いてください：) | |

ごきょうりよく
御協力ありがとうございました。

巻末資料 3

生活と困りごとに関するアンケート

ほうむ そうごうけんきゅうじょ
法務総合研究所

- 1 このアンケートは、みなさんの「最近の生活」や「困りごと」などについて、おたずねするものです。
- 2 アンケートは、調査以外の目的で使用することはありませんので、安心して、ありのままに答えてください。
- 3 質問文を読んで、あてはまる項目を○で囲んでください。その他にあてはまるときは、その内容を具体的に（ ）に記入してください。
- 4 記入が終わったら、封筒に入れて封をした上で、保護司さんに渡してください。アンケートは5ページあります。もれのないように記入してください。

さいしよ なまえ か
最初にあなたのお名前を書いてください。

では、次のページから質問が続きます。下の「回答の仕方のれい」のように、質問文をよく読んで、あてはまる番号に○をつけてください。

かいとう し かた
回答の仕方のれい

Q あなたは、今、結婚していますか。次の中から、一つだけ選んで、○をつけてください。

- 1 結婚している ② 結婚していない

↑
たとえば、結婚していない人は、こちらの番号に○をつけてください。

はじめに、あなた自身のことについておうかがいします。

Q 1 あなたは、現在、誰と一緒に暮らしていますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- | | | |
|----------|-------------------|-------|
| 1 一人暮らし | 2 妻または夫 (内縁関係を含む) | 3 両親 |
| 4 父 | 5 母 | 6 子ども |
| 7 他の親族 | 8 雇住宅 | |
| 9 更生保護施設 | 10 その他 (具体的に： |) |

Q 2 あなたは、現在、働いていますか。次の中から、あてはまるものを一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 定職についている | 2 パートや日雇いの仕事をしている |
| 3 まだ仕事をしていないが、見込みがある | 4 仕事をしたいが、まだ見つからない |
| 5 仕事をしなくても暮らせるのでしていない | 6 病気なので仕事ができない |
| 7 仕事をする気がないのでしていない | |
| 8 その他 (具体的に： |) |

Q 3 あなたは、現在、金銭面で毎日の暮らしに困ることがありますか。次の中から、あてはまるものを一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

- | | | | |
|----------|---------|----------|--------|
| 1 まったくない | 2 あまりない | 3 ときどきある | 4 よくある |
|----------|---------|----------|--------|

Q 4 あなたは、現在の生活費を何でまかなっていますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- | | | | |
|--------------|-----------|---------|-------|
| 1 仕事 | 2 公的な年金 | 3 私的な年金 | 4 預貯金 |
| 5 財産 | 6 家族からの援助 | 7 生活保護 | 8 借金 |
| 9 その他 (具体的に： | | |) |

Q 5 あなたが、受けている公的な援助や保険はありますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- | | | | |
|------------|-----------------------|--------|--------|
| 1 国民健康保険 | 2 要介護認定 | 3 生活保護 | 4 国民年金 |
| 5 障害者手帳等 | 6 その他の公的な援助や保険 (具体的に： | |) |
| 7 何も受けていない | | | |

Q 5 - S Q 「何も受けていない」と答えた人におたずねします。その理由について

ひとつだけ選んで、番号に○をつけてください。

- | |
|---------------------|
| 1 必要ないので受けていない |
| 2 手続きがわからないから受けていない |
| 3 手続きが面倒なので受けていない |

- 4 そのような援助や保険があることを知らなかった
5 相談したがもらえなかった

Q 6 あなたは、病院などにかかることに関して、どのようなことで悩んだり、感じたりしていますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- 1 治療費や薬代などにかかるお金がない
2 この病院へ行けばよいかわからない
3 健康保険がない
4 病院に行きたいが、仕事を休めない
5 病気になったときに面倒を見てくれる人がいない
6 病院に行っても治らないのではないかと不安だ
7 医者からあれこれ注意されたりするのはおっくうだ
8 悩みはない
9 その他（具体的に： ）

Q 7 あなたが、日ごろの生活の中で、相談したり頼れる人はいますか、いるとすれば、それは誰ですか。もっともあてはまるものを下から選んで、番号を記入してください。

- Q 7-1 困ったときに相談にのってくれる人 いる ()・いない
Q 7-2 心配事や悩みを聞いてくれる人 いる ()・いない
Q 7-3 つらいときに元気づけてくれる人 いる ()・いない
Q 7-4 病気のときに看病や世話をしてくれる人 いる ()・いない
Q 7-5 経済的に困ったときに助けてくれる人 いる ()・いない
Q 7-6 一緒に食事や余暇を楽しむ人 いる ()・いない
Q 7-7 おしゃべりしたり雑談したりする人 いる ()・いない

1 妻または夫（内縁を含む）	2 おや 親，きょうだい	3 こども 子供
4 親戚	5 雇主	6 友だち
8 福祉事務所のケースワーカー	9 保護司・更生保護施設の先生	7 きんじょ 近所の人
10 保護観察官（主任官）	11 その他	

Q 8 あなたは、現在の生活で、悩みや心配ごとがありますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 健康がすぐれないこと | 2 仕事がないこと |
| 3 お金がないこと | 4 借金があること |
| 5 家族との関係がうまくいかないこと | 6 頼れる人がいないこと |
| 7 生きがいがないこと | 8 被害者への謝罪に関すること |
| 9 また悪いことをしそうなこと | 10 悩みや心配ごとは特にな |
| 11 その他(具体的に： |) |

つぎに、保護観察についておたずねします。

Q 9 これまで保護司さんと会ったときに、どのようなことを話しましたか。あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

- 1 生活の様子を報告した
- 2 保護観察の手続きについて教えてもらった
- 3 健康の悩みや心配ごとについて相談した
- 4 仕事の悩みや心配ごとについて相談した
- 5 お金の悩みや心配ごとについて相談した
- 6 人間関係の悩みや心配ごとについて相談した
- 7 ぐちや不満を聞いてもらった
- 8 その他(具体的に：

)

きょうりよく
ご協力いただき、ありがとうございました。

巻末資料 4 単純集計表（高齢受刑者調査（職員記入用）） 注 不明の者を除く。

(1) 国籍

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	607 (100.0)	408 (100.0)	199 (100.0)
日本	593 (97.7)	398 (97.5)	195 (98.0)
韓国	11 (1.8)	8 (2.0)	3 (1.5)
朝鮮	2 (0.3)	1 (0.2)	1 (0.5)
不詳	1 (0.2)	1 (0.2)	—

(2) 性別

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	607 (100.0)	408 (100.0)	199 (100.0)
男子	556 (91.6)	395 (96.8)	161 (80.9)
女子	51 (8.4)	13 (3.2)	38 (19.1)

(3) 出所時年齢

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	607 (100.0)	408 (100.0)	199 (100.0)
65～69歳	365 (60.1)	240 (58.8)	125 (62.8)
70～74歳	177 (29.2)	120 (29.4)	57 (28.6)
75～79歳	52 (8.6)	41 (10.0)	11 (5.5)
80歳以上	13 (2.1)	7 (1.7)	6 (3.0)

(4) 犯行時年齢

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	603 (100.0)	404 (100.0)	199 (100.0)
50歳代	23 (3.8)	10 (2.5)	13 (6.5)
60歳代	437 (72.5)	287 (71.0)	150 (75.4)
70歳代	138 (22.9)	105 (26.0)	33 (16.6)
80歳代	5 (0.8)	2 (0.5)	3 (1.5)

(5) 前科

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	605 (100.0)	406 (100.0)	199 (100.0)
前科なし	72 (11.9)	25 (6.2)	47 (23.6)
1～5回	188 (31.1)	111 (27.3)	77 (38.7)
6～10回	157 (26.0)	105 (25.9)	52 (26.1)
11～15回	107 (17.7)	90 (22.2)	17 (8.5)
16～20回	55 (9.1)	49 (12.1)	6 (3.0)
21回以上	26 (4.3)	26 (6.4)	—

(自由刑)

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	603 (100.0)	405 (100.0)	198 (100.0)
前科なし	99 (16.4)	35 (8.6)	64 (32.3)
1～5回	216 (35.8)	140 (34.6)	76 (38.4)
6～10回	139 (23.1)	95 (23.5)	44 (22.2)
11～15回	104 (17.2)	91 (22.5)	13 (6.6)
16～20回	32 (5.3)	31 (7.7)	1 (0.5)
21回以上	13 (2.2)	13 (3.2)	—

(罰金刑)

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	601 (100.0)	404 (100.0)	197 (100.0)
前科なし	307 (51.1)	196 (48.5)	111 (56.3)
1～5回	260 (43.3)	179 (44.3)	81 (41.1)
6～10回	25 (4.2)	21 (5.2)	4 (2.0)
11～15回	8 (1.3)	8 (2.0)	—
16～20回	1 (0.2)	—	1 (0.5)
21回以上	—	—	—

(6) 入所度数

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	607 (100.0)	408 (100.0)	199 (100.0)
1度	175 (28.8)	76 (18.6)	99 (49.7)
2～3度	91 (15.0)	56 (13.7)	35 (17.6)
4～5度	73 (12.0)	55 (13.5)	18 (9.0)
6～7度	53 (8.7)	36 (8.8)	17 (8.5)
8～9度	57 (9.4)	38 (9.3)	19 (9.5)
10度以上	158 (26.0)	147 (36.0)	11 (5.5)

(7) 罪名

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	607 (100.0)	408 (100.0)	199 (100.0)
殺人	28 (4.6)	12 (2.9)	16 (8.0)
窃盗	295 (48.6)	200 (49.0)	95 (47.7)
詐欺	66 (10.9)	47 (11.5)	19 (9.5)
覚せい剤取締法違反	37 (6.1)	25 (6.1)	12 (6.0)
道路交通法違反	36 (5.9)	23 (5.6)	13 (6.5)
その他	145 (23.9)	101 (24.8)	44 (22.1)

(8) 刑期

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	607 (100.0)	408 (100.0)	199 (100.0)
1年以内	113 (18.6)	93 (22.8)	20 (10.1)
2年以内	201 (33.1)	134 (32.8)	67 (33.7)
3年以内	163 (26.9)	107 (26.2)	56 (28.1)
4年以内	73 (12.0)	43 (10.5)	30 (15.1)
5年以内	23 (3.8)	13 (3.2)	10 (5.0)
5年を超える	34 (5.6)	18 (4.4)	16 (8.0)

(9) 再犯期間

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	600 (100.0)	403 (100.0)	197 (100.0)
半年以内	338 (56.3)	226 (56.1)	112 (56.9)
1年以内	43 (7.2)	31 (7.7)	12 (6.1)
2年以内	51 (8.5)	32 (7.9)	19 (9.6)
3年以内	33 (5.5)	21 (5.2)	12 (6.1)
4年以内	24 (4.0)	20 (5.0)	4 (2.0)
5年以内	16 (2.7)	11 (2.7)	5 (2.5)
5年を超える	95 (15.8)	62 (15.4)	33 (16.8)

(10) 暴力組織との関係

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	602 (100.0)	404 (100.0)	198 (100.0)
なし	560 (93.0)	368 (91.1)	192 (97.0)
あり	42 (7.0)	36 (8.9)	6 (3.0)

(11) 保護処分歴の有無

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	598 (100.0)	402 (100.0)	196 (100.0)
なし	433 (72.4)	280 (69.7)	153 (78.1)
あり	155 (25.9)	113 (28.1)	42 (21.4)
不明	10 (1.7)	9 (2.2)	1 (0.5)

(12) 初回前科言渡し時年齢

区 分	総数	満期釈放	仮釈放
総 数	590 (100.0)	396 (100.0)	194 (100.0)
10歳代	40 (6.8)	37 (9.3)	3 (1.5)
20歳代	270 (45.8)	206 (52.0)	64 (33.0)
30歳代	82 (13.9)	54 (13.6)	28 (14.4)
40歳代	44 (7.5)	28 (7.1)	16 (8.2)
50歳代	31 (5.3)	24 (6.1)	7 (3.6)
60歳代	101 (17.1)	40 (10.1)	61 (31.4)
70歳代	20 (3.4)	7 (1.8)	13 (6.7)
80歳代	2 (0.3)	—	2 (1.0)

(13) 最終学歴

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	597 (100.0)	399 (100.0)	198 (100.0)
小学校中退	26 (4.4)	18 (4.5)	8 (4.0)
小学校卒業	43 (7.2)	30 (7.5)	13 (6.6)
中学校中退	24 (4.0)	18 (4.5)	6 (3.0)
中学校卒業	284 (47.6)	199 (49.9)	85 (42.9)
高等学校中退	64 (10.7)	45 (11.3)	19 (9.6)
高等学校卒業	102 (17.1)	60 (15.0)	42 (21.2)
大学中退	18 (3.0)	9 (2.3)	9 (4.5)
大学卒業	23 (3.9)	12 (3.0)	11 (5.6)
その他	10 (1.7)	5 (1.3)	5 (2.5)
不就学	3 (0.5)	3 (0.8)	—

(14) 職業

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	565 (100.0)	376 (100.0)	189 (100.0)
無職	425 (75.2)	313 (83.2)	112 (59.3)
有職	140 (24.8)	63 (16.8)	77 (40.7)

(15) 婚姻状況

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	594 (100.0)	398 (100.0)	196 (100.0)
未婚	147 (24.7)	121 (30.4)	26 (13.3)
配偶者あり	115 (19.4)	41 (10.3)	74 (37.8)
離別	288 (48.5)	214 (53.8)	74 (37.8)
死別	44 (7.4)	22 (5.5)	22 (11.2)

(16) 居住状況

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	595 (100.0)	399 (100.0)	196 (100.0)
定住	339 (57.0)	177 (44.4)	162 (82.7)
住居不定	256 (43.0)	222 (55.6)	34 (17.3)

(17) 引受人

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	607 (100.0)	408 (100.0)	199 (100.0)
父 母	3 (0.5)	1 (0.2)	2 (1.0)
配偶者	85 (14.0)	28 (6.9)	57 (28.6)
兄弟，姉妹	31 (5.1)	16 (3.9)	15 (7.5)
その他の親族	14 (2.3)	9 (2.2)	5 (2.5)
友人・知人	33 (5.4)	17 (4.2)	16 (8.0)
雇 主	8 (1.3)	2 (0.5)	6 (3.0)
子供・孫	52 (8.6)	10 (2.5)	42 (21.1)
更生保護施設	63 (10.4)	13 (3.2)	50 (25.1)
その他	16 (2.6)	12 (2.9)	4 (2.0)
なし	302 (49.8)	300 (73.5)	2 (1.0)

(18) 帰宅先

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	607 (100.0)	408 (100.0)	199 (100.0)
父 母	6 (1.0)	4 (1.0)	2 (1.0)
配偶者	91 (15.0)	35 (8.6)	56 (28.1)
兄弟，姉妹	48 (7.9)	35 (8.6)	13 (6.5)
その他の親族	19 (3.1)	13 (3.2)	6 (3.0)
友人・知人	52 (8.6)	36 (8.8)	16 (8.0)
雇 主	10 (1.6)	5 (1.2)	5 (2.5)
社会福祉施設	10 (1.6)	10 (2.5)	—
更生保護施設	75 (12.4)	22 (5.4)	53 (26.6)
子供・孫	59 (9.7)	16 (3.9)	43 (21.6)
その他	237 (39.0)	232 (56.9)	5 (2.5)

(19) 身体状況等（該当するものを複数選択可）

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	607 (100.0)	408 (100.0)	199 (100.0)
知的障害	23 (3.8)	21 (5.1)	2 (1.0)
人格障害	7 (1.2)	6 (1.5)	1 (0.5)
精神病	23 (3.8)	15 (3.7)	8 (4.0)
身体疾患等	310 (51.1)	211 (51.7)	99 (49.7)
身体障害	57 (9.4)	44 (10.8)	13 (6.5)
老衰, 身体虚弱等	122 (20.1)	95 (23.3)	27 (13.6)
養護的処遇を要する	85 (14.0)	68 (16.7)	17 (8.5)
非該当	180 (29.7)	107 (26.2)	73 (36.7)

(20) 知能指数 (IQ 相当値)

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	599 (100.0)	404 (100.0)	195 (100.0)
50未満	168 (28.0)	128 (31.7)	40 (20.5)
50台	120 (20.0)	78 (19.3)	42 (21.5)
60台	132 (22.0)	92 (22.8)	40 (20.5)
70台	114 (19.0)	72 (17.8)	42 (21.5)
80台	51 (8.5)	29 (7.2)	22 (11.3)
90台	13 (2.2)	5 (1.2)	8 (4.1)
100台	1 (0.2)	—	1 (0.5)

(21) 刑務所内での就業状況

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	599 (100.0)	401 (100.0)	198 (100.0)
一般工場	357 (59.6)	200 (49.9)	157 (79.3)
経理・営繕	42 (7.0)	27 (6.7)	15 (7.6)
養護工場	91 (15.2)	72 (18.0)	19 (9.6)
独居室内	69 (11.5)	64 (16.0)	5 (2.5)
雑居室内	12 (2.0)	11 (2.7)	1 (0.5)
その他	2 (0.3)	2 (0.5)	—
不就業	26 (4.3)	25 (6.2)	1 (0.5)

(22) 犯罪傾向の進度

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	607 (100.0)	408 (100.0)	199 (100.0)
犯罪傾向が進んでいない	191 (31.5)	84 (20.6)	107 (53.8)
犯罪傾向が進んでいる	416 (68.5)	324 (79.4)	92 (46.2)

(23) 受講した処遇プログラム（該当するものを複数選択可）

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	606 (100.0)	408 (100.0)	198 (100.0)
覚せい剤乱用防止	11 (1.8)	7 (1.7)	4 (2.0)
酒害	6 (1.0)	5 (1.2)	1 (0.5)
交通安全	16 (2.6)	6 (1.5)	10 (5.1)
暴力団離脱指導	1 (0.2)	1 (0.2)	—
累犯窃盗防止教育	10 (1.7)	9 (2.2)	1 (0.5)
被害者の視点を取り入れた教育	3 (0.5)	1 (0.2)	2 (1.0)
高齢受刑者指導	22 (3.6)	8 (2.0)	14 (7.1)
その他	8 (1.3)	3 (0.7)	5 (2.5)
なし	529 (87.3)	367 (90.0)	162 (81.8)

(24) 在所期間

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	607 (100.0)	408 (100.0)	199 (100.0)
1 年以内	158 (26.0)	124 (30.4)	34 (17.1)
2 年以内	207 (34.1)	116 (28.4)	91 (45.7)
3 年以内	142 (23.4)	104 (25.5)	38 (19.1)
4 年以内	59 (9.7)	36 (8.8)	23 (11.6)
5 年以内	18 (3.0)	14 (3.4)	4 (2.0)
5 年を超える	23 (3.8)	14 (3.4)	9 (4.5)

(25) 出所時の所持金

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	607 (100.0)	408 (100.0)	199 (100.0)
1 万円以内	72 (11.9)	67 (16.4)	5 (2.5)
3 万円以内	139 (22.9)	108 (26.5)	31 (15.6)
5 万円以内	85 (14.0)	48 (11.8)	37 (18.6)
10万円以内	139 (22.9)	85 (20.8)	54 (27.1)
15万円以内	55 (9.1)	34 (8.3)	21 (10.6)
20万円以内	39 (6.4)	23 (5.6)	16 (8.0)
20万円を超える	78 (12.9)	43 (10.5)	35 (17.6)

巻末資料 5 単純集計表（高齢受刑者アンケート） 注 無回答を除く。

Q 1 あなたは、刑務所に入所する前，だれと住んでいましたか。次の中から，あてはまるものを全部選んで，番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
調査回答者総数	391 (100.0)	251 (100.0)	140 (100.0)
一人暮らし	198 (50.6)	152 (60.6)	46 (32.9)
妻又は夫（内縁関係含む）	118 (30.2)	57 (22.7)	61 (43.6)
両親	4 (1.0)	3 (1.2)	1 (0.7)
父	3 (0.8)	2 (0.8)	1 (0.7)
母	12 (3.1)	7 (2.8)	5 (3.6)
子供	71 (18.2)	27 (10.8)	44 (31.4)
他の親族	11 (2.8)	9 (3.6)	2 (1.4)
雇主宅	7 (1.8)	5 (2.0)	2 (1.4)
更生保護施設	9 (2.3)	8 (3.2)	1 (0.7)
その他	31 (7.9)	20 (8.0)	11 (7.9)

Q 2 あなたは、刑務所に入所する前，定職に就いていましたか。次の中から，一つだけ選んで，番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	386 (100.0)	249 (100.0)	137 (100.0)
定職に就いていた	124 (32.1)	62 (24.9)	62 (45.3)
パートや日雇いの仕事をしていた	52 (13.5)	30 (12.0)	22 (16.1)
仕事をしなかったが、みつからなかった	100 (25.9)	79 (31.7)	21 (15.3)
仕事をしていなくても暮らせるのでし ていなかった	26 (6.7)	17 (6.8)	9 (6.6)
病気なので仕事ができなかった	46 (11.9)	34 (13.7)	12 (8.8)
仕事をする気がなかった	6 (1.6)	6 (2.4)	—
その他	32 (8.3)	21 (8.4)	11 (8.0)

Q 3 あなたは、刑務所に入所する前，金銭面で毎日の暮らしに困ることがありましたか。次の中から，一つだけ選んで，番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	384 (100.0)	250 (100.0)	134 (100.0)
まったくなかった	66 (17.2)	31 (12.4)	35 (26.1)
あまりなかった	102 (26.6)	59 (23.6)	43 (32.1)
ときどきあった	111 (28.9)	71 (28.4)	40 (29.9)
よくあった	105 (27.3)	89 (35.6)	16 (11.9)

Q 4 あなたは、刑務所に入所する前，生活費を何でまかなっていましたか。次の中から，あてはまるものを全部選んで，番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
調査回答者総数	391 (100.0)	251 (100.0)	140 (100.0)
仕事	175 (44.8)	101 (40.2)	74 (52.9)
公的な年金	87 (22.3)	42 (16.7)	45 (32.1)
私的な年金	16 (4.1)	7 (2.8)	9 (6.4)
預貯金	42 (10.7)	28 (11.2)	14 (10.0)
財産	16 (4.1)	6 (2.4)	10 (7.1)
家族からの援助	40 (10.2)	21 (8.4)	19 (13.6)
生活保護	85 (21.7)	61 (24.3)	24 (17.1)
借金	32 (8.2)	22 (8.8)	10 (7.1)
その他	46 (11.8)	36 (14.3)	10 (7.1)

Q 5 あなたは、刑務所に入所する前，1か月当たりの平均収入はどれくらいでしたか。次の中から，一つだけ選んで，番号に○をつけ，収入があった人はだいたいの金額を書いてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	387 (100.0)	249 (100.0)	138 (100.0)
収入はなかった	109 (28.2)	92 (36.9)	17 (12.3)
収入があった	278 (71.8)	157 (63.1)	121 (87.7)

Q 6 あなたは、刑務所に入所する前，困りごとや心配事を相談できる人がいましたか。次の中から，一つだけ選んで，番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	389 (100.0)	250 (100.0)	139 (100.0)
相談できる人はだれもいなかった	137 (35.2)	109 (43.6)	28 (20.1)
簡単なことであれば相談に乗ってくれる人がいた	152 (39.1)	83 (33.2)	69 (49.6)
何でも相談できる人がいた	100 (25.7)	58 (23.2)	42 (30.2)

Q 7 あなたが，今回，刑務所に入ることになった犯罪をしたとき，共犯者はいましたか。次の中から，一つだけ選んで，番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	390 (100.0)	251 (100.0)	139 (100.0)
いなかった	340 (87.2)	226 (90.0)	114 (82.0)
いた	50 (12.8)	25 (10.0)	25 (18.0)

Q 8 あなたが、今回、刑務所に入ることになった犯罪をしたとき、被害者とはどのような関係でしたか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
調査回答者総数	391 (100.0)	251 (100.0)	140 (100.0)
親・子供	10 (2.6)	5 (2.0)	5 (3.6)
親・子供以外の家族	9 (2.3)	4 (1.6)	5 (3.6)
親族	10 (2.6)	5 (2.0)	5 (3.6)
恋人・愛人	9 (2.3)	6 (2.4)	3 (2.1)
友人・知人	43 (11.0)	30 (12.0)	13 (9.3)
職場関係	26 (6.6)	13 (5.2)	13 (9.3)
暴力団関係	5 (1.3)	5 (2.0)	—
その他	181 (46.3)	111 (44.2)	70 (50.0)
被害者はいなかった	101 (25.8)	72 (28.7)	29 (20.7)

Q 9 あなたは、次のような犯罪をしたことがありますか。それぞれの文章をよく読んで、あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

ア 人の物（お金）を盗む犯罪

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	373 (100.0)	241 (100.0)	132 (100.0)
まったくない	179 (48.0)	99 (41.1)	80 (60.6)
1回ある	40 (10.7)	28 (11.6)	12 (9.1)
2回以上ある	154 (41.3)	114 (47.3)	40 (30.3)

イ 人を傷つける（暴力をふるう）犯罪

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	364 (100.0)	238 (100.0)	126 (100.0)
まったくない	258 (70.9)	159 (66.8)	99 (78.6)
1回ある	54 (14.8)	34 (14.3)	20 (15.9)
2回以上ある	52 (14.3)	45 (18.9)	7 (5.6)

ウ 人をだます犯罪

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	369 (100.0)	241 (100.0)	128 (100.0)
まったくない	271 (73.4)	164 (68.0)	107 (83.6)
1回ある	49 (13.3)	35 (14.5)	14 (10.9)
2回以上ある	49 (13.3)	42 (17.4)	7 (5.5)

エ 薬物に関する犯罪

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	371 (100.0)	240 (100.0)	131 (100.0)
まったくない	317 (85.4)	201 (83.8)	116 (88.5)
1 回ある	11 (3.0)	10 (4.2)	1 (0.8)
2 回以上ある	43 (11.6)	29 (12.1)	14 (10.7)

オ 交通関係の犯罪

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	372 (100.0)	241 (100.0)	131 (100.0)
まったくない	257 (69.1)	168 (69.7)	89 (67.9)
1 回ある	54 (14.5)	36 (14.9)	18 (13.7)
2 回以上ある	61 (16.4)	37 (15.4)	24 (18.3)

カ 性的な犯罪

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	372 (100.0)	241 (100.0)	131 (100.0)
まったくない	347 (93.3)	221 (91.7)	126 (96.2)
1 回ある	16 (4.3)	12 (5.0)	4 (3.1)
2 回以上ある	9 (2.4)	8 (3.3)	1 (0.8)

キ その他の犯罪

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	360 (100.0)	230 (100.0)	130 (100.0)
まったくない	267 (74.2)	164 (71.3)	103 (79.2)
1 回ある	30 (8.3)	19 (8.3)	11 (8.5)
2 回以上ある	63 (17.5)	47 (20.4)	16 (12.3)

Q10 あなたが、今回、犯罪をして刑務所に入るようになったわけは、あなたが考えてみて、次のうちどれにあてはまりますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
調査回答者総数	391 (100.0)	251 (100.0)	140 (100.0)
金づかいがなかった	107 (27.4)	70 (27.9)	37 (26.4)
生活が派手だった	50 (12.8)	26 (10.4)	24 (17.1)
悪い人とききあった	38 (9.7)	22 (8.8)	16 (11.4)
生活がくるしかった	96 (24.6)	73 (29.1)	23 (16.4)
酒をやめられなかった	100 (25.6)	77 (30.7)	23 (16.4)
なまけぐせや遊びぐせ(かけごと)がついた	52 (13.3)	31 (12.4)	21 (15.0)
みえっぱりだった	60 (15.3)	35 (13.9)	25 (17.9)
人にだまされた	63 (16.1)	36 (14.3)	27 (19.3)
手に職がなかった	44 (11.3)	31 (12.4)	13 (9.3)
仕事なかった	90 (23.0)	71 (28.3)	19 (13.6)
やけをおこした	54 (13.8)	35 (13.9)	19 (13.6)
親や家族が悪かった	8 (2.0)	7 (2.8)	1 (0.7)
妻子や家族に見捨てられた	17 (4.3)	12 (4.8)	5 (3.6)
近所の環境が悪かった	9 (2.3)	6 (2.4)	3 (2.1)
覚せい剤をうち始めた	27 (6.9)	19 (7.6)	8 (5.7)
やくざになった	14 (3.6)	11 (4.4)	3 (2.1)
異性関係に失敗した	17 (4.3)	11 (4.4)	6 (4.3)
その他	71 (18.2)	39 (15.5)	32 (22.9)

Q11 あなたのこれまでの人生を振り返ると、次のうちどれが一番あてはまりますか。次の中から一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	350 (100.0)	225 (100.0)	125 (100.0)
若いころから、ずっと悪いことをしてきた	59 (16.9)	53 (23.6)	6 (4.8)
若いころは悪いことをしたが、その後落ち着いていたのに、年を取ってからまた悪いことをしてしまった	91 (26.0)	56 (24.9)	35 (28.0)
若いころは悪いことをしていなかったが、中年くらいから悪いことをするようになった	82 (23.4)	54 (24.0)	28 (22.4)
若いころからずっと悪いことはしていなかったが、年を取ってから悪いことをしてしまった	118 (33.7)	62 (27.6)	56 (44.8)

Q12 あなたは、現在、健康ですか、それともそうではありませんか。次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	379 (100.0)	240 (100.0)	139 (100.0)
健康である	129 (34.0)	74 (30.8)	55 (39.6)
あまり健康とはいえないが、病気ではない	188 (49.6)	118 (49.2)	70 (50.4)
病気がちで寝込むことがある	57 (15.0)	44 (18.3)	13 (9.4)
病気で、一日中寝込んでいる	5 (1.3)	4 (1.7)	1 (0.7)

Q13 あなたは、次のようなことについてどのように思いますか。それぞれの文章をよく読んで、あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

ア 健康でいられるのは自分しだいである

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	378 (100.0)	243 (100.0)	135 (100.0)
そう思わない	51 (13.5)	30 (12.3)	21 (15.6)
どちらともいえない	66 (17.5)	48 (19.8)	18 (13.3)
そう思う	261 (69.0)	165 (67.9)	96 (71.1)

イ 病気がどのくらいでよくなるかは、医者の腕しだいである

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	380 (100.0)	244 (100.0)	136 (100.0)
そう思わない	141 (37.1)	82 (33.6)	59 (43.4)
どちらともいえない	133 (35.0)	90 (36.9)	43 (31.6)
そう思う	106 (27.9)	72 (29.5)	34 (25.0)

ウ 病気がよくなるかどうかは、周囲の励まししだいだ

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	380 (100.0)	244 (100.0)	136 (100.0)
そう思わない	170 (44.7)	111 (45.5)	59 (43.4)
どちらともいえない	112 (29.5)	75 (30.7)	37 (27.2)
そう思う	98 (25.8)	58 (23.8)	40 (29.4)

エ 健康でいられるのは、運がよいだけだ

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	375 (100.0)	240 (100.0)	135 (100.0)
そう思わない	197 (52.5)	119 (49.6)	78 (57.8)
どちらともいえない	97 (25.9)	66 (27.5)	31 (23.0)
そう思う	81 (21.6)	55 (22.9)	26 (19.3)

オ 健康でいられるのは、神様やご先祖様のおかげだ

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	377 (100.0)	241 (100.0)	136 (100.0)
そう思わない	191 (50.7)	127 (52.7)	64 (47.1)
どちらともいえない	87 (23.1)	52 (21.6)	35 (25.7)
そう思う	99 (26.3)	62 (25.7)	37 (27.2)

カ どんな治療をしても、自分にはあまり効果がない

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	375 (100.0)	240 (100.0)	135 (100.0)
そう思わない	228 (60.8)	143 (59.6)	85 (63.0)
どちらともいえない	111 (29.6)	79 (32.9)	32 (23.7)
そう思う	36 (9.6)	18 (7.5)	18 (13.3)

キ 金さえあれば、健康でいられる

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	381 (100.0)	245 (100.0)	136 (100.0)
そう思わない	252 (66.1)	154 (62.9)	98 (72.1)
どちらともいえない	81 (21.3)	54 (22.0)	27 (19.9)
そう思う	48 (12.6)	37 (15.1)	11 (8.1)

Q14 あなたが、出所して社会へもどることを考えるとき、あなたにはどんな悩みや心配ごとがありますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
調査回答者総数	391 (100.0)	251 (100.0)	140 (100.0)
健康がすぐれないこと	134 (34.3)	96 (38.2)	38 (27.1)
仕事がないこと	162 (41.4)	114 (45.4)	48 (34.3)
お金がないこと	167 (42.7)	119 (47.4)	48 (34.3)
生きがいがないこと	36 (9.2)	26 (10.4)	10 (7.1)
頼れる人がいないこと	94 (24.0)	79 (31.5)	15 (10.7)
また悪いことをしそうなこと	29 (7.4)	28 (11.2)	1 (0.7)
家族との関係がうまくいかないこと	46 (11.8)	28 (11.2)	18 (12.9)
悩みや心配ごとは特にない	78 (19.9)	44 (17.5)	34 (24.3)
借金があること	39 (10.0)	21 (8.4)	18 (12.9)
被害者の謝罪に関すること	62 (15.9)	23 (9.2)	39 (27.9)
その他	49 (12.5)	34 (13.5)	15 (10.7)

Q15 あなたは、出所後、どのような生計手段で生活をしていきたいと思いますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
調査回答者総数	391 (100.0)	251 (100.0)	140 (100.0)
仕事	203 (51.9)	122 (48.6)	81 (57.9)
公的な年金	110 (28.1)	52 (20.7)	58 (41.4)
私的な年金	26 (6.6)	10 (4.0)	16 (11.4)
預貯金	33 (8.4)	16 (6.4)	17 (12.1)
財産	20 (5.1)	10 (4.0)	10 (7.1)
家族からの援助	41 (10.5)	18 (7.2)	23 (16.4)
生活保護	153 (39.1)	123 (49.0)	30 (21.4)
その他	36 (9.2)	27 (10.8)	9 (6.4)

Q16 あなたにとって「一番たいせつ」なものはなんですか。次の中から、一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	342 (100.0)	219 (100.0)	123 (100.0)
家族・こども	119 (34.8)	47 (21.5)	72 (58.5)
宗教・信仰	6 (1.8)	4 (1.8)	2 (1.6)
ともだち・なかま	7 (2.0)	4 (1.8)	3 (2.4)
人づきあい	12 (3.5)	4 (1.8)	8 (6.5)
国家	2 (0.6)	2 (0.9)	(0.0)
財産・お金	23 (6.7)	20 (9.1)	3 (2.4)
健康	137 (40.1)	106 (48.4)	31 (25.2)
仕事	27 (7.9)	25 (11.4)	2 (1.6)
なし	7 (2.0)	6 (2.7)	1 (0.8)
その他	2 (0.6)	1 (0.5)	1 (0.8)

Q17 あなたは、次のようなことについてどのように思いますか。それぞれの文章をよく読んで、あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

ア 年をとるにつれて、悪いことが増えるばかりだ

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	377 (100.0)	244 (100.0)	133 (100.0)
そう思わない	179 (47.5)	103 (42.2)	76 (57.1)
どちらともいえない	82 (21.8)	57 (23.4)	25 (18.8)
そう思う	116 (30.8)	84 (34.4)	32 (24.1)

イ 自分の死んだ後のことが心配だ

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	380 (100.0)	244 (100.0)	136 (100.0)
そう思わない	161 (42.4)	108 (44.3)	53 (39.0)
どちらともいえない	89 (23.4)	63 (25.8)	26 (19.1)
そう思う	130 (34.2)	73 (29.9)	57 (41.9)

ウ 年をとるにつれて、若いときとは違う楽しみを感じる

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	380 (100.0)	244 (100.0)	136 (100.0)
そう思わない	102 (26.8)	75 (30.7)	27 (19.9)
どちらともいえない	128 (33.7)	77 (31.6)	51 (37.5)
そう思う	150 (39.5)	92 (37.7)	58 (42.6)

エ 自分の人生の中で、望みが実現できたことはほとんどない

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	379 (100.0)	243 (100.0)	136 (100.0)
そう思わない	163 (43.0)	93 (38.3)	70 (51.5)
どちらともいえない	96 (25.3)	61 (25.1)	35 (25.7)
そう思う	120 (31.7)	89 (36.6)	31 (22.8)

オ 自分の困りごとを、自分でうまく解決できない

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	381 (100.0)	244 (100.0)	137 (100.0)
そう思わない	153 (40.2)	92 (37.7)	61 (44.5)
どちらともいえない	102 (26.8)	60 (24.6)	42 (30.7)
そう思う	126 (33.1)	92 (37.7)	34 (24.8)

カ いらいらすると、自分でうまく解消できない

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	374 (100.0)	240 (100.0)	134 (100.0)
そう思わない	178 (47.6)	105 (43.8)	73 (54.5)
どちらともいえない	84 (22.5)	54 (22.5)	30 (22.4)
そう思う	112 (29.9)	81 (33.8)	31 (23.1)

キ 将来迎える死について、落ち着いて考えることができる

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	372 (100.0)	242 (100.0)	130 (100.0)
そう思わない	72 (19.4)	49 (20.2)	23 (17.7)
どちらともいえない	136 (36.6)	89 (36.8)	47 (36.2)
そう思う	164 (44.1)	104 (43.0)	60 (46.2)

ク これからのことを考えると心配ばかりだ

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
総 数	374 (100.0)	242 (100.0)	132 (100.0)
そう思わない	121 (32.4)	66 (27.3)	55 (41.7)
どちらともいえない	73 (19.5)	47 (19.4)	26 (19.7)
そう思う	180 (48.1)	129 (53.3)	51 (38.6)

Q18 あなたは、刑務所での生活を振り返ってみて、どのようなことが大変でしたか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

区 分	総 数	満期釈放	仮釈放
調査回答者総数	391 (100.0)	251 (100.0)	140 (100.0)
他の受刑者との人間関係がきつかった	246 (62.9)	155 (61.8)	91 (65.0)
食事が合わなかった	99 (25.3)	69 (27.5)	30 (21.4)
職員との人間関係がきつかった	51 (13.0)	39 (15.5)	12 (8.6)
十分な医療が受けられなかった	83 (21.2)	52 (20.7)	31 (22.1)
家族と会えなくてつらかった	79 (20.2)	37 (14.7)	42 (30.0)
体力的に作業がきつかった	62 (15.9)	34 (13.5)	28 (20.0)
若い受刑者の行動についていけなかった	110 (28.1)	64 (25.5)	46 (32.9)
刑務所内の規律が厳しかった	61 (15.6)	39 (15.5)	22 (15.7)
その他	57 (14.6)	40 (15.9)	17 (12.1)

巻末資料 6 単純集計表（生活と困りごとに関するアンケート） 注 無回答を除く。

Q 1 あなたは、現在、誰と一緒に暮らしていますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

総 数	110	(100.0)
一人暮らし	17	(15.5)
妻または夫（内縁関係も含む）	43	(39.1)
両親	0	(0.0)
父	1	(0.9)
母	2	(1.8)
子ども	33	(30.0)
他の親族	12	(10.9)
雇住宅	0	(0.0)
更生保護施設	24	(21.8)
その他	4	(3.6)

Q 2 あなたは、現在、働いていますか。次の中から、あてはまるものを一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

総 数	110	(100.0)
定職についている	12	(10.9)
パートや日雇いの仕事をしている	15	(13.6)
まだ仕事をしていないが、見込みがある	17	(15.5)
仕事をしたいが、まだ見つからない	18	(16.4)
仕事をしなくても暮らせるのでしていない	12	(10.9)
病気なので仕事ができない	24	(21.8)
仕事をする気がないのでしていない	0	(0.0)
その他	12	(10.9)

Q 3 あなたは、現在、金銭面で毎日の暮らしに困ることがありますか。次の中から、あてはまるものを一つだけ選んで、番号に○をつけてください。

総 数	109	(100.0)
まったくない	27	(24.8)
あまりない	44	(40.4)
ときどきある	24	(22.0)
よくある	14	(12.8)

Q 4 あなたは、現在の生活費を何でまかなっていますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

総 数	110	(100.0)
仕事	22	(20.0)
公的な年金	54	(49.1)
私的な年金	12	(10.9)
預貯金	12	(10.9)
財産	2	(1.8)
家族からの援助	27	(24.5)
生活保護	16	(14.5)
借金	6	(5.5)
その他	1	(0.9)

Q 5 あなたが、現在、受けている公的な援助や保険はありますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

総 数	110	(100.0)
国民健康保険	65	(59.1)
要介護認定	10	(9.1)
生活保護	16	(14.5)
国民年金	37	(33.6)
障害者手帳等	2	(1.8)
その他の公的な援助や保険	0	(0.0)
何も受けていない	17	(15.5)

Q 5-S Q 「何も受けていない」と答えた人におたずねします。その理由についてひとつだけ選んで、番号に○をつけてください。

総 数	17	(100.0)
必要ないので受けていない	10	(58.8)
手続きがわからないから受けていない	2	(11.8)
手続きが面倒なので受けていない	0	(0.0)
そのような援助や保険があることを知らなかった	1	(5.9)
相談したがもらえなかった	2	(11.8)
無回答	2	(11.8)

Q 6 あなたは、病院などにかかることに関して、どのようなことで悩んだり、感じたりしていますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

総 数	110	(100.0)
治療費や薬代などにかかるお金がない	19	(17.3)
どこの病院へ行けばよいかわからない	6	(5.5)
健康保険がない	7	(6.4)
病院に行きたいが、仕事を休めない	3	(2.7)
病気になったときに面倒を見てくれる人がいない	16	(14.5)
病院に行っても治らないのではないかと不安だ	13	(11.8)
医者からあれこれ注意されたりするのはおっくうだ	3	(2.7)
悩みはない	54	(49.1)
その他	4	(3.6)

Q 7 あなたが、日ごろの生活の中で、相談したり頼れる人はいますか、いるとすれば、それは誰ですか。あてはまるものを下から選んで、番号を記入してください。

Q 7-1 困ったときに相談に乗ってくれる人

総 数	108	
いる	88	(81.5)
妻または夫（内縁を含む）	23	(21.3)
親、きょうだい	15	(13.9)
子供	25	(23.1)
親戚	2	(1.9)
雇主	3	(2.8)
友だち	11	(10.2)
近所の人	3	(2.8)
福祉事務所のケースワーカー	2	(1.9)
保護司・更生保護施設の先生	23	(21.3)
保護観察官（主任官）	6	(5.6)
その他	1	(0.9)
いない	20	(18.5)

Q7-2 心配ごとや悩みを聞いてくれる人

総 数	107	
いる	87	(81.3)
妻または夫（内縁を含む）	22	(20.6)
親, きょうだい	13	(12.1)
子供	20	(18.7)
親戚	2	(1.9)
雇主	3	(2.8)
友だち	14	(13.1)
近所の人	4	(3.7)
福祉事務所のケースワーカー	3	(2.8)
保護司・更生保護施設の先生	28	(26.2)
保護観察官（主任官）	5	(4.7)
その他	1	(0.9)
いない	20	(18.7)

Q7-3 つらいときに元気づけてくれる人

総 数	107	
いる	80	(74.8)
妻または夫（内縁を含む）	26	(24.3)
親, きょうだい	12	(11.2)
子供	23	(21.5)
親戚	2	(1.9)
雇主	1	(0.9)
友だち	13	(12.1)
近所の人	3	(2.8)
福祉事務所のケースワーカー	3	(2.8)
保護司・更生保護施設の先生	21	(19.6)
保護観察官（主任官）	5	(4.7)
その他	1	(0.9)
いない	27	(25.2)

Q 7-4 病気のときに看病や世話をしてくれる人

総 数	107	
いる	69	(64.5)
妻または夫（内縁を含む）	35	(32.7)
親，きょうだい	6	(5.6)
子供	29	(27.1)
親戚	2	(1.9)
雇主	1	(0.9)
友だち	4	(3.7)
近所の人	1	(0.9)
福祉事務所のケースワーカー	3	(2.8)
保護司・更生保護施設の先生	5	(4.7)
保護観察官（主任官）	2	(1.9)
その他	1	(0.9)
いない	38	(35.5)

Q 7-5 経済的に困ったときに助けてくれる人

総 数	108	
いる	62	(57.4)
妻または夫（内縁を含む）	18	(16.7)
親，きょうだい	11	(10.2)
子供	31	(28.7)
親戚	2	(1.9)
雇主	3	(2.8)
友だち	4	(3.7)
近所の人	1	(0.9)
福祉事務所のケースワーカー	0	(0.0)
保護司・更生保護施設の先生	3	(2.8)
保護観察官（主任官）	1	(0.9)
その他	1	(0.9)
いない	46	(42.6)

Q 7 - 6 一緒に食事や余暇を楽しむ人

総 数	108	
いる	71	(65.7)
妻または夫（内縁を含む）	28	(25.9)
親，きょうだい	9	(8.3)
子供	23	(21.3)
親戚	2	(1.9)
雇主	1	(0.9)
友だち	16	(14.8)
近所の人	3	(2.8)
福祉事務所のケースワーカー	1	(0.9)
保護司・更生保護施設の先生	3	(2.8)
保護観察官（主任官）	0	(0.0)
その他	2	(1.9)
いない	37	(34.3)

Q 7 - 7 おしゃべりをしたり雑談したりする人

総 数	106	
いる	80	(75.5)
妻または夫（内縁を含む）	22	(20.8)
親，きょうだい	11	(10.4)
子供	18	(17.0)
親戚	2	(1.9)
雇主	2	(1.9)
友だち	25	(23.6)
近所の人	6	(5.7)
福祉事務所のケースワーカー	1	(0.9)
保護司・更生保護施設の先生	6	(5.7)
保護観察官（主任官）	0	(0.0)
その他	3	(2.8)
いない	26	(24.5)

Q 8 あなたは、現在の生活で、悩みや心配ごとがありますか。次の中から、あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

総 数	110	(100.0)
健康がすぐれないこと	51	(46.4)
仕事がないこと	34	(30.9)
お金がないこと	38	(34.5)
借金があること	17	(15.5)
家族との関係がうまくいかないこと	12	(10.9)
頼れる人がいないこと	14	(12.7)
生きがいがないこと	9	(8.2)
被害者への謝罪に関すること	16	(14.5)
また悪いことをしそうなこと	1	(0.9)
悩みや心配ことは特にない	35	(31.8)
その他	3	(2.7)

Q 9 これまで保護司さんと会ったときに、どのようなことを話しましたか。あてはまるものを全部選んで、番号に○をつけてください。

総 数	110	(100.0)
生活の様子を報告した	93	(84.5)
保護観察の手続きについて教えてもらった	49	(44.5)
健康の悩みや心配ごとについて相談した	44	(40.0)
仕事の悩みや心配ごとについて相談した	29	(26.4)
お金の悩みや心配ごとについて相談した	14	(12.7)
人間関係の悩みや心配ごとについて相談した	16	(14.5)
ぐちや不満を聞いてもらった	28	(25.5)
その他	2	(1.8)

巻末資料 7 罪名等の定義

- 1 「**刑法犯**」 特に注記のない限り、刑法（明治40年法律第45号）及び次の特別法に規定する罪をいう。

①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号） ②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号） ③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号） ④暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号） ⑤盗犯等の防止及び処分にに関する法律（昭和5年法律第9号） ⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号） ⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号） ⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号） ⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号） ⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）

- 2 「**業過**」 業務上過失致死傷及び重過失致死傷をいう。

- 3 「**交通関係業過**」 業過のうち、道路上の交通事故に係るものをいう。

- 4 「**一般刑法犯**」 刑法犯全体から交通関係業過を除いたものをいう。

- 5 「**道交違反**」 道路交通法（昭和35年法律第105号）違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反をいう。

- 6 **刑法犯の基本罪名には、特に掲げる場合を除いて、次の罪を含む。**

①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重軽減類型。ただし、業過を除く。⑥盗犯等の防止及び処分にに関する法律による加重類型

- 7 **次に掲げる刑法犯の罪名には、括弧内の罪名を含む。**

①殺人（自殺関与・同意殺人） ②強盗（強盗殺人・強盗強姦） ③傷害（現場助勢） ④脅迫（強要）

[注]

- 1 警察庁の統計による場合、「刑法犯」は、印紙犯罪処罰法違反及び人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律違反を含まず、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）違反、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）違反、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）違反、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）違反及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）違反を含む。

- 2 警察庁の統計による場合、「暴行」及び「脅迫」は暴力行為等処罰に関する法律1条及び1条ノ3に規定する加重類型を、「傷害」は同法律1条ノ2及び1条ノ3に規定する加重類型を、それぞれ含む。

- 3 警察庁の統計による場合、「交通関係業過」は、道路上の交通事故に係る過失致死傷を含む。

平成 19 年 3 月 印 刷

平成 19 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
